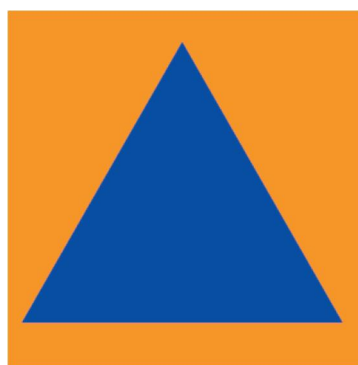


福生市国民保護計画



(令和7年3月変更)

福 生 市

◆ 表紙のマークは、国民保護措置を行う団体とその要員、建物及び物品の保護並びに避難所を識別するために使用するものです。ジュネーヴ諸条約追加議定書 I（1949 年）で定められている国際的な標章です。

目 次

第1編 総論	1
第1章 福生市の責務、計画の位置付け、構成等.....	1
1 福生市の責務及び福生市国民保護計画の位置付け	1
2 計画の構成.....	1
3 計画の見直し、変更手続.....	2
第2章 国民保護措置に関する基本方針	3
第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等.....	5
第4章 福生市の地理的、社会的特徴.....	8
第5章 福生市国民保護計画が対象とする事態	10
1 武力攻撃事態	10
2 緊急対処事態	11
3 NBCを使用した攻撃.....	12
4 その他の攻撃	12
第2編 平素からの備え	13
第1章 組織及び体制の整備等.....	13
第1 福生市における組織及び体制の整備	13
1 福生市における平素の業務.....	13
2 福生市職員の参集基準等	14
3 消防の初動体制の把握等	16
4 国民の権利利益の救済に係る手続等.....	16
第2 関係機関との連携体制の整備	16
1 基本的考え方	16
2 東京都との連携.....	17
3 近接市町村との連携	18
4 指定公共機関等との連携	19
5 事業所に対する支援	19
6 自主防災組織等に対する支援.....	19
第3 通信の確保	20
第4 情報収集、提供等の体制整備	20
1 基本的考え方	21
2 警報の伝達に必要な準備	22
3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	23
4 被災情報の収集及び報告に必要な準備	24
第5 特殊標章等の交付又は使用許可に係る体制の整備	25
第6 研修及び訓練	26
1 研修	26
2 訓練.....	26

第2章	避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	28
1	避難に関する基本的事項	28
2	避難実施要領のパターンの見直し	29
3	救援に関する基本的事項	29
4	運送事業者の輸送力及び輸送施設の把握等	29
5	避難施設の指定への協力	31
6	生活関連等施設の把握等	31
第3章	物資及び資材の備蓄、整備	33
1	福生市における備蓄	33
2	福生市が管理する施設及び設備の整備及び点検等	33
第4章	国民保護に関する啓発	34
1	国民保護措置に関する啓発	34
2	武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	34
3	赤十字標章等及び特殊標章等に関する普及及び啓発	35
第3編	武力攻撃事態等への対処	36
第1章	初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	36
1	事態認定前における緊急対策会議等の設置及び初動措置	36
2	武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	37
第2章	福生市国民保護対策本部の設置等	38
1	福生市国民保護対策本部（保護本部）の設置	38
2	通信の確保	44
3	特殊標章等の交付及び管理	44
第3章	関係機関相互の連携	45
1	国及び東京都の対策本部との連携	45
2	東京都知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等	45
3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	46
4	他の区市町村長等に対する応援の要求、事務の委託	46
5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	47
6	福生市の行う応援等	47
7	自主防災組織等に対する支援等	48
8	住民への協力要請	48
第4章	国民の権利利益の救済に係る手続	49
第5章	警報及び避難の指示等	50
第1	警報の伝達等	50
1	警報の内容の伝達及び通知	50
2	警報の内容の伝達の方法	51
3	緊急通報の伝達及び通知	51
第2	避難住民の誘導等	52
1	避難の指示の伝達	52
2	避難実施要領の策定	53

3	避難住民の誘導.....	55
第3章	想定される避難の形態と福生市による誘導.....	58
1	弾道ミサイル攻撃.....	58
2	航空攻撃.....	60
3	緊急処理事態（大規模テロ等）.....	61
4	ゲリラや特殊部隊による攻撃.....	61
5	着上陸侵攻.....	63
第6章	救援.....	64
1	救援の実施.....	64
2	関係機関との連携.....	64
3	救援の程度及び方法の基準.....	64
4	救援の内容.....	65
5	要配慮者の支援.....	68
6	緊急物資等の配送.....	68
第7章	安否情報の収集及び提供.....	70
1	安否情報の収集.....	70
2	東京都に対する報告.....	71
3	安否情報の照会に対する回答.....	71
4	日本赤十字社に対する協力.....	72
第8章	武力攻撃災害への対処.....	73
第1	武力攻撃災害への対処.....	73
1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方.....	73
2	武力攻撃災害の兆候の通報.....	73
第2	応急措置等.....	73
1	退避の指示.....	74
2	警戒区域の設定.....	76
3	応急公用負担等.....	77
4	消防に関する措置等.....	77
第3	生活関連等施設における災害への対処等.....	78
1	生活関連等施設の安全確保.....	78
2	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除.....	79
第4	NBC攻撃による災害への対処等.....	79
第9章	被災情報の収集及び報告.....	82
第10章	保健衛生の確保その他の措置.....	84
1	保健衛生の確保.....	84
2	廃棄物の処理.....	84
第11章	国民生活の安定に関する措置.....	86
1	生活関連物資等の価格安定.....	86
2	避難住民等の生活安定等.....	86
3	公共的施設の管理.....	86
第12章	他の区市町村の避難住民の受入れ.....	87

1	基本的考え方	87
2	事態への対処	87
第4編	復旧等	89
第1章	応急の復旧	89
1	基本的考え方	89
2	公共的施設の応急の復旧	89
第2章	武力攻撃災害の復旧	90
第3章	国民保護措置に要した費用の支弁等	91
1	国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	91
2	損失補償及び損害補償	91
3	総合調整及び指示に係る損失の補てん	91
第5編	大規模テロ等（緊急処理事態）への対処	92
第1章	初動対応力の強化	93
1	危機管理体制の強化	93
2	対処マニュアルの整備	93
3	発生現場における連携協力のための体制づくり	94
4	不特定多数の人々への情報伝達手段の確保	94
5	装備及び資材の備蓄	94
6	訓練等の実施	94
7	住民及び昼間市民への啓発	94
第2章	平時における警戒	96
1	危機情報等の把握及び活用	96
2	危機情報等の共有	96
3	警戒対応	96
第3章	発生時の対処	97
1	緊急処理事態対策本部（緊急本部）の設置指定が行われている場合	97
2	緊急処理事態対策本部（緊急本部）の設置指定が行われていない場合	97
3	市災害対策本部等による対応	97
4	緊急処理事態対策本部（緊急本部）への移行	99
第4章	大規模テロ等の類型に応じた対処	100
1	危険物質を有する施設への攻撃	100
2	大規模集客施設等への攻撃	101
3	大量殺傷物質による攻撃（ダーティーボム）	101
4	大量殺傷物質による攻撃（生物剤）	102
5	大量殺傷物質による攻撃（化学剤）	103
6	交通機関を破壊手段とした攻撃	104
資 料 編		
資料1	福生市国民保護協議会委員名簿	105

資料 2	福生市国民保護協議会条例.....	106
資料 3	福生市国民保護協議会運営規程	107
資料 4	福生市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策条例.....	108
資料 5	赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン	109
資料 6	動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的な考え方	119
資料 7	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の 基準.....	120
資料 8	武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手 続その他の必要な事項を定める省令	126
資料 9	安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答に係る様式.....	129

第1編 総論

第1章 福生市の責務、計画の位置付け、構成等

福生市は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務に鑑み、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、次のとおり、福生市の責務を明らかにするとともに、福生市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

1 福生市の責務及び福生市国民保護計画の位置付け

(1) 福生市の責務

福生市（福生市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び東京都の国民の保護に関する計画（以下「東京都国民保護計画」という。）を踏まえ、福生市の国民の保護に関する計画（以下「福生市国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 福生市国民保護計画の位置付け

福生市は、その責務に鑑み、国民保護法第35条の規定に基づき、福生市国民保護計画を作成する。

(3) 福生市国民保護計画に定める事項

福生市国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、福生市が実施する国民保護措置に関する事項等、国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定める。

2 計画の構成

福生市国民保護計画は、次の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備え
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 大規模テロ等（緊急対処事態）への対処
- 資料編

3 計画の見直し、変更手続

(1) 福生市国民保護計画の見直し

福生市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、東京都国民保護計画及び関係法令の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

福生市国民保護計画の見直しに当たっては、福生市国民保護協議会（以下「市国民保護協議会」という。）の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求める。

(2) 福生市国民保護計画の変更手続

福生市国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、東京都知事に協議し、福生市議会に報告し、公表する。

ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び東京都知事への協議は要しない。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

福生市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、次のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

(1) 基本的人権の尊重

福生市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済

福生市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 国民に対する情報提供

福生市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

福生市は、国、東京都、近隣市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 国民の協力

福生市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、福生市は、消防団及び自主防災組織の充実及び活性化、ボランティアへの支援に努める。

(6) 要配慮者への配慮及び国際人道法の的確な実施

福生市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する者（要配慮者）の保護について留意する。

また、福生市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

福生市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

福生市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

第1編 総論

第2章 国民保護措置に関する基本方針

(9) 外国人への国民保護措置の適用

福生市は、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護するなど、国民保護措置の対象であることに留意する。

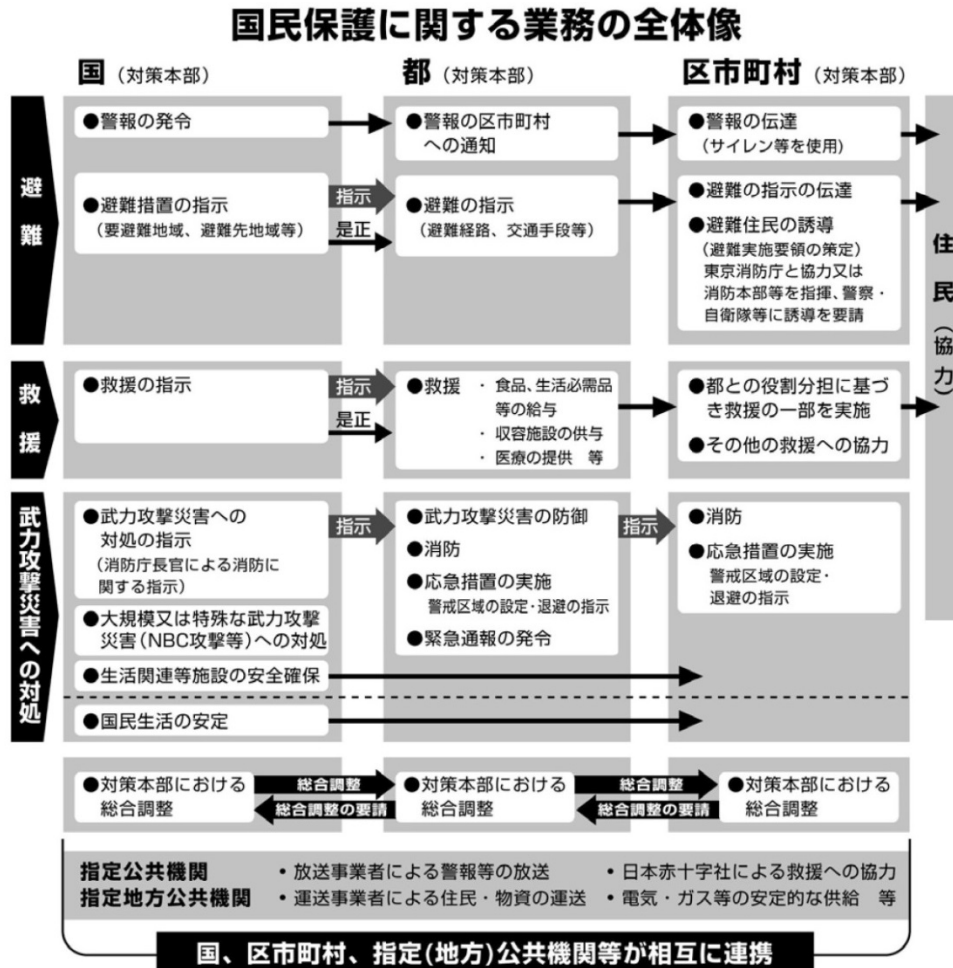
(10) 地域特性への配慮

福生市は、国民保護措置の実施に当たっては、市域に米軍と航空自衛隊が運用する横田基地が所在しているという現状に留意し、必要な措置を講ずる。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

福生市は、国民保護措置の実施に当たり、関係機関との円滑な連携を確保できるよう国民保護法における福生市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

【国民保護措置の全体の仕組み】



【東京都国民保護計画（令和元年7月変更）より】

(1) 福生市の事務

機関の名称	事務又は業務の大綱
福生市	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急処理事態対策本部の設置、運営 4 組織及び体制の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防（消防団及び消防水利事務に限る。）、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 生活基盤等の確保、その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

(2) 東京都の事務（東京都国民保護計画より）

機関の名称	事務又は業務の大綱
東京都	1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織・体制の整備、訓練 5 警報の通知 6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施 7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 9 生活基盤等の確保、生活物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施 10 交通規制の実施 11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

(3) 指定地方行政機関の事務

機関の名称	事務又は業務の大綱
関東総合通信局	1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること。 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成
関東財務局	1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会い
東京税関	輸入物資の通関手続
関東信越厚生局	救援等に係る情報の収集及び提供
東京労働局	被災者の雇用対策
関東農政局	1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧
関東森林管理局	武力攻撃災害復旧用材（国有林材）の供給
関東経済産業局	1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興
関東東北産業保安監督部	1 危険物等の保全 2 鉱山における災害時の応急対策
関東地方整備局	1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧
関東運輸局	1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の安全保安
東京航空局	1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保
東京航空交通管制部	航空機の安全確保に係る管制上の措置
東京管区气象台	気象状況の把握及び情報の提供
第三管区海上保安本部	1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3 生活関連等施設の安全確保に係る立入制限区域の指定等

機関の名称	事務又は業務の大綱
	4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
関東地方環境事務所	1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
北関東防衛局	1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整

(4) 自衛隊の事務

機関の名称	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 東部方面総監部	武力攻撃事態等における国民保護措置の実施及び関係機関が実施する国民保護措置の支援等（避難住民の誘導、避難住民の救援、武力攻撃災害への対処、応急復旧など）
海上自衛隊 横須賀地方総監部	
航空自衛隊 作戦システム運用隊	

(5) 指定公共機関及び指定地方公共機関の事務

機関の名称	事務又は業務の大綱
災害研究機関	武力攻撃災害に関する指導、助言等
放送事業者	警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送
運送事業者	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保
電気通信事業者	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
電気事業者	電気の安定的な供給
ガス事業者	ガスの安定的な供給
水道事業者 水道用水供給事業者 工業用水道事業者	水の安定的な供給
日本郵便株式会社	郵便の確保
一般信書便事業者	信書便の確保
病院その他の医療機関	医療の確保
河川管理施設、道路、港湾、空港の管理者	河川管理施設、道路、港湾及び空港の管理
日本赤十字社	1 医療救護 2 外国人の安否調査 3 赤十字救援物資の備蓄及び配分 4 災害時の血液製剤の供給 5 その他の救援
日本銀行	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置 3 金融機関の業務運営の確保に係る措置 4 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 5 各種措置に係る広報 6 海外中央銀行等との連絡・調整

第4章 福生市の地理的、社会的特徴

福生市は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、次のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき福生市の地理的、社会的特徴等について定める。

(1) 地形

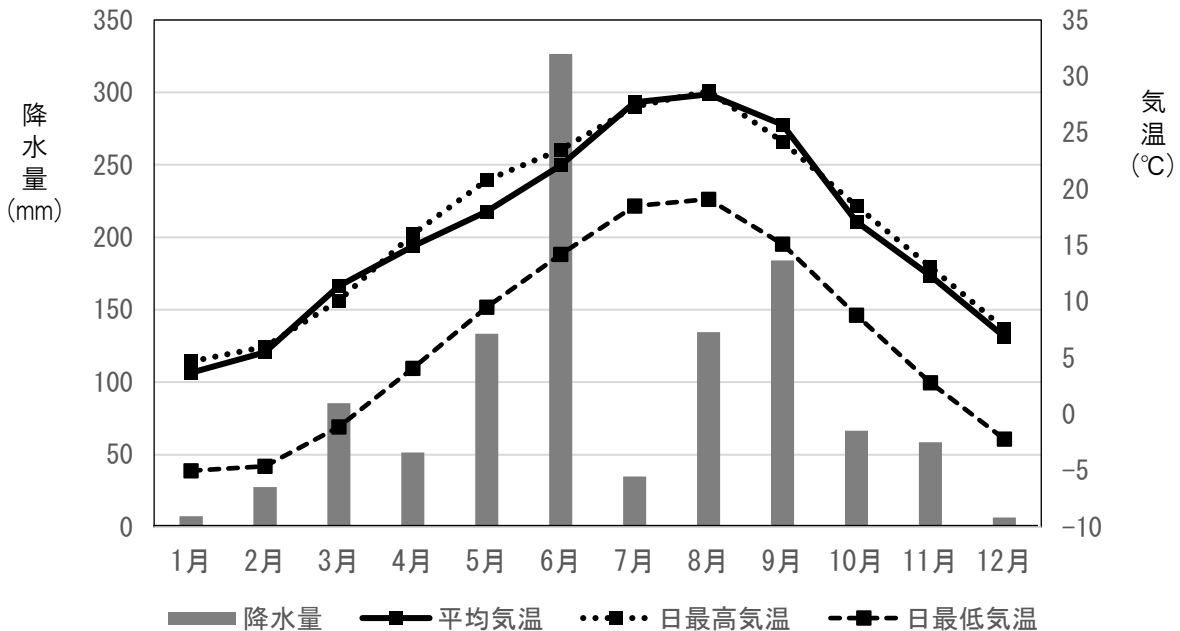
福生市域の台地部は、古多摩川水系によって形成された武蔵野台地の南縁部西端に当たり、河岸段丘上に存在する。本地域を構成する段丘は形成が古い順に上位より、立川段丘（立川面）、拝島段丘（拝島面）、沖積段丘である2段の低位段丘（天ヶ瀬面、千ヶ瀬面）からなる。また、多摩川沿いには、現多摩川によって形成された沖積低地が南北に長く広がり、現在は盛土されて住宅地となっている。

地質構成は第三系の加住礫層（上総層群）を基盤として、最上位の立川段丘では段丘礫層の上に火山灰層（立川ローム層）が重なる。下位段丘面では、礫層上を直接表土が覆うのみであり、多摩川沿いの沖積低地では基盤上に、直接、現河床の堆積物が乗る。

(2) 気候

福生市周辺の年平均気温は 14.3℃前後（青梅観測点 30 年間値の平均）で都心に比べ 2℃程度低く、年降水量は 1,563mm（青梅観測点 30 年間値の平均）である。

【令和5年の降水量・月平均気温（青梅観測点）】



(3) 人口

令和7年1月1日の総人口は 56,582 人（住民基本台帳）で、世帯数は 31,353 世帯、1 世帯当たりの人員は 1.8 人である。そのうち、外国人住民は 4,606 人（人口の 8.1%）である。

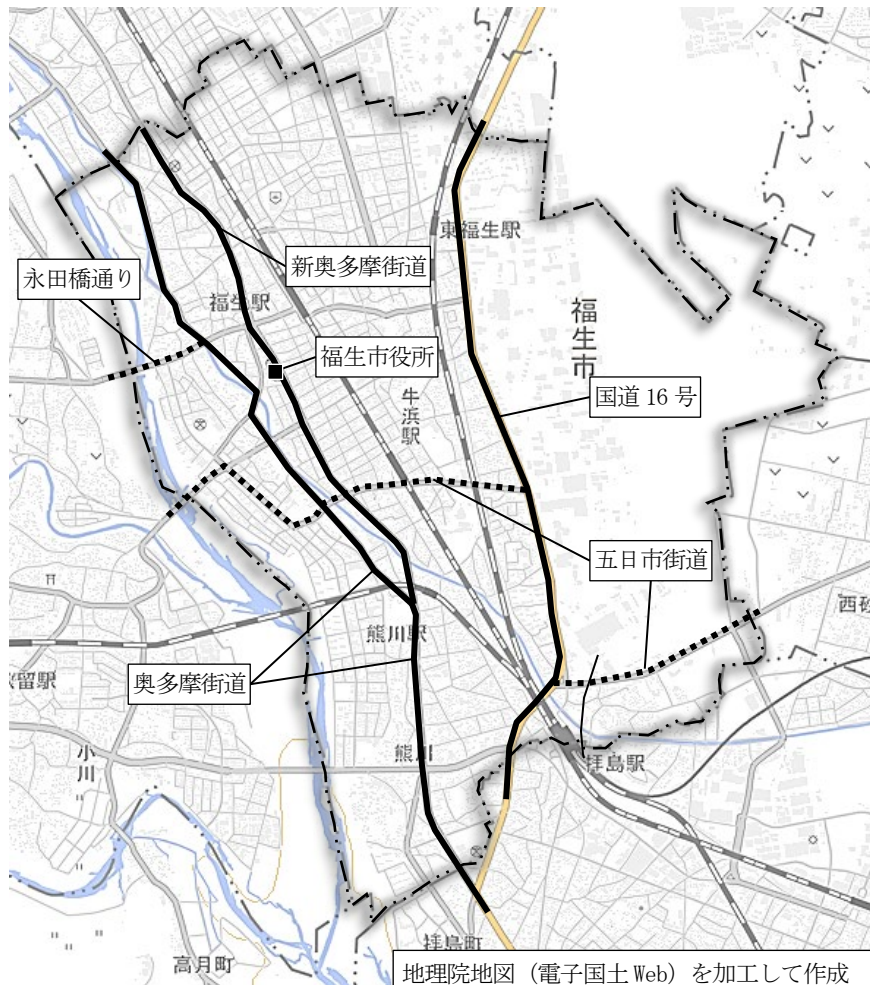
年齢別人口では、年少人口（0～14 歳）が 5,386 人、生産年齢人口（15～64 歳）が 35,595

人、65歳以上の高齢人口が15,601人で、高齢化率は27.6%である。

(4) 道路の位置等

道路は、福生市東部を北の羽村市から南の昭島市へ国道16号が南北に延び、福生市の西部には、新奥多摩街道、奥多摩街道が南北に延びている。東西に延びる道路としては、永田橋通り、五日市街道等がある。北部の武蔵野台、南部の南田園、中央部福生市役所周辺は、区画整理により道路が整備されている。東部に横田基地、西部に多摩川が流れているので、南北の交通路が発達している。

【福生市 道路の位置等】



(5) 鉄道の位置等

鉄道は、JR青梅線、八高線が南北に、五日市線が南部を横断している。ほかの鉄道はなく、南部境界付近に拝島駅があり、西武拝島線が乗り入れている。

また、拝島駅付近から横田基地への引き込み線がある。

(6) 米軍施設等

福生市内には航空自衛隊と米空軍の施設である横田基地が国道16号沿い、福生市の東部に置かれている。

(7) 消防

福生市は、消防団事務及び消防水利事務を除く消防事務を東京消防庁に委託している。

第5章 福生市国民保護計画が対象とする事態

福生市国民保護計画においては、東京都国民保護計画において想定されている武力攻撃事態4類型及び緊急処理事態4類型を対象とする。また、それぞれの類型において、NBC兵器等を用いた攻撃が行われる可能性があることも考慮する。

*N：核（物質） Nuclear B：生物剤 Biological C：化学剤 Chemical

1 武力攻撃事態

武力攻撃事態とは、我が国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態、又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められる事態をいう。

福生市国民保護計画においては、武力攻撃事態として、東京都国民保護計画において想定されている以下に掲げる4類型を対象とする。

事態類型	特徴
① 弾道ミサイル攻撃 ○ 弾道ミサイルを使用して我が国を直接打撃する攻撃	（攻撃目標となりやすい地域） ○ 発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、また、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。 （想定される主な被害） ○ 通常弾頭の場合には、NBC弾頭の場合と比較して被害は局限され、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。 （被害の範囲及び期間） ○ 弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾頭）により被害の様相が大きく異なる。ただし、着弾前に弾頭の種類を特定することは困難である。 （事態の予測及び察知） ○ 発射後、極めて短時間で我が国に着弾することが予想される。
② 航空攻撃 ○ 爆撃機及び戦闘機等で我が国領空に侵入し、爆弾等を投下する攻撃	（攻撃目標となりやすい地域） ○ 航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば、都市部が主要な目標となることも想定される。また、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。 （想定される主な被害） ○ 通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。 （被害の範囲及び期間） ○ 航空攻撃はその意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。 （事態の予測及び察知） ○ 弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また、攻撃目標を特定することが困難である。
③ グリラや特殊部隊による攻撃 ○ 比較的少数の特殊部隊等を潜入させ、重要施設への襲撃や要人の暗殺等を実施する攻撃	（攻撃目標となりやすい地域） ○ 都市部の政治経済の中核、鉄道、橋りょう、ダム、原子力関連施設などが想定される。 （想定される主な被害） ○ 少人数のグループにより行われ、使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。 （被害の範囲及び期間） ○ 被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標と

	<p>なる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定される。</p> <p>(事態の予測及び察知)</p> <p>○ 警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。</p>
<p>④ 着上陸侵攻</p> <p>○ 多数の船舶等をもって湾岸部に直接上陸して、我が国の国土を占領する攻撃</p>	<p>(攻撃目標となりやすい地域)</p> <p>○ 船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすいと考えられる。</p> <p>○ 航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が目標となる可能性が高く、当該空港が上陸用の小型船舶等の接岸容易な地域と近接している場合には、特に目標となりやすいと考えられる。なお、着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。</p> <p>(想定される主な被害)</p> <p>○ 主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、石油コンビナートなど、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。</p> <p>(被害の範囲及び期間)</p> <p>○ 一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。</p> <p>(事態の予測及び察知)</p> <p>○ 攻撃国の船舶、戦闘機の集結の状況、進行方向等から事前予測が可能である。</p>

2 緊急対処事態

緊急対処事態とは、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて、多数の人を殺傷する行為が発生した事態、又は発生する明白な危険が切迫していると認められる事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。

福生市国民保護計画においては、緊急対処事態として、東京都国民保護計画において想定されている以下に掲げる事態を対象とする。

(1) 攻撃対象施設等による分類

- ア 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態
大規模な危険物施設及び事業所等は、福生市内には存在しない。
- イ 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態
大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破又は列車等の爆破

(2) 攻撃手段による分類

- ア 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態
ダーティーボム等の爆発による放射性物質の拡散、炭疽(そ)菌等生物剤の航空機等による大量散布、市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布、水源地に対する毒素等の混入
- イ 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃が行われる事態
航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ

3 NBCを使用した攻撃

武力攻撃事態、緊急対処事態の各類型において、NBC攻撃（核等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器等による攻撃をいう。）が行われることも考慮する。

種別	特徴
核兵器等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 核兵器を用いた攻撃による被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって、その後は放射性降下物（灰等）や初期核放射線を吸収した建築物や土壌から発する放射によって生ずる。 ○ ダーティーボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比べて小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらす。 ○ 放射性物質又は放射線の存在は五感では感知できない。 ○ 原因となる放射性物質や放射線種の特特定が困難である。
生物兵器等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人に知られることなく散布することが可能である。 ○ 生物兵器が使用されたと判明したときには、感染者が移動することにより、二次的な感染を引き起こし、広範囲に多数の感染者が発生するおそれがある。 ○ 生物兵器としては、一般的に、天然痘、炭疽菌、ペスト等が挙げられている。
化学兵器等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 急性症状を有する死傷者が発生するが、原因物質の特特定は困難である。 ○ 建物屋内や交通機関内部など閉鎖的な空間で発生した場合、多数の死傷者が発生する可能性がある。 ○ 地形、気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は地をほうように広がる。 ○ 特有の臭いがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。 ○ 化学兵器としては、一般的に、サリン(※1)、VXガス(※2)、マスタードガス及びイペリット(※3)等が挙げられている。

※1 サリン

神経中毒剤の一つ。無色・無臭の液体。沸点は147℃だが気化しやすい。化学式 $C_4H_{10}O_2FP$ 生体に吸収されると急速にアセチルコリンエステラーゼを阻害して神経麻痺を起こし、嘔吐・痙攣・縮瞳などの症状を示す。

※2 VXガス

毒ガスの一つ。有機リン系の致死性神経ガス。VXはアメリカ軍が用いる略号。

※3 マスタードガス及びイペリット

塩化硫黄とエチレンから得られる無色・無臭の油状液体。化学式 $(ClC_2H_4)_2S$ 工業製品は芥子臭をもつ。多硫化系合成ゴムの原料。強烈な細胞毒であり、また突然変異を誘発する。気化すると強い糜爛性毒ガスとなり、第一次大戦中、ベルギーのイペール(Ypres)の戦いでドイツ軍が使用したことから、イペリットともいう。

【大辞林より】

4 その他の攻撃

武力攻撃事態、緊急対処事態のほか、EMP（電磁パルス）攻撃やサイバーテロが想定される。これらの攻撃は、ライフライン、医療機能等に多大な影響を及ぼし、生活に大きな影響を与えるおそれがある。

第2編 平素からの備え

第1章 組織及び体制の整備等

第1 福生市における組織及び体制の整備

福生市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、次のとおり、平素の業務、職員の参集基準等について定める。

1 福生市における平素の業務

福生市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。

【福生市における業務】

平素の業務
1 国民保護に関する総合調整（業務の総括、各部局の調整）に関する事。
2 国民保護協議会の運営に関する事。
3 国民保護計画の見直し、変更に関する事。
4 職員の参集基準に関する事。
5 初動体制の整備に関する事。
6 国民の権利利益の救済に係る手続等に関する事。
7 国、東京都、近接市町村、指定公共機関、指定地方公共機関、その他関係機関との連携体制の整備に関する事。
8 自主防災組織、事業所に対する支援に関する事。
9 非常通信体制の整備に関する事。
10 災害情報収集体制の整備に関する事。
11 警報の内容等の伝達体制の整備に関する事。
12 安否情報の収集体制の整備に関する事。
13 特殊標章等の交付等に関する事。
14 研修及び訓練に関する事。
15 避難実施要領の策定に関する事。
16 要配慮者等の安全確保及び支援体制の支援に関する事。
17 避難施設の運営体制の整備に関する事。
18 医療、医薬品等の供給体制の整備に関する事。
19 物資及び資材の備蓄等に関する事。
20 国民保護に関する啓発に関する事。
21 し尿及び塵芥 <small>じんがい</small> の処理に関する事。
22 下水道の整備に関する事。

※ 国民保護に関する業務の総括、各部局間の調整、企画立案等については、総務部参事等の国民保護担当責任者が行うものとする。

【参考】東京消防庁（消防署）における平素の業務（東京都国民保護計画抜粋）

機関の名称	平素の業務
東京消防庁 第九消防方面本部 福生消防署	1 消防活動体制の整備に関する事。 2 通信体制の整備に関する事。 3 情報収集・提供体制の整備に関する事。 4 装備・資機材の整備に関する事。 5 特殊標章の交付・管理に関する事（※ 東京消防庁職員に限る。）。 6 生活関連等施設、危険物質等（消防法に関するものに限る。）取扱所の安全化対策に関する事。 7 事業所に対する避難等自主防災体制の指導に関する事。 8 避難住民の臨時の収容施設等に関する基準に関する事。 9 都民の防災知識の普及及び防災行動力の向上に関する事。

2 福生市職員の参集基準等

(1) 職員の迅速な参集体制の整備

福生市は、武力攻撃災害が発生し、又は正に発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

(2) 24時間即応体制の確保

福生市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、東京消防庁（消防署）との間で構築されている情報連絡体制を踏まえて、速やかに福生市長及び国民保護担当職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。

(3) 福生市の体制及び職員の参集基準等

福生市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、次に示す体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

その際、福生市長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

【事態の状況に応じた初動体制の確立】

事態の状況	判断基準	態勢
事態認定無	福生市の全部局での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	情報監視態勢
	全庁的に情報の収集、対応策の検討等が必要な場合	緊急対策会議態勢
	原因不明の事案が発生するなどし、その被害が災害対策基本法上の災害（※）に該当するため、国民保護に準じた措置を実施する必要がある場合	福生市災害対策本部態勢
事態認定有	国民保護対策本部設置の指定の通知がない場合	情報監視態勢
	福生市の全部局での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	緊急対策会議態勢
	全庁的に情報の収集、対応策の検討等が必要な場合	緊急対策会議態勢
	国民保護対策本部設置の指定の通知を受けた場合	福生市国民保護対策本部態勢（第二非常配備態勢）

（※）災害対策基本法第2条第1号後段「その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害」に該当

【職員参集基準】

態勢	参集基準
情報監視態勢	総務部参事、企画財政部長、防災危機管理課長、防災危機管理係長
緊急対策会議態勢	会議部：副市長、教育長、各部長相当職、企画財政部主幹（基地・渉外担当）、秘書広報課長、防災危機管理課長、消防団長 対応班：各課長相当職、防災危機管理課
福生市災害対策本部態勢 （第一非常配備態勢）	特別組織の各班50%の出動 1 市内在住職員 2 あきる野市、羽村市、昭島市、立川市、瑞穂町、青梅市、武蔵村山市、八王子市及び日の出町に居住する職員
福生市国民保護対策本部態勢 （第二非常配備態勢）	全ての福生市職員が本庁又は出先機関等に参集

(4) 連絡手段の確保

福生市長、幹部職員（福生市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例施行規則において副本部長及び本部員に充てられることが予定されている職員のことをいう。以下同じ。）及び総務部防災危機管理課職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行し、電話、メール等による連絡手段を確保する。

(5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

福生市の幹部職員及び総務部防災危機管理課職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として参集させるなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、福生市国民保護対策本部長（以下「保護本部長」という。）等の代替職員については、次のとおりとする。

【保護本部長の代替職員】

名称	代替職員（第1順位）	代替職員（第2順位）
本部長（市長）	副市長	教育長
副本部長（副市長・教育長）	総務部参事	その他の部長

(6) 本部の代替機能の確保

福生市は、福生市庁舎が被災し、福生市国民保護対策本部（以下「保護本部」という。）を福生市庁舎内に設置できない場合に備え、保護本部の予備施設を次のとおり指定する。

代替順位	名称	所在地
1	もくせい会館	福生市本町18
2	その他の公共施設	—

(7) 職員の所掌事務

福生市は、(3)の体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務を定める。

(8) 交代要員等の確保

福生市は、防災に関する体制を活用しつつ、保護対策本部を設置した場合においてその機能が確保されるよう、次の項目について定める。

- 交代要員の確保その他職員の配置
 - 食料、燃料等の備蓄
 - 自家発電設備の確保
 - 仮眠設備等の確保
- 等

3 消防の初動体制の把握等

福生市は、東京消防庁（消防署）からの情報を受け、その初動体制を把握する。
また、地域防災計画における東京消防庁（消防署）との情報連絡体制を踏まえ、特に初動時における緊密な連携を図る。

4 国民の権利利益の救済に係る手続等

福生市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため手続項目ごとに、あらかじめ、次のとおり担当課を定める。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

種別	項目	担当課
損失補償（法第159条第1項）	特定物資の収用に関する事。 （法第81条第2項）	総務課、契約管財課
	特定物資の保管命令に関する事。 （法第81条第3項）	
	土地等の使用に関する事。 （法第82条）	防災危機管理課
	応急公用負担に関する事。 （法第113条第1項・5項）	
	車両等の破損措置に関する事。 （法第155条第2項において準用する災害対策基本法第76条の3第2項後段）	
損害補償（法第160条）	国民への協力要請によるもの（法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項）	防災危機管理課
	医療の実施の要請等によるもの（法第85条第1・2項）	健康課
不服申立てに関する事。 （法第6条、175条）		総務課
訴訟に関する事。 （法第6条、175条）		

※ 表中の「法」は、「国民保護法」を示す。

第2 関係機関との連携体制の整備

福生市は、国民保護措置を実施するに当たり、国、東京都、他の区市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、次のとおり、関係機関との連携体制整備の在り方について定める。

1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

福生市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

福生市は、国、東京都、他の区市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関の関係連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

福生市は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。この場合において、市国民保護協議会を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

(4) 防衛行動と住民避難との錯そう防止

福生市は、自衛隊の武力攻撃の排除措置のための部隊が福生市内に集中した場合、その措置行動と住民避難等の国民保護措置等の錯そうを避けるため、市国民保護協議会の委員に任命された自衛隊員、その他の会議に出席を求めた自衛隊員を通じて連携強化を図り、確認すべき事項について、平素から、情報及び意見交換を行う。

(5) 在日米軍横田基地との連携

福生市においては、横田基地に勤める日本人従業員が多数居住していることから、福生市は基地内の米軍関係者や日本人従業員に対する警報等の伝達及び避難誘導などの措置を実施することも想定される。したがって、平素及び事態発生時の連絡調整等の連携の在り方について、国と米軍の協議結果を踏まえ、今後、次に掲げる5項目を中心として、東京都とともに横田基地と必要な調整を図る。

- 平素及び事態発生時を通じた東京都と基地との連絡調整窓口の設置
- 基地内の米軍関係者や日本人従業員に対する警報等の伝達、避難誘導
- 事態発生時における情報交換（基地からの情報提供を含む。）の方法
- 住民避難に関して、緊急の対応が必要な場合における基地内通行
- その他避難、救援に関する意見交換の実施

また、東京都国民保護計画においては、「米軍施設・区域の周辺地域における住民の避難について」（平成18年9月21日付け閣副安危第300号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付け内閣参事官（事態法制企画担当）通知）に基づき必要な整理が行われることとなっていることから、福生市は、その整理を踏まえて、福生市国民保護計画において必要な事項を定める。

2 東京都との連携

(1) 東京都の連絡先の把握等

福生市は、緊急時に連絡すべき東京都の連絡先及び担当部署（担当局等名、所在地、電話（FAX）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、東京都と必要な連携を図る。

(2) 東京都との情報共有

警報の内容、避難方法や救援を行う場合の経路、運送手段、武力攻撃の状況等に関し、東京都との間で緊密な情報の共有を図る。

(3) 福生市国民保護計画の東京都への協議

福生市は、東京都との国民保護計画の協議を通じて、東京都の行う国民保護措置と福生市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 福生市と東京都の役割分担

福生市は、救援や備蓄、安否情報の収集、提供などの措置について、福生市地域防災計

画における役割分担を基本として、東京都と協議し、役割分担を明らかにする。

(5) 警察との連携

福生市長は、避難住民の誘導が円滑に行えるよう、また自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、警視庁（警察署）と必要な連携を図る。

(6) 消防との連携

ア 東京消防庁との連携

福生市は、避難住民の円滑な誘導を行うことができるよう、東京消防庁（消防署）と緊密な連携を図る。

イ 消防団の充実、活性化の推進等

福生市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことに鑑み、東京都と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組を積極的に行い、消防団の充実及び活性化を図る。

また、福生市は、東京都と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、福生市は、消防団員の参集基準を定める。

3 近接市町村との連携

(1) 近接市町村との連携

福生市は、近接市町村の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町村相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、災害対策に関し締結されている市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町村相互間の連携を図る。

特に、横田基地周辺の立川市、昭島市、福生市、武蔵村山市、羽村市及び瑞穂町の5市1町においては、平素及び事態発生時を通じた横田基地との連絡調整等に関して緊密な連携を図る。

(2) 事務の一部の委託のための準備

福生市は、武力攻撃事態において、国民保護措置実施のため、事務の一部を他の地方公共団体に委託する場合を想定し、近接市町村と平素から意見交換を行う。

4 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握等

福生市は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

(2) 医療機関との連携

福生市は、事故発生時に医療機関の活動が速やかに行われるように、東京都と協力して、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（公財）日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

(3) 関係機関との協定の締結等

福生市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、災害対策のために締結されている協定の見直しを行うなど、災害対策に準じた必要な連携体制の整備を図る。

(4) 事業所等との連携

福生市は、東京都及び関係機関と協力し、区域内の事業所における武力攻撃事態等の観点を交えた防災対策への取組に支援を行うよう努めるとともに、民間企業の有する広範な人的及び物的ネットワークとの連携の確保を図る。

また、事業所等から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、災害対策のために締結されている協定の見直しを行うなど、災害対策に準じた必要な連携体制の整備を図る。

5 事業所に対する支援

福生市は、東京消防庁（消防署）が実施する、事業所の施設管理者及び事業者に対する火災や地震等のための既存のマニュアル等を参考とした、避難誘導のための計画等の作成などの指導について、必要に応じて協力する。

6 自主防災組織等に対する支援

(1) 自主防災組織に対する支援

福生市は、自主防災組織の核となるリーダーに対する研修等を通じて自主防災組織の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織相互間、自主防災組織と消防団及び福生市との間の連携が図られるよう配慮する。

また、東京都と連携し、自主防災組織が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

なお、自主防災組織に対する指導、訓練を実施するに当たっては、東京消防庁（消防署）の協力を得て、火災や地震等の対応に準じた避難要領等の啓発を行う。

(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

福生市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

第3 通信の確保

福生市は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、次のとおり、非常通信体制の整備等について定める。

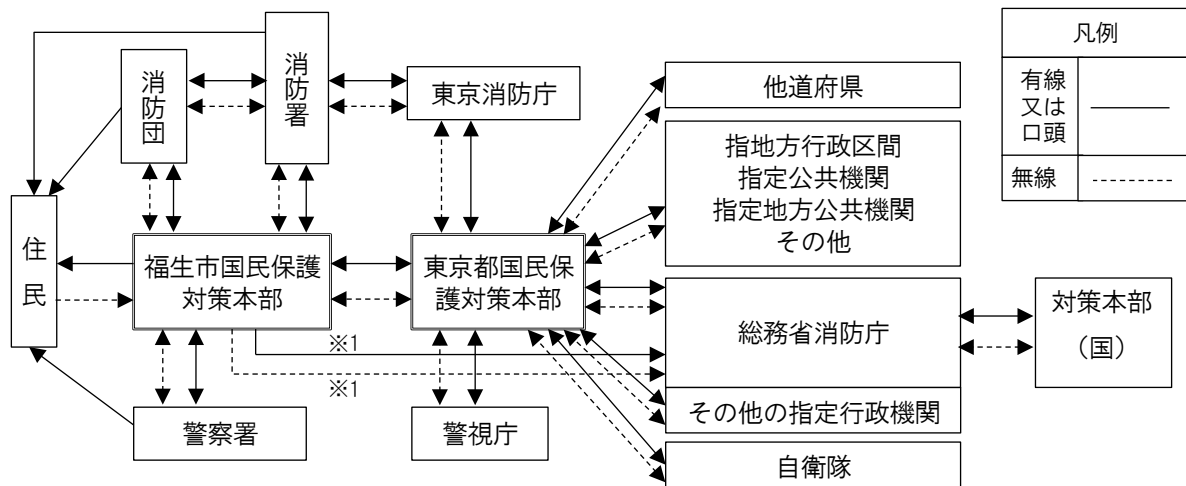
(1) 非常通信体制の整備

福生市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

(2) 非常通信体制の確保

福生市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実にを行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、東京都国民保護計画における通信連絡システムを踏まえ、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

【通信連絡システム図】



※1 武力攻撃災害等の状況により都対策本部に報告できない場合
※2 市町村の場合

第4 情報収集、提供等の体制整備

福生市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集及び報告、安否情報の収集及び整理等を行うため、情報収集、提供等の体制整備のために必要な事項について、次のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 情報収集及び提供のための体制の整備

福生市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、次の事項に十分留意し、その運営、管理、整備等を行う。

なお、福生市は、国（官邸）から国民保護情報などの緊急情報を送信する、緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）を導入している。

【非常通信体制の充実に向けた留意事項】

施設・設備面	○ 非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理及び運用体制の構築を図る。
	○ 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
	○ 東京都と連携し、無線通信ネットワークの整備及び拡充の推進並びに相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
	○ 武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。
運用面	○ 夜間及び休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集及び連絡体制の整備を図る。
	○ 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信ふくそう時及び途絶時並びに福生市庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
	○ 通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。
	○ 無線通信系の通信ふくそう時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業者用移動通信及び防災行政無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
	○ 電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
	○ 担当職員の役割及び責任の明確化等を図るとともに、担当職員が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
	○ 国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、要配慮者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

(3) 情報の共有

福生市は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティ等に留意しながらデータベース化等に努める。

2 警報の伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達体制の整備

ア 福生市は、東京都知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員・児童委員や社会福祉協議会等との協力体制を構築するなど、要配慮者に対する伝達に配慮する。

イ 福生市長は、その職員を指揮し、消防の協力を得て、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、住民等に警報の内容を伝達することができるよう、体制の整備に努める。

ウ 警報の伝達に当たっては、ふっさ情報メール、ホームページ、ソーシャルメディア、広報車の使用、自主防災組織による伝達などの防災行政無線以外の効果的な方法も検討する。

(2) 防災行政無線等の管理及び運用

福生市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等のため、東京都防災行政無線及び福生市防災行政無線、緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）（※）、総合行政ネットワーク（LGWAN）等の公共ネットワーク、地域衛星通信ネットワーク等の的確な管理及び運用を行う。

（※）対処に時間的余裕のない弾道ミサイル攻撃に係る警報や自然災害における緊急地震速報、津波警報等を住民に迅速かつ確実に伝達するため、国が衛星通信ネットワーク等を通じて直接区市町村の同報系防災行政無線を起動し、サイレン吹鳴等を行うシステム

(3) 警察との連携

福生市は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、警視庁（警察署）との協力体制を構築する。

(4) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付け消防運第17号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

(5) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

ア 福生市は、警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する多数の者が利用又は居住する施設について、東京都との役割分担も考慮して定める。

また、福生市は、各々の施設の管理者等の連絡先の把握、情報伝達体制を整備する。

イ 福生市は、東京都及び東京消防庁（消防署）が行う、大規模集客施設の管理者等に対する突発的なテロ等が発生した場合における当該施設内の人々への情報提供（管内放送等）や避難誘導体制の整備等に関する指導及び助言に協力する。

(6) 民間事業者の協力

福生市は、民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、東京都と連携して、各種の取組を推進する。

その際、事業者の先進的な取組をPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報収集のための体制整備

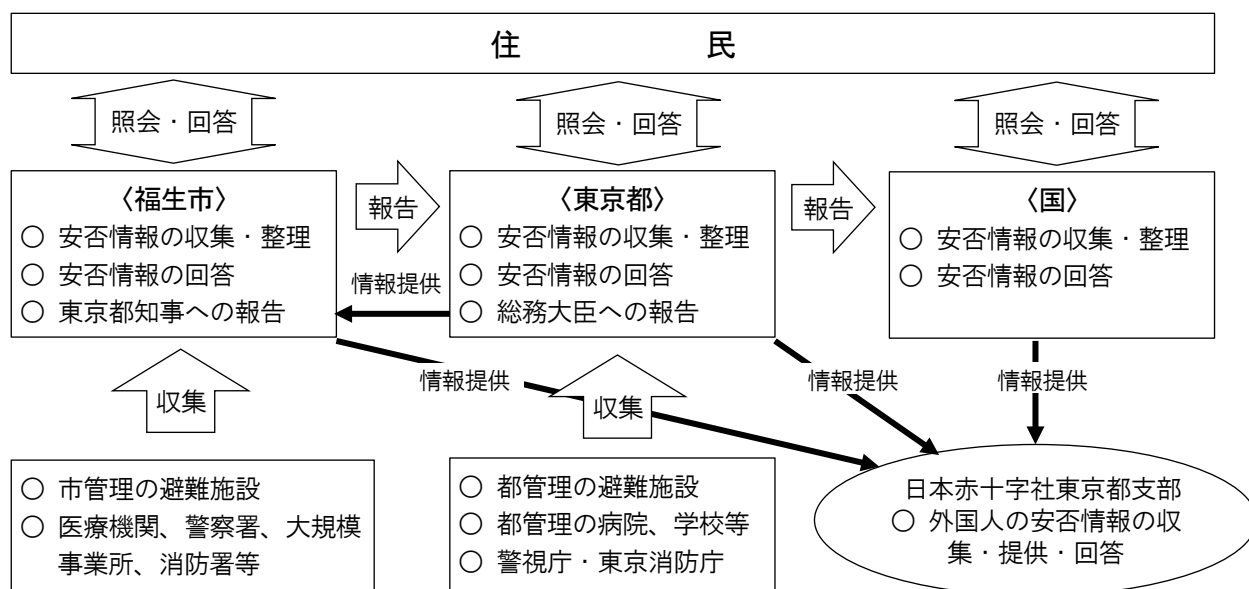
福生市は、安否情報を円滑に収集、整理、報告及び提供することができるよう、安否情報の収集、整理及び提供の責任者をあらかじめ定め、必要な研修及び訓練を行っておく。

また、東京都と安否情報の収集及び回答部署、責任者等の情報を共有するなど、相互の協力体制を確保する。

【収集及び報告すべき情報】

	避難住民（負傷した住民も同様）	死亡した住民
共通	① 氏名（振り仮名を含む。） ② 出生の年月日 ③ 男女の別 ④ 住所（郵便番号を含む。） ⑤ 国籍 ⑥ ①～⑤のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。） ⑦ 連絡先その他必要情報	
個別	⑧ 負傷（疾病）の該当 ⑨ 負傷又は疾病の状況 ⑩ 現在の居所 ⑪ 親族及び同居者への回答の希望 ⑫ 知人への回答の希望 ⑬ 親族、同居者及び知人以外のものからの照会に対する回答又は公表の同意	⑧ 死亡の日時、場所及び状況 ⑨ 遺体が安置されている場所 ⑩ ①～⑨を親族、同居者及び知人以外のものからの照会に対する回答の同意

【安否情報の収集、提供の概要】



(2) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

福生市は、次の東京都との役割分担により安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、警察署、消防署、大規模事業所等の安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある

関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。

- 安否情報の収集は、住民に関する情報を有する福生市が行うことを基本とし、東京都は都の施設等からの収集など補完的に対応
 - ・福生市 … 市管理の避難施設
市の施設（学校等）
市内の医療機関、警察署、消防署、大規模事業所等
 - ・東京都 … 都管理の避難施設、都の施設（病院、学校等）
警視庁、東京消防庁等
- 住民等からの照会に対しては、東京都、福生市それぞれが、共有する安否情報に基づき回答

(3) 住民等への周知

福生市は、避難時に氏名や身分を確認できるもの（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、写真入りの社員証等）を携行するよう、東京都と連携して、住民等に周知する。

(4) 安否情報システムの活用

福生市は、安否情報の収集、報告及び提供を行うため、「武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システム」（安否情報システム）（※）を活用する。

（※）国民保護法第32条第4項に規定する国民の保護に関する基本指針に基づき、国及び地方公共団体が開発したシステム。都道府県や国への安否情報の報告や、住民等への照会に回答するために使用する。

4 被災情報の収集及び報告に必要な準備

【企画財政部 総務部 市民部】

(1) 情報収集及び連絡体制の整備

福生市は、被災情報（以下参照）の収集、整理及び東京都知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集及び連絡に当たる担当者を定めるとともに、東京都における被災情報の収集及び報告系統を踏まえ、必要な体制の整備を図る。

【収集及び報告すべき情報】

- 1 武力攻撃災害の発生日時及び場所
- 2 発生した武力攻撃災害の概要
- 3 人的及び物的被害状況
 - (1) 死者、行方不明者、負傷者
 - (2) 住宅被害
 - (3) その他必要な事項
- 4 可能な場合、死者の死亡年月日、性別、年齢、概況

(2) 担当者の育成

福生市は、あらかじめ定められた情報収集及び連絡に当たる担当者に対し、情報収集及び連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

第5 特殊標章等の交付又は使用許可に係る体制の整備

【総務部】

福生市は、武力攻撃事態において、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付することとなる（※）。このため、これら標章等の交付等に係る体制の整備のために必要な事項を、次のとおり定める。

(1) 特殊標章等

ア 特殊標章

第一追加議定書第 66 条 3 に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）。

イ 身分証明書

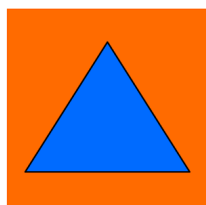
第一追加議定書第 66 条 3 に規定される身分証明書（様式のひな型は次のとおり）。

ウ 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等。

（※）【特殊標章等の意義について】

1949 年 8 月 12 日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは、車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。



（オレンジ色地に
青の正三角形）

	<small>（この証明書を発給する 国及び当局の名を記載 するための余白）</small> 身分証明書 <small>文民保護の要員用</small>	
氏名…………… 生年月日（又は年齢）…………… 識別のための番号がある場合にはその番号……………		
<small>この証明書の所持者は、次の資格において、「千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約及び千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。</small>		
発給年月日…………… 証明書番号……………		
発給当局の署名		
有効期間の満了日……………		

身長……………	眼の色……………	頭髪の色……………
その他の特徴又は情報…………… …………… …………… 武器……………		
所持者の写真		
印章	所持者の署名若しくは捺印又はその双方	

（第一追加議定書付属書 I に規定する
文民保護の要員の身分証明書のひな型）

(2) 交付要綱の作成

福生市は、国の定める「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」（※）に基づき、具体的な交付要綱を作成する。【※資料編（P109 から P118）へ】

(3) 特殊標章等の作成及び管理

福生市は、特殊標章等の交付要綱に基づき、必要となる特殊標章等を作成するとともに、交付する必要が生じた場合に迅速に交付できるよう適切に管理する。

第6 研修及び訓練

福生市職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。このため、福生市における研修及び訓練の在り方について必要な事項を、次のとおり定める。

1 研修

(1) 研修機関における研修の活用

福生市は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、全国市町村振興協会市町村職員中央研修所、東京都市町村職員研修所等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 職員等の研修機会の確保

福生市は、職員に対して、国、東京都等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、東京都と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、eラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

(3) 外部有識者等による研修

福生市は、職員等の研修の実施に当たっては、危機管理に関し知見を有する東京都、自衛隊、警視庁、東京消防庁等の職員、学識経験者及び危機管理の研究者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

2 訓練

(1) 福生市における訓練の実施

福生市は、近隣区市町村、東京都、国等関係機関と共同するなどして、住民、地域の団体及び事業者の自発的な参加を得て、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、警察、消防、自衛隊等との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人、物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練、様々な情報伝達手段等の手法を組み合わせ、様々な場所や想定で行うなど、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練等を実施する。

- ア 保護本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び保護本部設置運営訓練
- イ 警報、避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報又は安否情報に係る情報収集訓練
- ウ 避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

- ア 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- イ 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、自主防災組織の協力を求めるとともに、特に要配慮者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ウ 訓練実施時は、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- エ 福生市は、自主防災組織などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼び掛け、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- オ 福生市は、東京都及び東京消防庁（消防署）と協力し、大規模集客施設（大規模な商業施設等）、学校、病院、駅、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため、必要となる訓練の実施について支援する。
- カ 福生市は、警視庁（警察署）と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、次のとおり定める（通信の確保、情報収集及び提供体制など既に記載しているものを除く。）。

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の収集

福生市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を東京都と連携して準備する。

【福生市において集約及び整理すべき基礎的資料】

- 地図、人口データ等
(※ 人口分布、世帯数、昼夜別の人口のデータ)
- 区域内の道路網のリスト
(※ 避難経路として想定される高速道路、国道、都道、福生市道等の道路のリスト)
- 輸送力のリスト
(※ 鉄道、バス等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ)
(※ 鉄道網やバス網、保有車両数などのデータ)
- 避難施設データベース
(※ 避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト)
- 備蓄物資、調達可能物資のリスト
(※ 備蓄物資の所在地、数量、区域内の主要な民間事業者のリスト)
- 生活関連等施設のリスト
(※ 避難住民の誘導に影響を与えかねない一定規模以上のもの)
- 関係機関（国、東京都、民間事業者等）の連絡先一覧、協定
- 自主防災組織の連絡先等一覧
(※ 代表者及びその代理の者の自宅及び勤務先の住所、連絡先等)
- 消防機関のリスト
(※ 東京消防庁、消防方面本部、消防署、消防団本部の所在地等の一覧)
- 避難行動要支援者名簿、個別避難計画

(2) 隣接する市町との連携の確保

福生市は、市の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(3) 要配慮者等への配慮

福生市は、避難住民の誘導に当たっては、要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要するもの）及び避難行動要支援者（要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難なものであって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの）の避難については、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の活用等、自然災害時への対応と同様の避難支援対策を講じる。

(4) 民間事業者の協力

福生市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性に鑑み、平素から東京都と連携し、これら企業の協力が得られるよう、連携及び協力関係の構築に努める。特に、突発的に事案が発生し、建物外にいる人々が緊急に屋内に避難せざるを得ない場合における受入等について、東京都と連携し、その協力の確保に努める。

(5) 学校や事業所との連携

福生市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合などにおいては、事業所等の単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

(6) 大規模集客施設との連携

福生市は、平素から東京都と連携して、大規模集客施設にいる多くの人々の避難が円滑に行われるように、情報伝達体制の確立など施設管理者等との連携に努める。

2 避難実施要領のパターンの見直し

福生市は、総務省消防庁が作成したマニュアル、手引き等を参考に、武力攻撃事態及び緊急対処事態において福生市で想定される事態を整理し、「福生市避難実施要領のパターン」(令和5年)を作成している。

今後は、福生市の状況変化、国の方針等の変更に併せて、適宜、当該パターンを見直すものとする。

3 救援に関する基本的事項

(1) 東京都との調整

福生市は、福生市の行う救援について、地域防災計画における役割分担を基本として、東京都と協議し、その役割分担を明らかにする。

(2) 基礎的資料の準備等

福生市は、東京都と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組と並行して、関係機関との連携体制を確保する。

(3) 避難所運営連絡会の設置等(※)

福生市は、施設管理者及び自主防災組織等を交えた運営連絡会を設置するほか、避難所内避難者やボランティア等の協力体制や避難所運営マニュアルの整備等、管理及び運営体制の充実を図る。

(※) 避難所の運営窓口は、東京都国民保護計画では「救援センター」と呼称されている。

4 運送事業者の輸送力及び輸送施設の把握等

福生市は、東京都と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

福生市は、東京都が保有する市の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

- 輸送力に関する情報
 - ① 保有車両等(鉄道、定期又は路線バス等)の数、定員
 - ② 本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法など
- 輸送施設に関する情報
 - ① 道路 (路線名、起点又は終点、車線数、管理者の連絡先など)
 - ② 鉄道 (路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など)

(2) 運送経路の把握等

福生市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、東京都が保有する市の区域に係る運送経路の情報を共有する。

(3) 緊急物資等の運送体制の把握及び整備

福生市は、東京都等からの緊急物資等の配送を受けるための拠点等の設定、各避難所等への運送など、緊急物資等の運送体制を把握し、整備する。

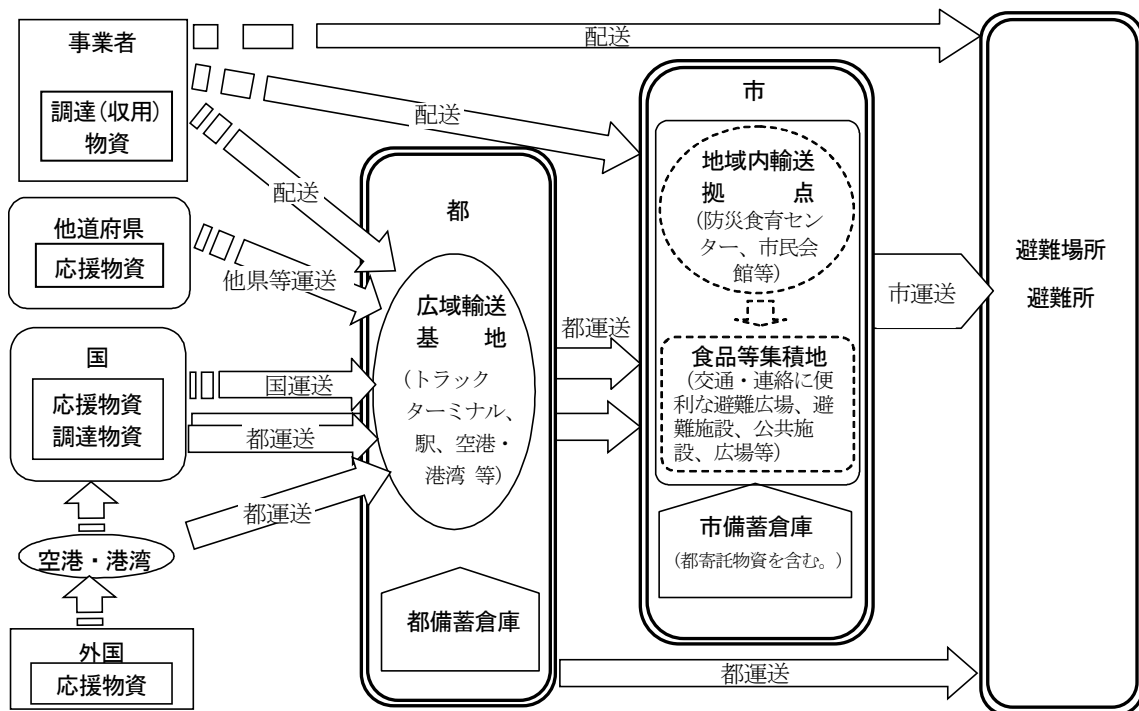
※ 市が指定する地域内輸送拠点

福生市では、東京都等からの緊急物資を集積する地域内輸送拠点として防災食育センター及び福生市民会館を指定する。

【地域内輸送拠点】

名称	所在地
防災食育センター	福生市熊川1606-1
福生市民会館	福生市福生2455

【緊急物資等の配送の概要】



5 避難施設の指定への協力

福生市は、東京都が行う避難施設の指定に際しては、次の区分に応じて、施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報を提供するなど東京都に協力する。

【避難施設の区分】（東京都国民保護計画より）

区 分	用 途	施設（例示）
避難所	避難住民が避難生活をする場所又は避難の指示、退避の指示などの際に一時的に避難する場所	○ 小、中、高等学校 ○ 公民館 ○ 体育館 ○ 劇場、ホール ○ コンベンション施設
緊急一時避難施設	爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難に活用するコンクリート造り等の堅ろうな施設	○ 堅牢な建築物 ○ 地下街、地下駅舎等の地下施設
二次避難所 （福祉避難所）	自宅、避難所での生活が困難で、介護などのサービスを必要とする高齢者や障害者その他特に配慮を要するものを一時的に受け入れ、保護する場所	○ 社会福祉施設 等
避難場所	特に、武力攻撃災害等により発生した大規模な火災等からの一時的に避難するオープンスペース	○ 都立公園 ○ 河川敷 等

福生市は、東京都が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、東京都と共有するとともに、東京都と連携して、住民に対して避難施設の場所、連絡先等住民が迅速に避難を行うために必要な情報を周知する。

6 生活関連等施設の把握等

（1）生活関連等施設の把握等

福生市は、その区域内に所在する生活関連等施設について、把握するとともに、東京都との連絡態勢を整備する。

また、福生市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点」の一部変更について（平成27年4月21日付内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付事務連絡）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施の在り方について定める。

【生活関連等施設の種類及び所管省庁】

国民保護法施行令	各号	施設の種類	所管省庁名
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省
	2号	ガス工作物	経済産業省
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	国土交通省・環境省
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省
	6号	放送用無線設備	総務省
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省
	9号	ダム	国土交通省

第2編 平素からの備え

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

	10号	危険物質等（国民保護法施行令第28条）の取扱所	
第28条	1号	危険物	総務省消防庁
	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省
	3号	火薬類	経済産業省
	4号	高压ガス	経済産業省
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会
	6号	核原料物質	原子力規制委員会
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会
	8号	毒薬、劇薬（医薬品医療機器等法）	厚生労働省 農林水産省
	9号	電気工作物内の高压ガス	経済産業省
	10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）
	11号	毒性物質	経済産業省

(2) 福生市が管理する公共施設における警戒

福生市は、その管理に係る公共施設について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、東京都の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、警察等との連携を図る。

第3章 物資及び資材の備蓄、整備

福生市が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、次のとおり定める。

1 福生市における備蓄

(1) 防災のための備蓄の活用

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねる。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

福生市は、国民保護措置において新たに必要となる物資及び資材(※)については、国全体としての対応を踏まえながら、新たに備蓄又は調達を検討する。

(※) 国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされている。

また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄及び調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄及び調達体制の整備等を行うこととされている。

(3) 東京都及び他の区市町村との連携

福生市は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄並びに整備について、東京都と密接に連携して対応する。

武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の区市町村や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

2 福生市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

福生市は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

(2) ライフライン施設の機能の確保

福生市は、その管理する下水道施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、適切な管理に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

福生市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、バックアップ体制を整備するよう努める。

第4章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発の在り方について必要な事項を、次のとおり定める。

1 国民保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法

福生市は、東京都及び関係機関と連携しつつ、住民、地域の団体、事業者等に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、ホームページ等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。また、要配慮者に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。

その際、防災の取組を含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する住民への浸透を図る。

(2) 防災に関する啓発との連携

福生市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら住民への啓発を行う。

(3) 緊急時における事業者の協力

福生市は、東京都と連携し、緊急時に事業所内に逃げ込む住民の受入れなどの協力について、区域の事業者の理解を得るよう努める。

(4) 学校における教育

福生市教育委員会は、東京都教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、福生市立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

(1) 福生市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の福生市長等への通報義務、不審物等を発見した場合の管理者に対する通報の方法等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

(2) 福生市は、「福生市国民保護計画パンフレット」や国の啓発資料等を活用し、東京都と協力し、武力攻撃事態等において住民や事業者、学校、保育施設等の施設管理者による適切な避難行動や避難誘導等について周知を図る。

(3) 福生市は、日本赤十字社、東京都及び消防機関等とともに、傷病者の応急手当について普及に努める。

3 赤十字標章等及び特殊標章等に関する普及及び啓発

福生市は、東京都及びその他関係機関と協力しつつ、武力攻撃事態等における赤十字標章等及び特殊標章等の使用の意義、使用に当たっての濫用防止等について、教育や学習の場など様々な機会を通じて啓発に努める。

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、福生市は、武力攻撃事態や緊急対処事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

また、他の区市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

このため、かかる事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約及び分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性に鑑み、福生市の初動体制について、次のとおり定める。

1 事態認定前における緊急対策会議等の設置及び初動措置

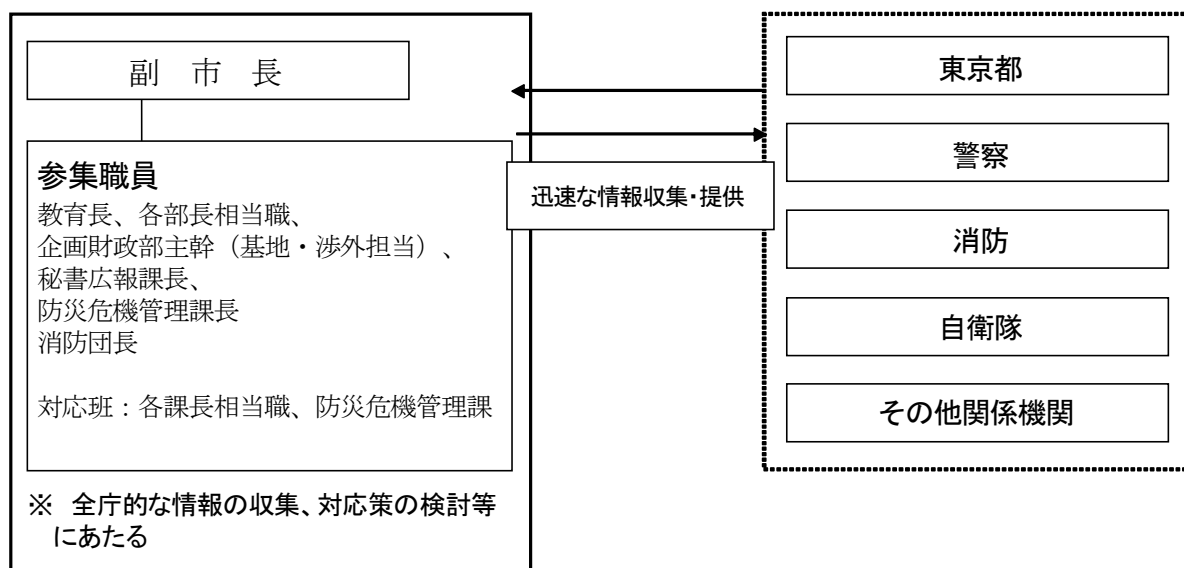
(1) 情報監視態勢

福生市は、情報収集等の対応のため必要な職員を動員し、「情報監視態勢」をしく。

(2) 緊急対策会議等の設置

ア 福生市は、現場からの情報により事案の発生を把握した場合には、速やかに、東京都、警察及び消防に連絡を行うとともに、福生市としての的確かつ迅速に対処するため、「緊急対策会議」を設置する。

【福生市緊急対策会議の構成等】



※ 住民からの通報、東京都からの連絡その他の情報により、福生市職員が当該事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を福生市長、幹部職員等に報告するものとする。

イ 「緊急対策会議」は、警察、消防、その他の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、東京都、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、緊急対策会議を設置した旨について、東京都に連絡を行う。

この場合、緊急対策会議は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における各機関との通信を確保する。

ウ 福生市は、保護本部の設置指定前であっても、原因不明の事案が発生し、その被害の態様が災害対策基本法に規定する災害に該当する場合には市災害対策本部を設置し、国民保護に準じた措置を行う。

(3) 初動措置の確保（災害対策本部の設置）

ア 福生市は、「緊急対策会議」において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の警察、消防等の活動状況を踏まえ、必要により、「福生市災害対策本部」を設置し、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。

また、福生市長は、国、東京都等から入手した情報を各機関等へ提供する。

イ 福生市は、警察官職務執行法に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等や消防法に基づき、消防吏員が行う火災警戒区域又は消防警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

ウ 政府による事態認定がなされ、福生市に対し、保護本部の設置の指定がない場合においては、福生市長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、保護本部設置の要請などの措置等を行う。

(4) 関係機関への支援の要請

福生市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、東京都や他の市町村に対し支援を要請する。

(5) 保護本部への移行に要する調整

「緊急対策会議」等を設置した後に政府において事態認定が行われ、福生市に対し、保護本部を設置すべき市の指定の通知があった場合については、直ちに保護本部を設置して新たな態勢に移行するとともに、「緊急対策会議」等は廃止する。

その際、災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行う。

2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

福生市は、国から東京都を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが福生市に関して保護本部を設置すべき指定がなかった場合等において、福生市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、情報監視態勢を立ち上げるか、又は、緊急対策会議を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、福生市長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信及び連絡体制の確認、生活関連等施設の警戒状況の確認等を行い、福生市の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるような全庁的な体制を構築する。

第2章 福生市国民保護対策本部の設置等

福生市は、保護本部の設置の指定があった場合、保護本部を迅速に設置し、区域における国民保護措置を総合的に推進する必要があることから、保護本部を設置する場合の手順や保護本部の組織、機能等について、次のとおり定める。

1 福生市国民保護対策本部（保護本部）の設置

(1) 保護本部の設置の手順

保護本部の設置は、次の手順により行う。

ア 保護本部を設置すべき市の指定の通知

福生市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（総務省消防庁）及び東京都知事を経由して保護本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。

イ 福生市長による保護本部の設置

指定の通知を受けた福生市長は、直ちに保護本部を設置する（※事前に緊急対策会議を設置していた場合は、保護本部に切り替える（前述）。）。

ウ 保護本部員及び福生市国民保護対策本部職員（以下「保護本部職員」という。）の参集

保護本部担当者は、保護本部員、保護本部職員等に対し、非常配備態勢要員電話連絡網を活用し、保護本部に参集するよう連絡する。

エ 保護本部の開設

保護本部担当者は、福生市庁舎第1棟2階会議室に保護本部を開設するとともに、保護本部に必要な各種通信システムの起動、資材の配置等必要な準備を開始する（特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認）。

福生市長は、保護本部を設置したときは、福生市議会に保護本部を設置した旨を連絡する。

オ 交代要員等の確保

福生市は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

カ 本部の代替機能の確保

福生市は、福生市庁舎が被災し、保護本部を設置できない場合は、代替の順位に従い、もくせい会館（代替順位第1位）、その他の公共施設（代替順位第2位）を代替施設とする（活動拠点、職員の待機場所は別に定める）。

なお、事態の状況に応じ、福生市長の判断により順位を変更することができる。

また、福生市区域外への避難が必要で、福生市の区域内に保護本部を設置することができない場合には、東京都と保護本部の設置場所について協議を行う。

(2) 保護本部を設置すべき市の指定の要請等

福生市長は、福生市に対して保護本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、福生市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合に

は、東京都知事を経由して内閣総理大臣に対し、保護本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

(3) 保護本部の組織構成及び機能

ア 保護本部の組織

保護本部が設置された場合、通常業務に当たる人員を縮小し、職員は保護措置を行う。
なお、保護本部における職員の配備については、各部長の指示にて行うものとする。

イ 特別組織と担当課

令和6年4月1日現在

指揮	保護本部長室	対応部 (◎：部長)	班	担当課
本部長 (市長)	本部長 副本部長 本部員（各部長、 防災危機管理課 長、会計管理者、 消防団長及び福生 消防署長が指定す る消防吏員）	調整部 ◎議会事務局長	調整班	議会事務局
		復興企画部 ◎企画財政部長	企画班 財政班	企画調整課 財政課
		秘書広報部 ◎企画財政部長	秘書広報班	秘書広報課
情報部 ◎企画財政部長		情報班	情報政策課	
防災部 ◎総務部参事		防災班	総務課、防災危機管理課、契約 管財課	
職員部 ◎総務部長		職員班	職員課	
出納部 ◎会計管理者		出納班	会計課	
建築部 ◎企画財政部参事		建築班	公共施設マネジメント課、まち づくり計画課	
市民相談部 ◎市民部長		市民相談班	総合窓口課、保険年金課	
被害認定調査部 ◎市民部長		被害認定調査班	課税課、収納課	
物資部 ◎生活環境部長		物資班	シティセールス推進課、環境政 策課、協働推進課	
廃棄物対策部 ◎生活環境部長		廃棄物対策班	ごみ減量対策課	
要配慮者対策部 ◎福祉保健部長		要配慮者対策班	社会福祉課、障害福祉課、介護 福祉課	
医療救護部 ◎子ども家庭部参事		医療救護班	健康課、こども家庭センター課	
副本部長 (副市長) (教育長)		給水部 ◎都市建設部長	給水班	【再掲】まちづくり計画課
	復旧部 ◎都市建設部長	復旧班	道路下水道課	
	避難所部	避難所統括班	教育総務課、教育指導課	

第3編 武力攻撃事態等への対処
第2章 福生市国民保護対策本部の設置等

		◎教育部長 子ども家庭部長 教育部参事	避難所対応班	【再掲】企画調整課、【再掲】財政課、子ども政策課、子ども育成課、【再掲】会計課、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、学務課、教育支援課、小・中学校、生涯学習推進課、スポーツ推進課、公民館、図書館
		給食部 ◎教育部長	給食班	【再掲】学務課
		消防部 ◎消防団長	消防班	消防団

ウ 各部及び各班の職務並びに分掌事務

対応部	本部員 (◎部長)	担当課	所掌事務
共通事項			1 本部長の特命事項に関する事。 2 避難所の運営支援に関する事。
調整部	◎議会事務局長	議会事務局	1 保護本部長室及び保護本部の庶務に関する事。 2 市議会に関する事。
復興企画部	◎企画財政部長	企画調整課、財政課	1 復興計画に関する事。(企画班) 2 予算に関する事。(財政班)
秘書広報部	◎企画財政部長	秘書広報課	1 広報に関する事。 2 報道対応に関する事。 3 視察及び見舞者の対応に関する事。
情報部	◎企画財政部長	情報政策課	情報システムに関する事。
防災部	◎総務部参事	総務課、防災危機管理課、契約管財課	1 避難情報の発令に関する事。 2 情報の収集及び集約に関する事。 3 記録に関する事。 4 コールセンターに関する事。 5 帰宅困難者に関する事。 6 庁舎の維持管理に関する事。 7 車両及び燃料の確保に関する事。 8 国及び東京都その他防災関係機関への報告、連絡及び調整並びに応援要請に関する事。 9 東京都からの救援の指示に関する事。
職員部	◎総務部長	職員課	1 職員及びその家族の安否に関する事。 2 職員の配置に関する事。 3 職員の活動支援に関する事。 4 受援に関する事。
出納部	◎会計管理者	会計課	1 現金の出納に関する事。 2 義援金、見舞金等の受入れ及び保管に関する事。
建築部	◎企画財政部参事	公共施設マネジメント課、まちづくり計画課	1 被災建築物の応急危険度判定に関する事。 2 宅地の危険度判定に関する事。 3 住宅の応急修理に関する事。 4 住宅の解体撤去に関する事。 5 応急仮設住宅に関する事。
市民相談部	◎市民部長	総合窓口課、保険年金課	1 人的被害の情報に関する事。 2 安否情報に関する事。

			<ul style="list-style-type: none"> 3 被災者相談に関する事。 4 被災者台帳に関する事。 5 被災者生活再建支援に関する事。 6 外国人の支援に関する事。 7 遺体の収容、安置及び処理に関する事。 8 火葬に関する事。
被害認定調査部	◎市民部長	課税課、収納課	<ul style="list-style-type: none"> 1 住家被害認定調査に関する事。 2 り災証明書等の交付に関する事。
物資部	◎生活環境部長	シティセールス推進課、環境政策課、協働推進課	<ul style="list-style-type: none"> 1 食料及び生活必需品の確保及び供給に関する事。 2 地域内輸送拠点の開設及び運営に関する事。
廃棄物対策部	◎生活環境部長	ごみ減量対策課	<ul style="list-style-type: none"> 1 廃棄物の処理に関する事。 2 し尿の収集処理に関する事。
要配慮者対策部	◎福祉保健部長	社会福祉課、障害福祉課、介護福祉課	<ul style="list-style-type: none"> 1 避難行動要支援者の避難支援に関する事。 2 要配慮者の支援に関する事。 3 福祉避難所に関する事。
医療救護部	◎子ども家庭部参事	健康課、こども家庭センター課	<ul style="list-style-type: none"> 1 医療救護及び助産に関する事。 2 医薬品及び医療資機材の確保に関する事。 3 医療施設の確保に関する事。 4 被災者の健康に関する事。 5 衛生管理及び防疫に関する事。
給水部	◎都市建設部長	【再掲】まちづくり計画課	<ul style="list-style-type: none"> 1 応急給水に関する事。
復旧部	◎都市建設部長	道路下水道課	<ul style="list-style-type: none"> 1 道路、橋りょう及び下水道施設の被害調査並びに復旧に関する事。 2 障害物の除去に関する事。 3 避難路及び緊急輸送道路に関する事。
避難所部	◎教育部長 子ども家庭部長 教育部参事	【再掲】企画調整課、【再掲】財政課、子ども政策課、子ども育成課、【再掲】会計課、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、教育総務課、教育指導課、学務課、教育支援課、小・中学校、生涯学習推進課、スポーツ推進課、公民館、図書館	<ul style="list-style-type: none"> 1 避難所の統括に関する事。(避難所統括班) 2 避難所の開設及び運営支援に関する事。(避難所対応班) 3 避難者の把握に関する事。(避難所対応班) 4 応急教育に関する事。(避難所統括班)
給食部	◎教育部長	学務課	<ul style="list-style-type: none"> 1 防災食育センターの運営及び管理に関する事。 2 応急給食に関する事。
消防部	◎消防団長	消防団	<ul style="list-style-type: none"> 1 消火及び救助に関する事。 2 行方不明者の捜索に関する事。 3 避難支援に関する事。 4 危険箇所の警戒に関する事。

【参考】武力攻撃事態等における東京消防庁（消防署）の業務

機関の名称	分掌事務
東京消防庁 第九消防方面本部 福生消防署	1 火災その他の災害の予防、警戒及び防御に関すること。 2 消火、救助及び救急に関すること。 3 危険物等の措置に関すること。 4 避難住民の誘導に関すること。 5 警報伝達の協力に関すること。 6 消防団との連携に関すること。 7 生活関連等施設の安全確保に対する協力に関すること。 8 前各号に掲げるもののほか、消防に関すること。

(4) 保護本部における広報等

福生市は、武力攻撃事態等において、情報の錯そう等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、保護本部における広報広聴体制を整備する。

【保護本部における広報体制】

ア 広報責任者の設置

武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者」を設置する。

イ 広報手段

防災行政無線、広報車、広報誌臨時版（かわら版）、テレビ又はラジオ放送、記者会見、問合せ窓口の開設、ホームページ、ふっさ情報メール、福生市公式アプリ、SNS等の様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備する。

ウ 留意事項

- (ア) 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時期を逸することのないよう迅速に対応する。
- (イ) 保護本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて、福生市長自ら記者会見を行う。
- (ウ) 東京都と連携した広報体制を構築する。

エ 関係する報道機関への情報提供

記者クラブ等、関係する報道機関へ迅速な情報提供を行う。

(5) 福生市現地対策本部の設置

福生市長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、東京都等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、保護本部の事務の一部を行うため、福生市現地対策本部を設置する。

福生市現地対策本部長や福生市現地対策本部員は、保護本部副本部長、保護本部員その他の職員のうちから保護本部長が指名する者をもって充てる。

(6) 現地連絡調整所の設置

福生市は、発生現地において活動する機関が特段の連携を確保する必要がある場合は、東京都と連携し、各機関の参加を得て、現地周辺に現地連絡調整所を設置する。

福生市は、既に東京都又は関係機関により現地連絡調整所が設置されている場合は職員を派遣し、関係機関との情報共有及び活動調整を行うものとする。

【参加機関の例】

東京都、警察、消防、医療機関、自衛隊など現地で活動している機関

【実施内容】

- 被災状況や各機関の活動状況の把握
- 各機関が有する情報の共有
- 現地における活動（避難誘導の実施等）の連携のための調整 等

(7) 保護本部長の権限

保護本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

ア 福生市の区域内の国民保護措置に関する総合調整

保護本部長は、福生市の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、福生市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

イ 東京都対策本部長に対する総合調整の要請

保護本部長は、特に必要があると認めるときは、東京都対策本部長に対して、東京都並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する(※)。また、保護本部長は、特に必要があると認めるときは、東京都対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、保護本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

(※) 運送事業者である一の指定地方公共機関に対し、複数の区市町村から避難住民の運送の求めがなされた場合の調整など

ウ 情報の提供の求め

保護本部長は、東京都対策本部長に対し、福生市の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

エ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

保護本部長は、総合調整を行うに際して、関係機関に対し、福生市の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

オ 福生市教育委員会に対する措置の実施の求め

保護本部長は、福生市教育委員会に対し、福生市の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、保護本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(8) 保護本部の廃止

福生市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（総務省消防庁）及び東京都知事を経由して市町村国民保護対策本部を設置すべき市町村の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、保護本部を廃止する。

2 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

福生市は、携帯電話、防災行政無線等の移動系通信回線、LGWAN(総合行政ネットワーク)、同報系無線、防災行政無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、保護本部と福生市現地対策本部、現地連絡調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

福生市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに東京都を通じて総務省消防庁にその状況を連絡する。

(3) 通信ふくそうにより生じる混信等の対策

福生市は、武力攻撃事態等における通信ふくそうにより生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

3 特殊標章等の交付及び管理

福生市長は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン(平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官(事態法制担当)通知)」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

- 市町村の職員で国民保護措置に係る職務を行う者
- 消防団長及び消防団員
- 福生市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- 福生市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

第3章 関係機関相互の連携

福生市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、東京都、他の区市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と福生市との連携を円滑に進めるために必要な事項について、次のとおり定める。

1 国及び東京都の対策本部との連携

(1) 国及び東京都の対策本部との連携

福生市は、東京都の対策本部及び東京都を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会（※）を開催する場合には、保護本部として当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努めるものとする。

東京都対策本部長から東京都対策本部派遣員として福生市職員の派遣の求めがあった場合には、職員を派遣し、情報共有等の体制を整える。

（※）国の現地対策本部長は、国民保護措置に関する情報を交換し、それぞれの実施する国民保護措置について相互に協力するため、必要に応じ、現地対策本部と関係地方公共団体の国民保護対策本部等による武力攻撃事態等合同対策協議会を開催するものとされている。

(2) 国及び東京都の現地対策本部との連携

福生市は、国及び東京都の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断する場合には、必要に応じて、東京都及び国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

(3) 武力攻撃事態等合同対策協議会への参加

福生市は、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換及び相互協力に努める。

2 東京都知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

(1) 東京都知事への措置要請

福生市は、その区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、東京都知事その他都の執行機関（以下「東京都知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、福生市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 東京都知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

福生市は、その区域における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、東京都知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関への要請を行うよう求める。

(3) 指定行政機関、指定地方行政機関への措置要請

福生市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定行政機関又は指定地方行政機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、福生市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

(1) 福生市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、東京都知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。また、通信の途絶等により東京都知事に対する自衛隊の部隊の派遣要請の求めができない場合は、努めて東京地方協力本部長又は市国民保護協議会委員たる隊員を通じて、陸上自衛隊にあっては東部方面総監、海上自衛隊にあっては横須賀地方総監、航空自衛隊にあっては作戦システム運用隊を介し、防衛大臣に連絡する。

(2) 福生市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動(※)により出動した部隊とも、保護本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

(※) 内閣総理大臣の命令に基づく治安出動（自衛隊法第78条）及び東京都知事の要請に基づく治安出動（自衛隊法第81条）

(3) 福生市は、住民の避難が必要となる場合において、自衛隊の侵害排除措置が行われるときは、避難住民の混乱の発生を防止するため、避難経路の選定等について、自衛隊から派遣された連絡官を通じ、また、関係機関（東京都、警視庁等）と十分に協議する。

(4) 自衛隊の受入拠点は、次のとおりとする。

【自衛隊の受入拠点】

施設名	所在地
福生市営福生野球場	福生市牛浜162

4 他の区市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

(1) 他の区市町村長等への応援の要求

ア 福生市長等は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにした上で、他の区市町村長等に対して応援を求める。

イ 応援を求める区市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

(2) 東京都への応援の要求

福生市長等は、必要があると認めるときは、東京都知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

(3) 事務の一部の委託

ア 福生市が、国民保護措置の実施のため、事務の一部を他の地方公共団体に委託すると

きは、平素からの調整内容を踏まえ、次の事項を明らかにして委託を行う。

- 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
 - 委託事務に要する経費の支弁の方法、その他必要な事項
- イ 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、福生市は、前事項を公示するとともに、東京都に届け出る。
- また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、福生市長はその内容を速やかに市議会に報告する。

(4) 応援受入態勢の整備

- ア 各班に応援受入を担当する受援担当者を配置する。
- また、各班の受援担当者からなる受援調整会議を開催し、総合的な応援要請、受入れに関する部内調整、各班からの要請による応援者の適正配置等の調整を行う。
- イ 各班は、応援職員に対して、応援を求める作業に関する計画を作成する。
- また、応援を求める作業に必要な資器材の準備や施設利用に関する管理者の事前了解など準備を進める。
- ウ 職員班は、応援車両等の駐車場所などを確保する。拠点となる施設は子ども応援館（第1順位）、その他の公共施設（第2順位）とする。

【応援職員の拠点】

順位	名称	所在地
1	子ども応援館	福生市北田園2-5-7
2	その他の公共施設	—

- エ 職員班は、応援職員の食料・資機材、宿泊施設等について、原則として応援側で確保するよう要請する。

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

- (1) 福生市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。
- また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。
- (2) 福生市は、(1)の要請を行うときは、東京都を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、東京都を経由して総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、あっせんを求める。

6 福生市の行う応援等

- (1) 他の区市町村に対して行う応援等
- ア 福生市は、他の区市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当

な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

イ 他の区市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、福生市長は、所定の事項を市議会に報告し、公示を行い、東京都に届け出る。

(2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

福生市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

7 自主防災組織等に対する支援等

(1) 自主防災組織に対する支援

福生市は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

(2) ボランティア活動への支援等

福生市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。

また、福生市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、東京都と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、臨時に設置されるボランティアセンター等における登録、派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

(3) 民間からの救援物資の受入れ

福生市は、東京都や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

8 住民への協力要請

福生市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

- 避難住民の誘導
- 避難住民等の救援
- 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- 保健衛生の確保

第4章 国民の権利利益の救済に係る手続

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

福生市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問合せに対応するための総合的な窓口を開設する。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】（再掲）

種別	項目	担当課
損失補償（法第159条第1項）	特定物資の収用に関する事。 （法第81条第2項）	総務課、契約管財課
	特定物資の保管命令に関する事。 （法第81条第3項）	
	土地等の使用に関する事。 （法第82条）	防災危機管理課
	応急公用負担に関する事。 （法第113条第1項・5項）	
損害補償（法第160条）	車両等の破損措置に関する事（法第155条第2項において準用する災害対策基本法第76条の3第2項後段）	道路下水道課
	国民への協力要請によるもの（法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項）	防災危機管理課
	医療の実施の要請等によるもの（法第85条第1・2項）	健康課
不服申立てに関する事。 （法第6条、175条）		総務課
訴訟に関する事。 （法第6条、175条）		

※ 表中の「法」は、「国民保護法」を示す。

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

福生市は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、福生市文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

福生市は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第5章 警報及び避難の指示等

第1 警報の伝達等

福生市は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため警報の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、次のとおり定める。

1 警報の内容の伝達及び通知

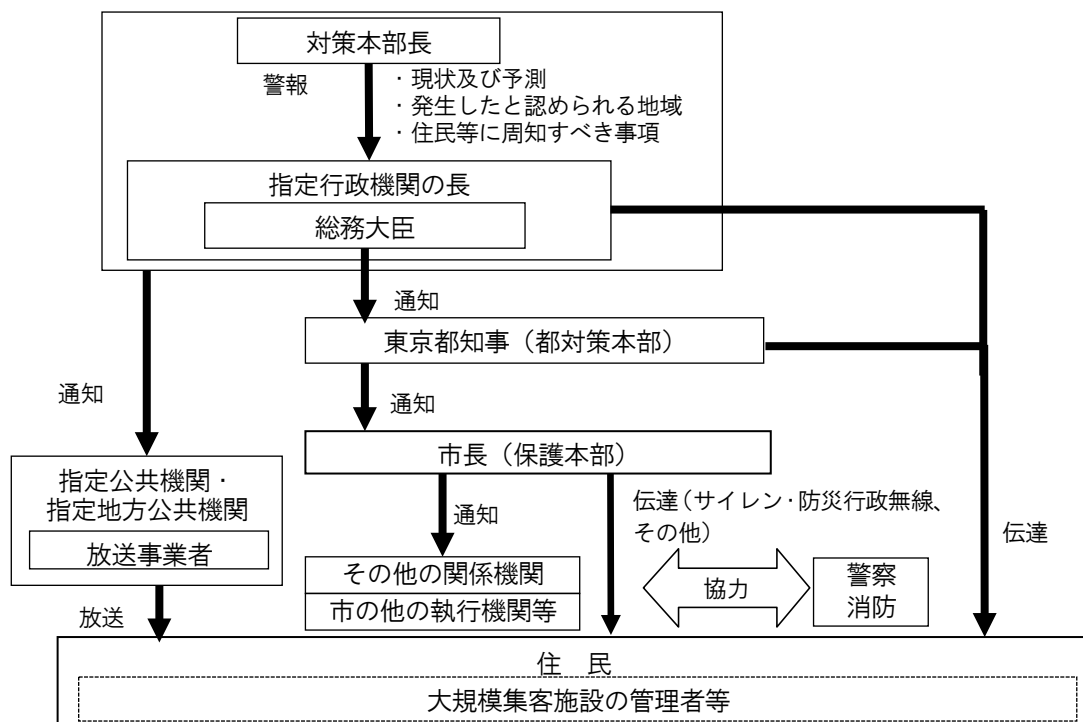
(1) 警報の内容の伝達等

- ア 福生市は、東京都から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定めた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある公私の団体（自主防災組織など）に警報の内容を伝達する。
- イ 福生市は、東京都と協力して、区域内の大規模集客施設について、あらかじめ定めた伝達先へ速やかに警報の内容を伝達する。

(2) 警報の内容の通知

- ア 福生市は、その他の関係機関（保育園、幼稚園、福祉施設など）に対しても、警報の内容を通知する。
- イ 福生市は、警報の報道発表については速やかに行う。
福生市長から関係機関への警報の通知及び伝達の仕組みは、次のとおりである。

【警報の通知及び伝達の仕組み】



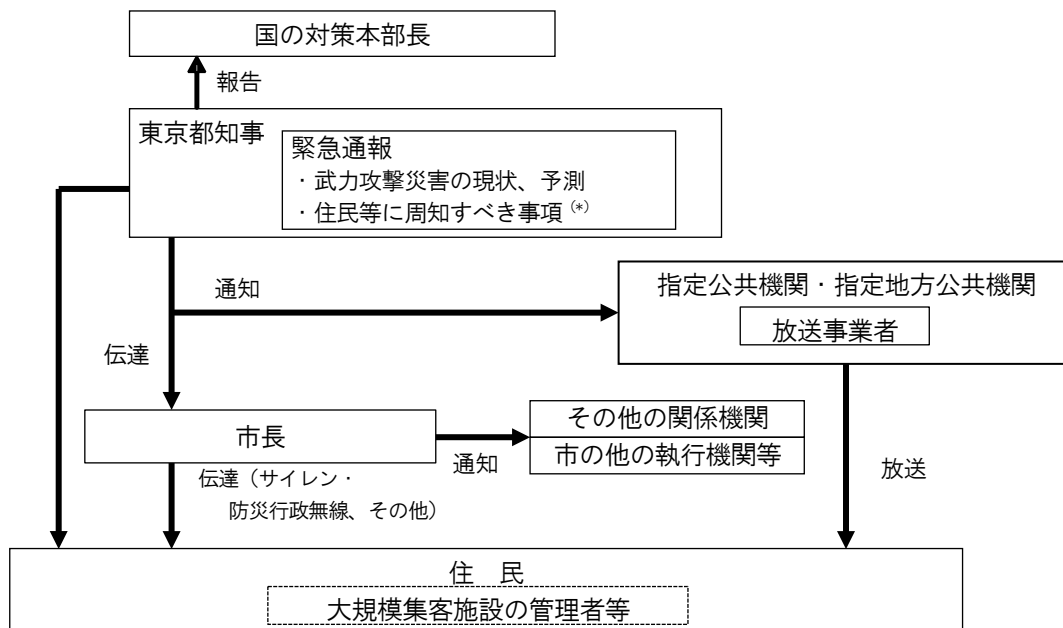
2 警報の内容の伝達の方法

- (1) 警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム (Em-Net)、全国瞬時警報システム (J-ALERT) 等を活用し、地方公共団体に伝達される。福生市長は、全国瞬時警報システム (J-ALERT) と連携している情報伝達手段等により、原則として、次の要領により情報を伝達する。
- ア 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に福生市が含まれる場合
この場合においては、原則として、防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。
- イ 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に福生市が含まれない場合
- (ア) この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページ等への掲載をはじめとする手段により、周知を図る。
- (イ) なお、福生市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。
- また、ふっさ情報メール、福生市公式アプリ、SNS等、広報車の使用、自主防災組織による各世帯等への伝達、協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。
- ※ 全国瞬時警報システム (J-ALERT) によって情報が伝達されなかった場合においては、緊急情報ネットワークシステム (Em-Net) によって伝達された情報をホームページに掲載する等により、周知を図る。
- (2) 福生市長は、警報の内容の伝達に当たり、東京消防庁 (消防署) の協力が得られるよう、その消火活動並びに救助及び救急活動の状況に留意し、緊密な連携を図る。なお、この場合、消防団は東京消防庁 (消防総監又は消防署長) の所轄の下に行動するものとする。
- 福生市は、交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声器や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、警視庁 (警察署) と緊密な連携を図る。
- (3) 要配慮者への伝達については、要配慮者対策部が避難行動要支援者名簿、個別避難計画を活用し、自主防災組織等の支援者との連携のもとで、要配慮者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。
- (4) 警報の解除の伝達については、警報の伝達と同様に行う。ただし、原則として、サイレンは使用しない。

3 緊急通報の伝達及び通知

東京都知事が発令する緊急通報の住民や関係機関への伝達及び通知方法については、原則として警報の伝達及び通知方法と同様とする。

【緊急通報の通知及び伝達の仕組み】



(*) 都の指示に従って落ちついて行動すること、テレビ・ラジオ等の情報収集手段の確保に努めること

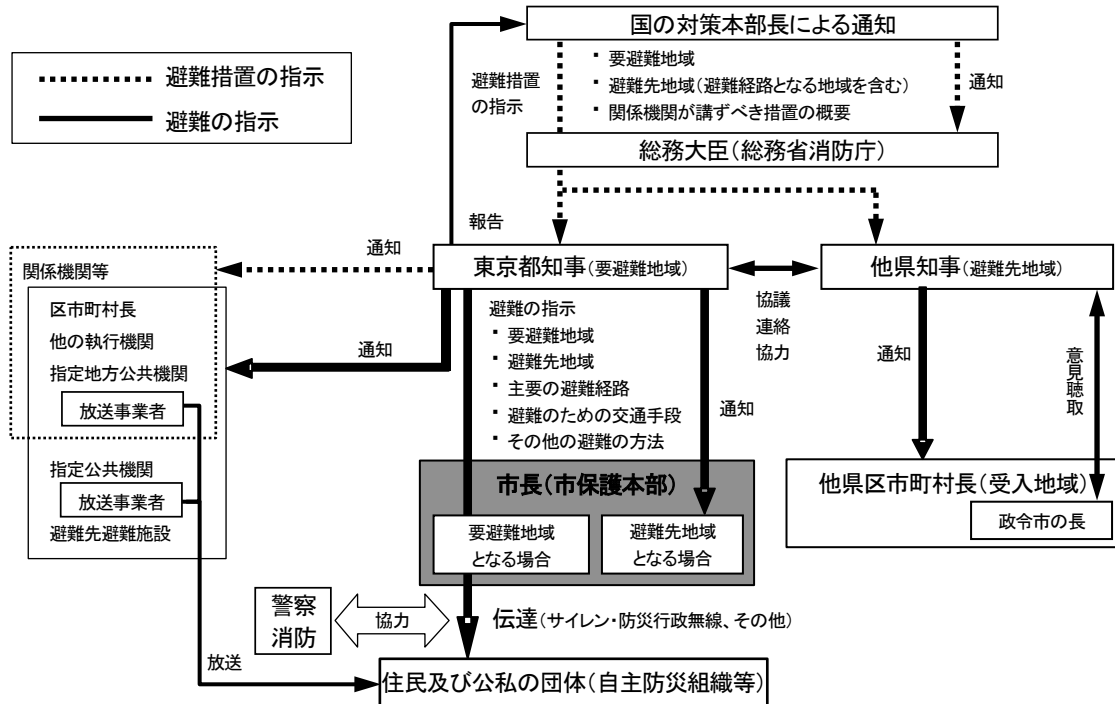
第2 避難住民の誘導等

福生市は、東京都の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。福生市が住民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、住民等への避難指示の伝達及び避難住民の誘導について、次のとおり定める。

1 避難の指示の伝達

- (1) 福生市長は、東京都知事が迅速かつ的確に避難の指示を行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に東京都に提供する。
- (2) 福生市長は、東京都知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民に対して迅速に伝達する。

【避難の指示の通知及び伝達の概要】



2 避難実施要領の策定

(1) 避難実施要領の策定

ア 福生市長は、避難の指示を受けた場合は、あらかじめ作成した福生市避難実施要領パターンを参考にしつつ、各執行機関、東京都、警視庁（警察署）、東京消防庁（消防署）、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、避難の指示の内容に応じた避難実施要領を的確かつ迅速に策定する。

その際、避難実施要領の通知又は伝達が避難の指示後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。

イ 避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

【避難実施要領に定める事項（法定事項）】

- 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- その他避難の実施に関し必要な事項

(2) 避難実施要領に記載する項目

福生市長は、上記法定事項、東京都国民保護計画に基づき、原則、次に掲げる項目を避難実施要領において定める。

ただし、緊急の場合には、事態の状況等を踏まえて、当初は法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容で作成するなど柔軟に対応する。

【避難実施要領に記載する項目】

- ア 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位
- イ 避難先
- ウ 一時集合場所及び集合方法
- エ 集合時間
- オ 集合に当たっての留意事項
- カ 避難の手段及び避難の経路
- キ 市職員の配置等
- ク 要配慮者への対応
- ケ 要避難地域における残留者の確認
- コ 避難誘導中の食料等の支援
- サ 避難住民の携行品、服装
- シ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

- (3) 避難実施要領の策定の際における考慮事項
避難実施要領の策定に際しては、次の点を考慮する。

【避難実施要領の策定の際における考慮事項】

- ア 避難の指示の内容の確認
(地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態の決定)
- イ 事態の状況の把握 (警報の内容や被災情報の分析)
(特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案)
- ウ 避難住民の概数把握
- エ 誘導の手段の把握
〔屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難 (運送事業者である指定地方公共機関等による運送) 〕
- オ 輸送手段の確保の調整 (※輸送手段が必要な場合)
(東京都との役割分担、関係運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定)
- カ 要配慮者の避難方法の決定 (要配慮者対策チームの設置)
- キ 避難経路や交通規制の調整 (具体的な避難経路、警察との避難経路の選定及び自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整)
- ク 職員の配置 (各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定)
- ケ 関係機関との調整 (現地連絡調整所の設置、連絡手段の確保)
- コ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整 (東京都対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応)

- (4) 国の対策本部長による利用指針の調整

- ア 福生市長は、自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路、飛行場施設等における利用のニーズが競合する場合には、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、東京都を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。
- イ この場合において、福生市長は、東京都を通じた国の対策本部長による意見聴取 (武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等) 及び国の対

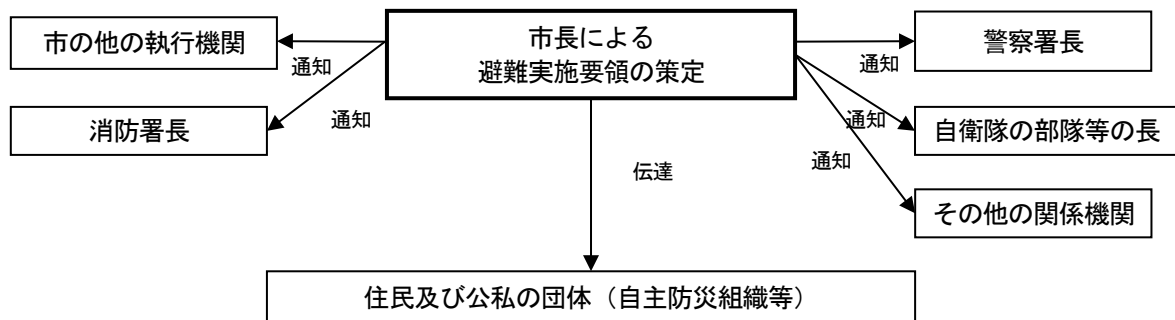
策本部長からの情報提供の求め（同法第6条第4項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、福生市の意見や関連する情報をまとめる。

(5) 避難実施要領の内容の伝達等

福生市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に係る情報を的確に伝達するように努める。

また、福生市長は、直ちに、その内容を福生市の他の執行機関、福生市内の消防署長、警察署長及び自衛隊並びにその他の関係機関に通知する。

さらに、福生市長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。



3 避難住民の誘導

(1) 福生市長による避難住民の誘導

ア 福生市長は、避難実施要領で定めるところにより、その職員を指揮し、消防総監（消防署長）及び消防団長と協力して避難住民を避難先地域まで誘導する。

その際、避難実施要領の内容に沿って、自主防災組織、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りでない。

また、福生市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。

また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

イ 夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

(2) 東京消防庁（消防署）との連携

福生市長は、避難住民の誘導を行うに当たっては、消火活動並びに救助及び救急活動の状況を勘案した上で、消防総監（消防署長）の協力を得て実施する。

なお、福生市内の消防団は、消防総監又は消防署長の所轄の下に行動するものとする。

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携

福生市長は、必要があると認めるときは、警察署長又は国民保護措置の実施を命ぜられ

た自衛隊の部隊等の長に対して、警察官又は自衛官（以下「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。

福生市長は、これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、事態の規模又は状況に応じて現地連絡調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

(4) 自主防災組織等に対する協力の要請

福生市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

福生市長は、避難住民の誘導に際しては、東京都と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

福生市長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。

(6) 大規模集客施設における避難

福生市は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設等の施設管理者と連携し、施設の特性に応じ、当該施設に滞在する者の避難が円滑に実施できるよう必要な対策をとる。

(7) 要配慮者への配慮

福生市長は、要配慮者等の避難を万全に行うため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画等を活用し、社会福祉協議会、民生委員・児童委員及び福祉事業者等の、関係団体と協力して、要配慮者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。

なお、要配慮者の避難に関して、必要に応じ、福生市は、避難場所、避難所等の拠点までの運送を支援する。

(8) 残留者等への対応

避難住民の誘導に当たる福生市職員は、警察、消防等とともに避難の指示に従わずに、要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、避難の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(9) 避難所の運営

福生市は、原則、避難所運営協議会又は避難所自治組織が避難所を運営する。

(10) 避難所等における安全確保等

福生市は警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、警察と協力し住民等からの相談に対応するなど住民等の不安の軽減に努める。

福生市は、その管理する避難所において、東京都が定める避難所の安全基準に基づき、施設及び施設内の設備等を適切に保全するものとする。

(11) 動物の保護等に関する配慮

福生市は「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水

産省生産局畜産部畜産企画課通知)」(※)を踏まえ、次の事項等について所要の措置を講ずるよう努める。【※資料編(P119)へ】

- 危険動物等の逸走対策
- 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(12) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる福生市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

(13) 東京都に対する要請等

ア 福生市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、東京都知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、東京都による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

イ 避難住民の誘導に係る人的及び物的資源配分について他の区市町村と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、東京都知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

ウ 福生市長は、東京都知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

エ 福生市長は、避難住民の誘導に関して、東京都の区域を越えて避難誘導を行う際など、福生市のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、東京都知事に対して、避難誘導の補助を要請する。

(14) 避難住民の運送の求め等

福生市長は、避難住民の運送が必要な場合において、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

福生市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、東京都を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、東京都対策本部長に、その旨を通知する。

(15) 避難生活段階における関係機関等の役割分担

避難生活段階における、関係機関等の役割分担は次頁のとおり。

【避難生活段階における関係機関等の役割分担】

機関の名称	主な役割
福生市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保護本部の運営 ○ 避難所の運営 ○ 安否情報の収集及び提供
東京都	<ul style="list-style-type: none"> ○ 東京都国民保護対策本部の運営 ○ 避難住民への物資及び資機材の提供等 ○ ライフラインが被災した場合の応急復旧 ○ 安否情報の収集及び提供
警視庁(警察署)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難後の無人化した地域、避難所における警戒 ○ 被災者の救助活動 ○ 交通規制(特に要避難地域、警戒区域等の周辺地域)
東京消防庁(消防署)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 火災が発生した場合の消火活動 ○ 被災者の救助及び救急活動
消防団	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難所等における火災予防
指定行政機関	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難所における救援の支援

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 著しく大規模又は性質が特殊な武力攻撃災害への対処 ○ 生活関連物資等の価格安定措置
自衛隊	○ 避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処、応急復旧等の実施
指定地方行政機関	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難所における救援の支援 ○ 著しく大規模又は性質が特殊な武力攻撃災害への対処 ○ 生活関連物資等の価格安定措置
指定公共機関	○ ライフライン等の安定供給、運行等
指定地方公共機関	○ 緊急物資の運送（運送事業者）、医療の提供（医療事業者）等必要な措置の実施

(16) 核攻撃の避難退域時検査及び簡易除染の実施

核攻撃等においては、東京都と連携して避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退域時検査及び簡易除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するために必要な措置を講じる。

(17) 避難住民の復帰のための措置

福生市長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領（復帰実施要領）を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

第3 想定される避難の形態と福生市による誘導

武力攻撃事態4類型及び緊急処理事態（大規模テロ等）における避難の形態と福生市による誘導について示す。

1 弾道ミサイル攻撃

(1) 弾道ミサイル攻撃（通常弾頭又はBC弾頭）

【避難上の留意点】

- 発射後短時間で着弾することが予想されるため、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努める等、迅速な情報伝達等による被害の局限化が重要である。
- 当初は、できるだけ近くのコンクリート造りの堅牢な施設や建築物の地階等の地下施設への避難指示がなされる。
- 福生市は、ミサイル着弾後、被害内容が判明した後、東京都知事からの避難の指示の内容に沿って避難実施要領を策定し、避難住民を誘導する。
- 次の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイル発射時に迅速に個々人が対応できるよう、その取るべき行動を周知する。

(弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ)

ア 国の対策本部長は弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示

国の対策本部長	○ 警報の発令、避難措置の指示 ○ その他、記者会見等による国民への情報提供
東京都知事	○ 避難の指示
福生市長	○ 警報発令時は、防災危機管理課及び市長が指名する市職員を参集 ○ 必要に応じ、緊急対策会議及び国民保護対策本部の設置 ○ 住民への情報発信 ○ 避難実施要領の策定 ○ 避難誘導

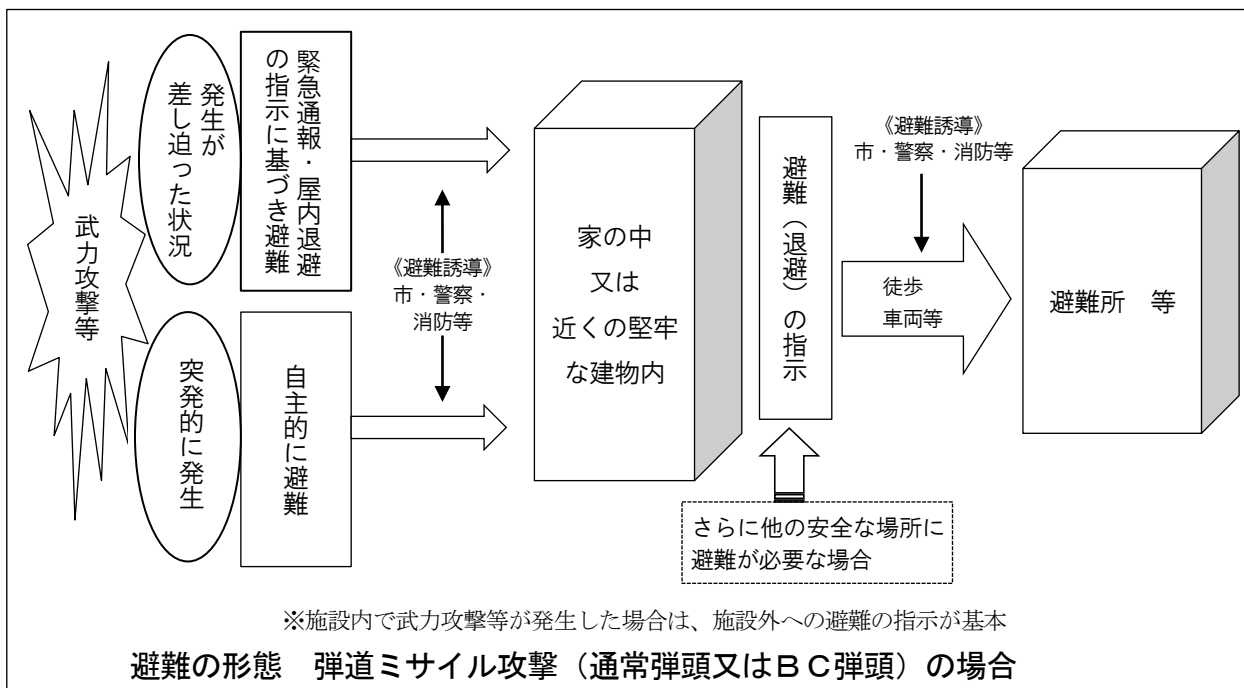
イ 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、国の対策本部長がその都度警報を発令

ウ 弾道ミサイルが日本の上空を通過した場合には、国の対策本部長は、他に追尾しているミサイルやミサイルから分離した落下物が日本の領土又は領海に落下する可能性が無いことを確認した後、弾道ミサイルが通過した旨を情報提供する。

福生市は、必要に応じ、住民に対し国が発表する続報を情報提供するほか、不審物を発見した場合には、決して近寄らず、直ちに警察や消防などに連絡することを呼び掛ける。

【避難の形態】

福生市は、要避難地域となった場合、自主的にあるいは当初の屋内避難（退避）の指示により建物内に避難した住民を、避難の指示等に基づき、避難所等まで誘導する。



(2) 弾道ミサイル攻撃（核弾頭）

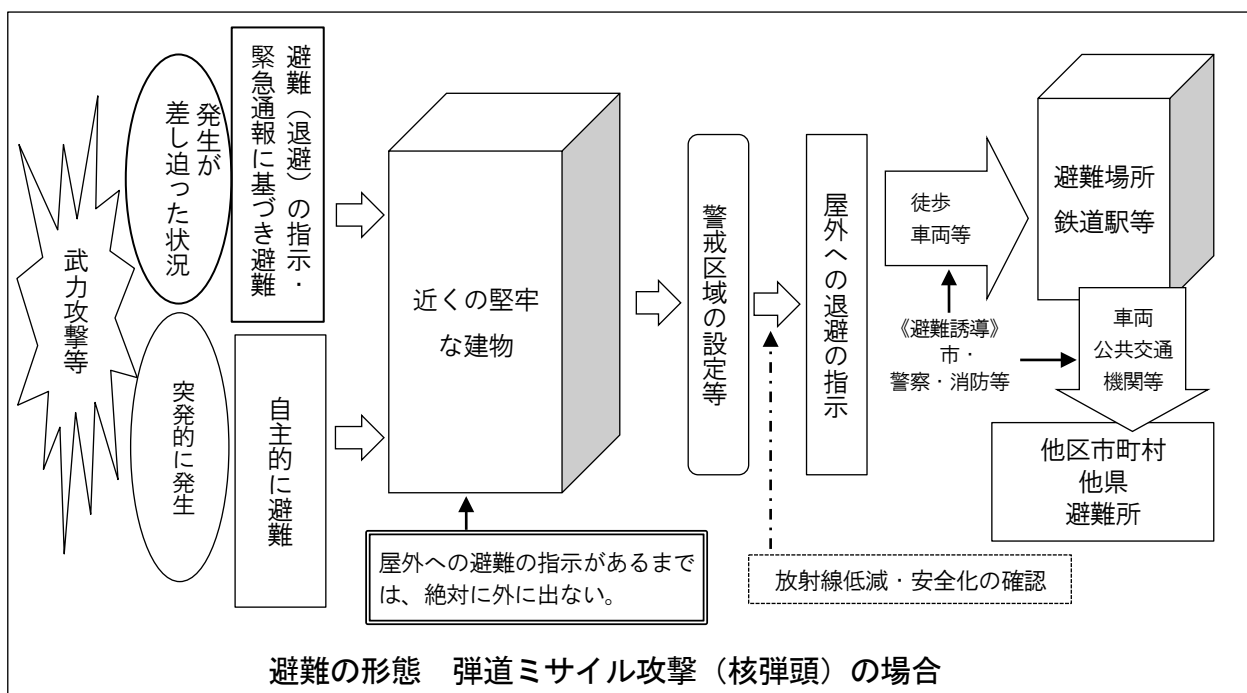
【避難上の留意点】

- 攻撃当初は爆心地周辺から直ちに離れ、近くの堅牢な建物、地下施設等に避難する。

- 一定時間経過後、放射線の影響を受けない安全な地域への避難の指示がなされる。
- 核爆発に伴う熱線、熱風等による直接の被害を受けないものの放射性降下物の影響を受けるおそれのある地域は、放射線の影響を受けない安全な地域への避難の指示（風下を避け、極力風向きと垂直方向）がなされる。
- 福生市は、ミサイル着弾後、被害内容が反映した後、東京都知事からの避難の指示の内容に沿って避難実施要領を策定し、避難住民を誘導する。
- 措置の流れについては、「(1) 弾道ミサイル攻撃（通常弾頭又はBC弾頭）」(P59)に準じる。

【避難の形態】

福生市は、要避難地域となった場合、屋内に避難した住民等を、避難の指示等に基づき、避難場所等を経て、他区市町村（他県）の避難所まで誘導する。



2 航空攻撃

- (1) 航空攻撃（通常爆弾等）
 「1-(1) 弾道ミサイル攻撃（通常弾頭又はBC弾頭）」(P58 から P59) に準じる。
- (2) 航空攻撃（核爆弾等）
 「1-(2) 弾道ミサイル攻撃（核弾頭）」(P59 から P60) に準じる。

3 緊急対処事態（大規模テロ等）

(1) 突発的かつ局地的な事態の場合

【避難上の留意点】

「第5編 第4章 大規模テロ等の類型に応じた対処」（P100 から P104）にて記述する。

【避難の形態】

「1-(1) 弾道ミサイル攻撃（通常弾頭又はBC弾頭）」（P59）に準じる。

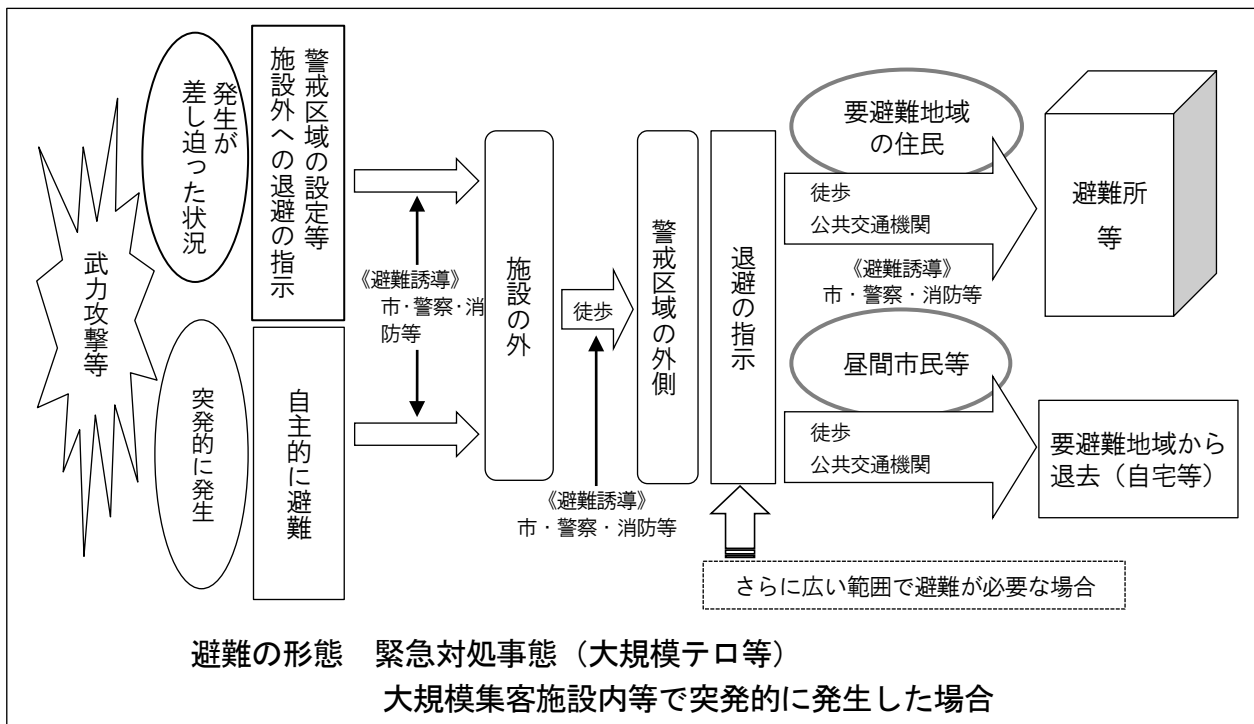
(2) 大規模集客施設内等で突発的に発生

【避難上の留意点】

「第5編 第4章 大規模テロ等の類型に応じた対処」（P101）にて記述する。

【避難の形態】

福生市は、避難（退避）の指示により大規模集客施設等から施設外へ避難した住民等を、避難の指示等に基づき、避難所等まで誘導する。



4 ゲリラや特殊部隊による攻撃

(1) 突発的かつ局地的な事態の場合

【避難上の留意点】

- ゲリラ、特殊部隊による攻撃においては、国の対策本部長の避難措置の指示及び東京都知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘

導を実施することを基本とする。

ただし、屋外での急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後安全措置を講じつつ適切な避難所に避難させる等の対応が必要である。

- 状況により、退避の指示、警戒区域の設定等時宜に応じた措置が不可欠である。

また、政府による事態認定前にゲリラ等の攻撃を受けた場合は、災害対策基本法等既存の法制を活用するなど、柔軟に対応する。

- 当初の避難実施要領の策定に当たっては、法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容で作成する。その後、避難所に避難させる場合の同要領の策定は、各執行機関、東京都、警視庁（警察署）、東京消防庁（消防署）、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要である。

また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づいた確かな措置を実施できるよう、現地連絡調整所を設けて、活動調整に当たる。

【避難の形態】

「1-(1) 弾道ミサイル攻撃（通常弾頭又はBC弾頭）」（P59）に準じる。

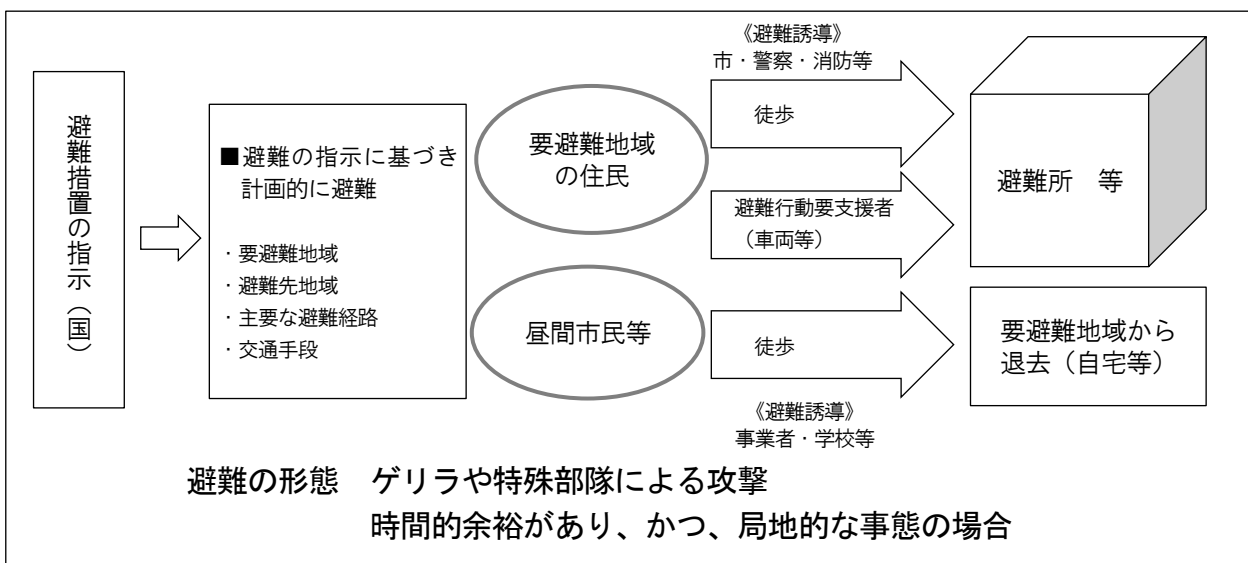
- (2) 時間的余裕があり、かつ、局地的な事態

【避難上の留意点】

ゲリラ又は特殊部隊による攻撃（施設占拠に伴う周辺住民の避難等）では、警察等により周辺の安全を確保した上で、それらの避難誘導に従い避難する。

【避難の形態】

福生市は要避難地域となった場合、避難の指示等に基づき、住民を避難所等まで誘導する。



5 着上陸侵攻

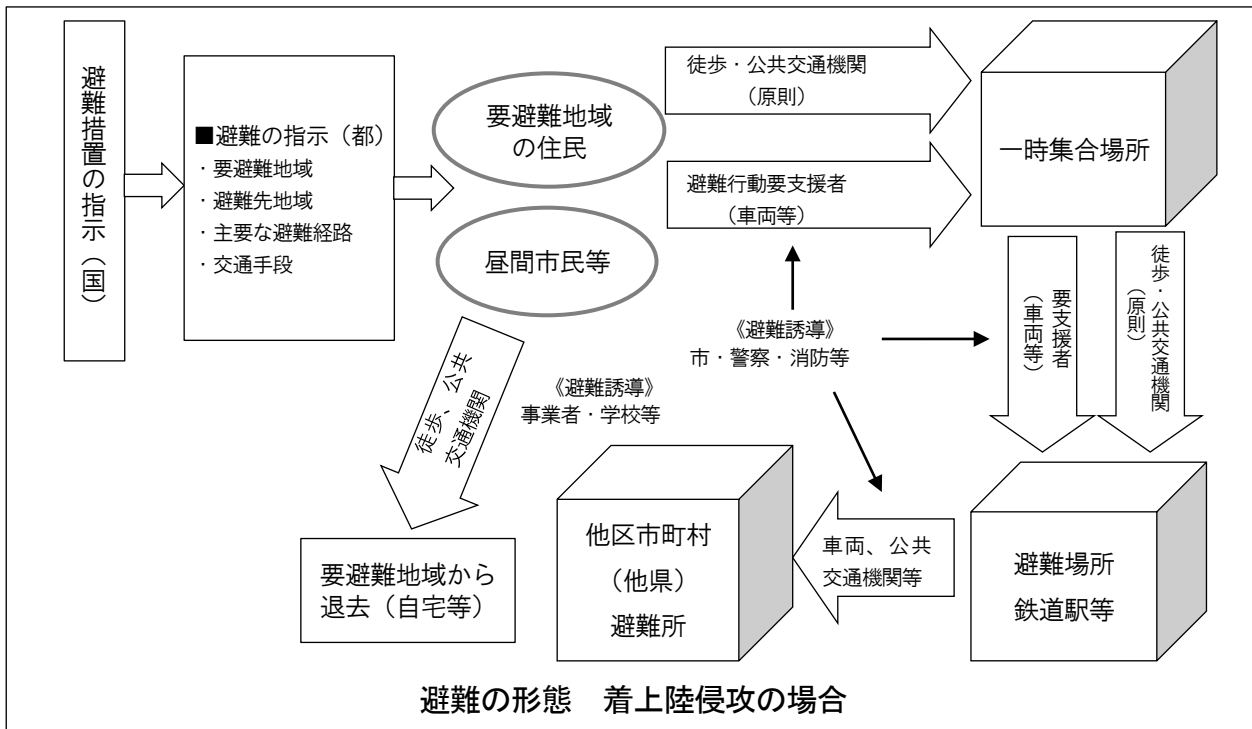
【避難上の留意点】

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、東京都の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待って対応することが必要となる。

このため、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針、それらに基づく東京都知事による指示等に基づき避難を行うことを基本として、平素から係る避難を想定した具体的な対応については、定めない。

【避難の形態】

福生市は、避難地域となった場合、避難の指示等に基づき、避難住民を一時集合場所又は避難場所等を経て、他の区市町村内（他県）まで誘導する。



第6章 救援

1 救援の実施

(1) 救援の実施

福生市長は、東京都とあらかじめ調整した役割分担に基づき東京都及び関係機関と緊密な連携を図りながら、避難住民や被災住民に対する救援を行う。

(2) 救援の補助

福生市長は、東京都知事が実施する救援措置の補助を行う。

2 関係機関との連携

(1) 東京都への要請等

福生市長は、救援を実施するために必要と判断したときは、東京都知事に対して国及び他の道府県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

(2) 他の区市町村との連携

福生市長は、救援を実施するために必要と判断したときは、東京都知事に対し、都内の他の区市町村との調整を行うよう要請する。

(3) 日本赤十字社との連携

福生市長は、東京都知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

(4) 緊急物資の運送の求め等

福生市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

3 救援の程度及び方法の基準

福生市長は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。）（※）及び東京都国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

福生市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対して、内閣総理大臣に対し特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。 【※ 資料編（P120 から P125）へ】

4 救援の内容

(1) 収容施設の供与

ア 避難所の開設・運営

(ア) 避難所及び二次避難所（福祉避難所）の開設・運営

福生市は、当該区域内が避難先地域となった場合、東京都との調整に基づき、避難先地域内に避難所を開設する（東京都があらかじめ指定する大規模な施設を避難所とする場合は東京都が開設）。

なお、市が開設した避難所については、自主防災組織等の住民組織を主体とした避難所運営組織を設置するなど、避難者の協力を得て避難所の運営に当たる。

また、運営にあたっては、女性や要配慮者の視点に配慮した対応に努める。

(イ) 避難所及び二次避難所（福祉避難所）の管理

福生市は、福生市の施設を避難所とする場合は、避難所の安全基準に基づき、施設及び施設内の設備等を適切に保全する。（東京都の施設を避難所とする場合は、「東京都」、民間施設を避難所とする場合は「当該施設の管理者」が、それぞれ管理を行う。）

(ウ) 救援センターの設置

福生市及び東京都は、避難住民の生活を支援するため、各避難所に救援センターを設置し、必要な職員を配置する。

救援センターの職員は、関係機関やボランティアの協力を得て、次のような業務を行う。

- 避難住民に対する食料等の配給
- 医療、衛生管理、避難所生活に関する情報提供、相談対応
- 避難住民の生活状況の把握
- 東京都又は区市町村に対する物資・資材等の要請 等

(エ) 東京都対策本部（避難所支援本部（※））への報告

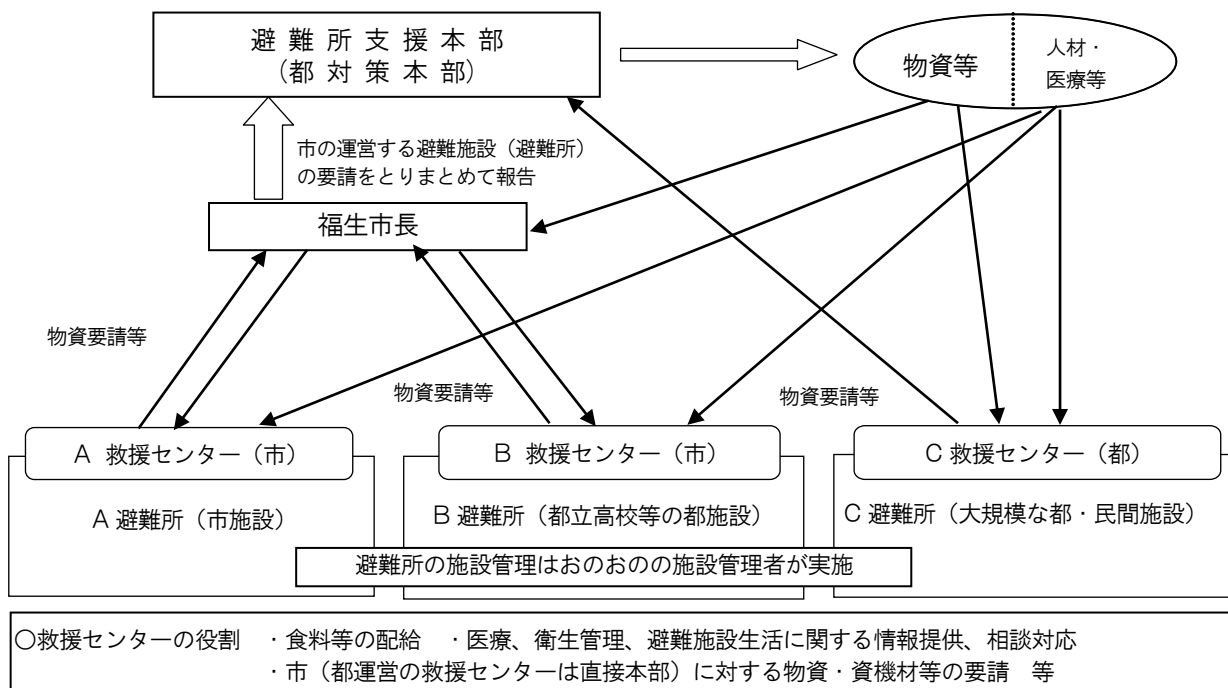
福生市長は、避難所における物資の不足等を伴うニーズをとりまとめ、必要に応じて東京都対策本部（東京都対策本部に避難所支援本部（※）が設置されている場合は当該支援本部）へ報告の上、救援物資の供給等を要請する。

（※）東京都は、複数の区市町村で大規模な住民が避難し、多くの避難所が設置された場合において、大量の救援物資の供給等を円滑に実施するため、あらかじめ定める要綱に基づき東京都対策本部に避難所支援本部を設置することとしている。

避難所支援本部は、区市町村等を通じて（東京都が運営する救援センターからは直接物資要請がなされる）、避難所において不足する物資等を把握し、広域的な観点から調整しつつ、次のような事項について、区市町村による避難所運営を支援することとしている。

- 救援物資（食品、飲料水、生活必需品等）の供給
- 応急医療の提供
- 学用品の供給
- 避難所における保健衛生の確保 等

【避難所支援本部及び救援センターの役割】



イ 応急仮設住宅等の供与、運営

福生市は、避難が長期に及ぶ場合や復帰後も本来の住居が使用できない場合などにおいて、東京都が供与する応急仮設住宅等に関し、入居者の募集、選定及び入居者管理を行う。

(2) 食品、飲料水、生活必需品等の給与又は貸与

ア 食品、生活必需品等の給与等

食品、生活必需品等の給与等は、東京都による一括調達を原則とし、必要に応じて東京都及び福生市における備蓄品を活用する。

また、緊急時においては、福生市における災害用備蓄庫及び避難所用備蓄庫の備蓄品 (東京都の事前配置分を含む。) 又は調達品をもって充てるとともに、必要に応じ、防災食育センターにおける応急給食を実施する。

イ 飲料水の給与

水道による飲料水の供給が不可能又は困難になった場合、福生市は、東京都に対して応急給水を要請するとともに、東京都と連携して応急給水活動を実施する。

(3) 医療の提供及び助産

ア 医療に関する情報提供

福生市は、東京都及び関係機関と協力して、避難所周辺の医療機関の状況を把握し、避難住民に対して、利用可能な医療機関、診療科目等に関する情報を提供する。

イ 被災者への医療の提供及び助産

福生市は、市災害医療コーディネーターの助言を受け、医療救護所の設置、医療救護班等の派遣を行い、避難住民に対し医療等を提供する。

福生市は、必要に応じて、東京都に対し、医療の提供に関し次の支援を求める。

○ 医薬品、医療資材の補充

- 東京都医師会等に対する都医療救護班等の派遣要請
- その他広域的な応援要請

ウ 患者の搬送

福生市は、東京都及び関係機関と協力し、被災現場や避難場所及び避難所から医療救護所まで患者を搬送する。

医療救護所から災害拠点病院等の医療施設への患者搬送については、東京都と連携して実施する。

なお、医療施設への搬送は、状況に応じて次により行うものとする。

- 消防に対する搬送要請
- 福生市や東京都が派遣する医療救護班が使用した自動車による搬送
- 東京都が調達するヘリコプター等による搬送

(4) 被災者の捜索及び救出

福生市は、警察、消防が中心となって行う被災者の捜索、救出に必要な協力を行う。

(5) 行方不明者の捜索及び遺体の処理

福生市は、武力攻撃等により新たに被害を受けるおそれがない場合、警察、消防が中心となって行う行方不明者の捜索に協力する。

福生市は、警察等関係機関と連携して、遺体収容所の開設、遺体の搬送、収容及び処理等を行う。

福生市は、遺体の処理の時期や場所、遺体の処理方法（遺体の洗浄、縫合、消毒等、一時保存及び検案等の措置）等について、東京都、警視庁等と必要な調整を行う。

(6) 埋葬及び火葬

福生市は、身元不明遺体を適正に保管し、適正期間経過後に火葬するとともに、遺留品、遺骨の保管を行う。

福生市は、必要に応じて、東京都に対し、広域的な火葬の応援及び協力を要請する。

(7) 電話その他の通信設備の提供

福生市は、避難所において、東京都が電気通信事業者である指定公共機関の協力を得て手配した通信機器等の設置場所の確保を行い、機器を被災者の利用に供し、管理する。

(8) 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

福生市は、武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理に関して、東京都が定める実施要領案に基づき、募集、選定を行う。

(9) 学用品の給与

福生市は、被災により教科書、文房具、通学用品等の学用品を失った児童又は生徒について、供与すべき必要量を把握し東京都に報告する。

福生市は、東京都が福生市の報告に基づき一括して調達した学用品を配布する。

(10) 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

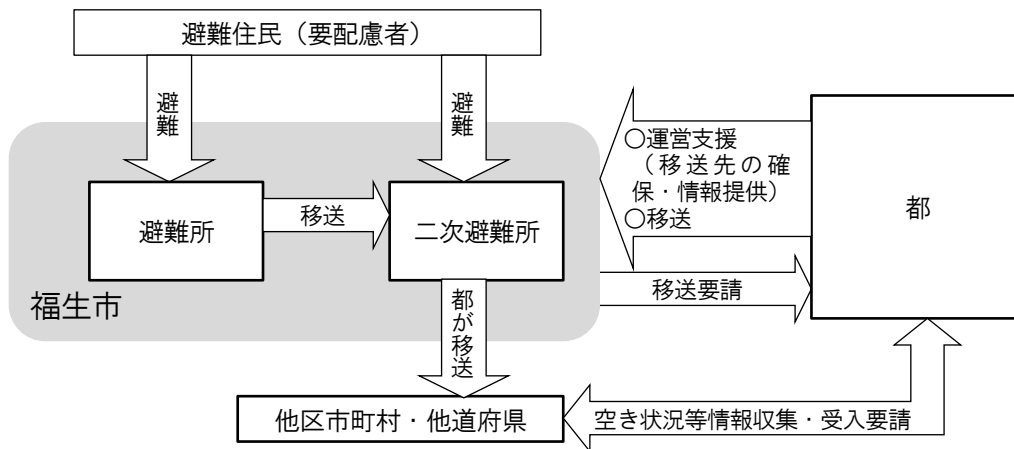
福生市は、復帰先での生活確保を支援するため、武力攻撃災害のため住居又はその周辺に土石、竹木等が堆積し、日常生活に著しい支障を及ぼしており、住民自らの資力では除去することができない場合、東京都と協力し(※)、これらを除去する。

※ 東京都は、広域的な観点から実施順位等を定め、区市町村と協力して土石、竹木等の除去を実施。

5 要配慮者の支援

福生市は、要配慮者の避難において、避難所から二次避難所までの移送を支援する。

【要配慮者支援の概要】

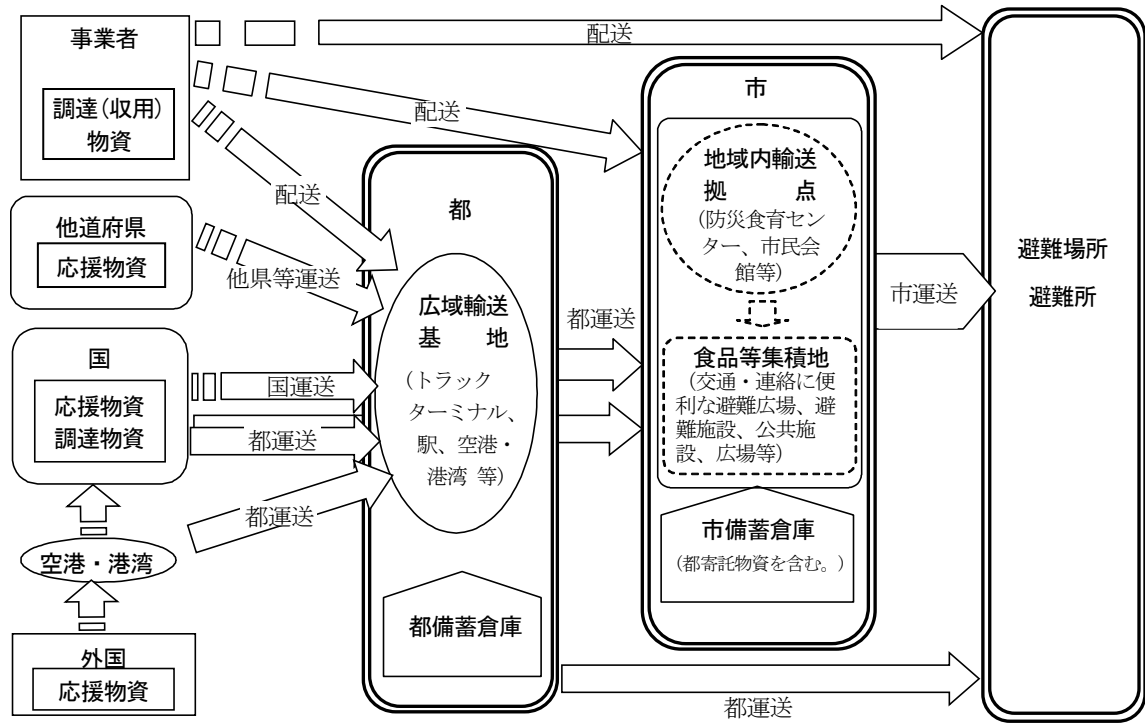


6 緊急物資等の配送

福生市は、地域内輸送拠点、食品等集積地を設定し、東京都等からの緊急物資の配送を受ける。

また、地域内輸送拠点等から避難所等への運送を行う。

【緊急物資等の配送の概要】（再掲）

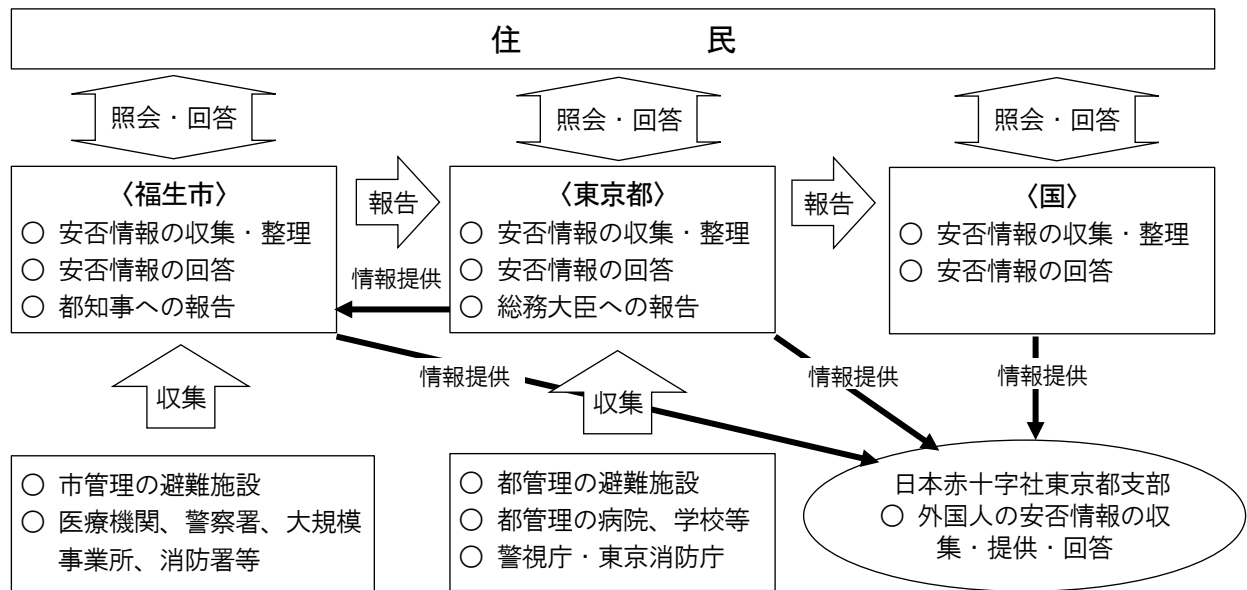


第7章 安否情報の収集及び提供

福生市は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を、次のとおり定める。

※ 安否情報の収集、整理及び提供の流れを図示すると、下記のとおりである。

【安否情報の収集、提供の概要】（再掲）



1 安否情報の収集

(1) 安否情報の収集

福生市は、避難住民や負傷あるいは死亡した住民の安否情報を、避難住民や医療機関などの関係機関から、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成17年総務省令第44号。以下「安否省令」という。）に規定する様式（以下「省令様式」という。）第1号及び第2号（※）により、原則として、安否情報システムを用いて収集する。【※ 資料編（P129からP130）へ】

ただし、やむを得ない場合は、福生市長が適当と認める他の方法により収集する。

（収集の役割分担）

- 福生市……市管理の避難施設、市の施設（学校等）、市内の医療機関、警察、消防、大規模事業所等
- 東京都……都管理の避難施設、都の施設（病院、学校等）、警視庁、東京消防庁等

(2) 安否情報収集への協力要請

福生市は、安否情報を保有する指定公共機関、指定地方公共機関並びに医療機関等の関係機関に対し、安否情報の収集についての協力を要請する場合は、当該協力は各機関の自

主的な判断に基づき、その業務の範囲内で行われるものであることに留意する。

(3) 安否情報の整理

福生市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨が分かるように整理しておく。

2 東京都に対する報告

福生市は、東京都への報告を安否情報システムで行い、安否情報システムが利用できない場合には、省令様式第3号(※)に必要事項を記載した書面(電磁的記録を含む。)により、東京都に送付する。ただし、事態が急迫している場合などこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。【※ 資料編(P131)へ】

3 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付

ア 福生市は、安否情報の照会窓口や照会方法について、保護本部を設置すると同時に住民に周知する。

イ 住民からの安否情報の照会については、原則として省令様式第4号(※)に必要事項を記載した書面を窓口に提出することにより受け付ける。ただし、照会をしようとする者(以下「照会者」という。)が安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。【※ 資料編(P132)へ】

(2) 照会者の本人確認

ア 福生市は、窓口において安否情報の照会を受ける際には、照会者の本人確認を行うため、本人であることを証する書類(運転免許証、マイナンバーカード等)を窓口において提出又は提示させる。

イ 福生市は、口頭や電話、電子メールなどによる安否情報の照会で、本人であることを証する書類を提出又は提示させることができない場合は、照会者の住所、氏名、生年月日、性別(以下「4情報」という。)について、住民基本台帳と照合することにより本人確認を行う。

なお、照会者が他区市町村に住所を有する場合は、安否省令第3条第3項に基づき、当該区市町村に問い合わせることにより4情報を照合し、本人確認を行う。

(3) 安否情報の回答

ア 福生市は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、(2)により本人確認を行った上で、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、省令様式第5号(※)により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。【※ 資料編(P133)へ】

イ 福生市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を省令様式第5号により回答する。

ウ 福生市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

(4) 個人の情報の保護への配慮

ア 安否情報は個人の情報であることに鑑み、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するとともに、安否情報データの管理を徹底する。

イ 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

4 日本赤十字社に対する協力

福生市は、日本赤十字社東京都支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、3(3)及び(4)と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

第8章 武力攻撃災害への対処

第1 武力攻撃災害への対処

福生市は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常への対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携の下で活動を行う。武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、次のとおり定める。

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃災害への対処

福生市は、国や東京都等の関係機関と協力して、福生市の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 東京都知事への措置要請

福生市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、福生市長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、東京都知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保

福生市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

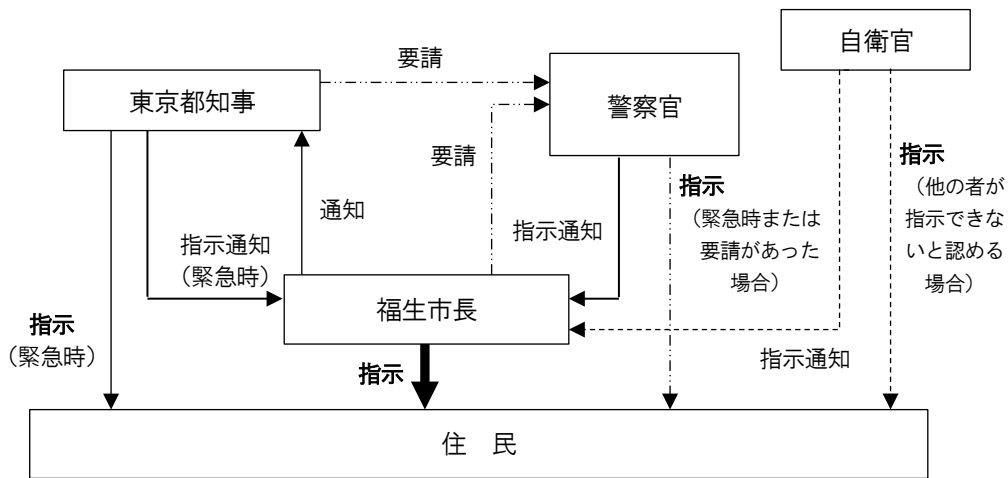
福生市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員、警察官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を東京都知事に通知する。

第2 応急措置等

福生市長は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、次のとおり定める。

1 退避の指示

【退避の指示の概要】



(1) 退避の指示

福生市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。(※)

この場合において、必要により現地連絡調整所を設けて（又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し、）関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

(※) 特に、ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合などには、住民に危険が及ぶことを防止するため、東京都知事による避難の指示を待ついとまがない場合もあることから、福生市長は、被害発生現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の住民に退避の指示をする。

【退避の指示（一例）】

「〇〇丁目、△△」地区の住民については、（一時）避難場所□□へ退避すること。

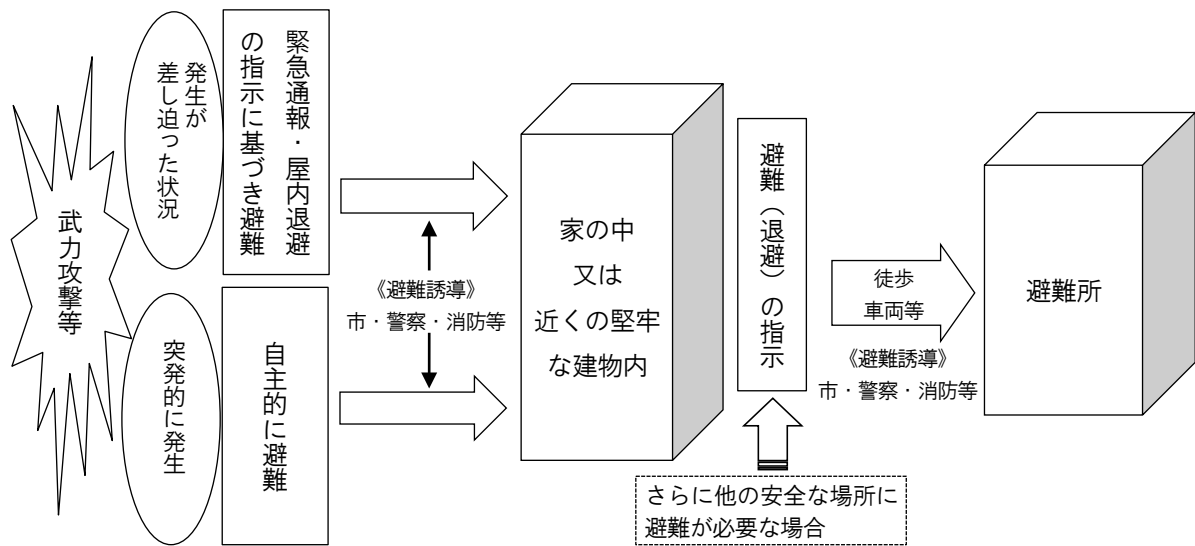
ア 屋内への退避の指示

福生市長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が低いと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

(ア) NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が低いと考えられるとき。

(イ) ゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき。

【屋内退避のイメージ】



【屋内退避の指示（一例）】

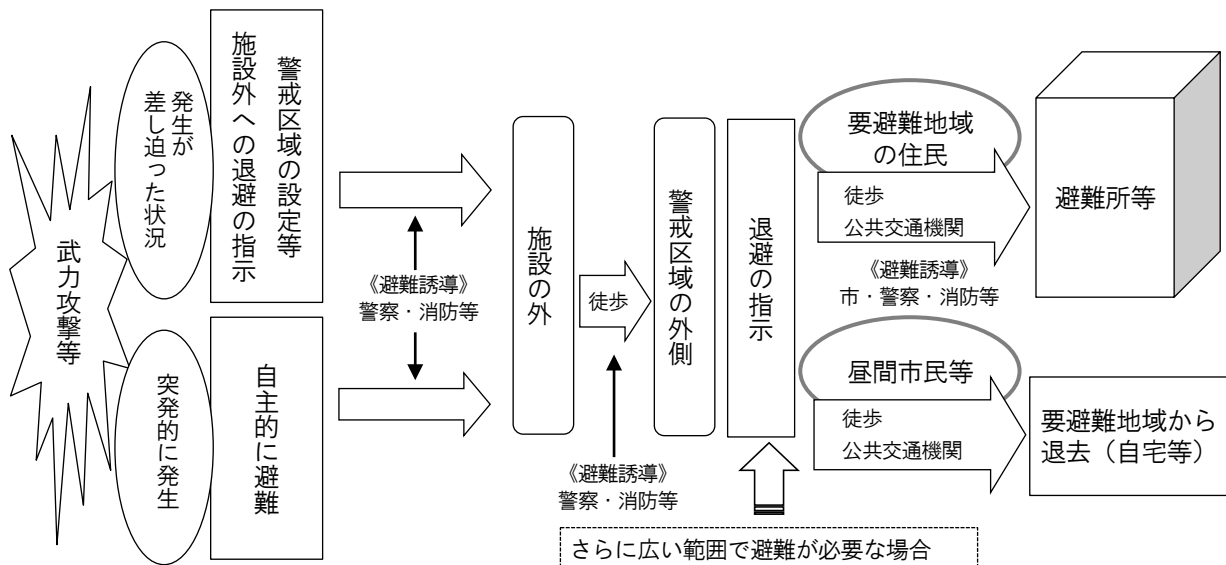
「〇〇丁目、△△」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、近隣の堅牢な建物や地下など屋内に一時退避すること。

イ 屋外への退避の指示について

福生市長は、住民等が、屋内にとどまるよりも速やかに移動した方がより危険性が低いと考えられるときには、「屋外退避（避難所等への退避）」を指示する。「屋外への退避の指示」は、次のような場合に行うものとする。

(ア) 駅や大規模集客施設、地下街などの施設の中で、NBC攻撃やテロと判断されるような事態が発生した場合で、屋内においては汚染され、生命、身体に危険が及ぶと判断されるとき。

【屋外退避のイメージ】



【屋外退避の指示（一例）】

〇〇駅構内にいるものは△△△の危険があるため、構内放送や職員の誘導に従い、落ち着いて駅外に退避すること。

(2) 退避の指示に伴う措置等

ア 福生市長は、退避の指示を行ったときは、防災行政無線、広報車、ふっさ情報メール等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、東京都知事に通知を行う。

退避の必要がなくなり、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

イ 福生市長は、東京都知事、警察官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保等

ア 福生市長は、退避の指示を住民に伝達する福生市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び東京都からの情報や区市町村で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、警察、消防、医療機関及び自衛隊等と現地連絡調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。

イ 福生市の職員が退避の指示に係る地域において活動する際には、福生市長は、必要に応じて警察、消防及び自衛隊等の意見を聴くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。

ウ 福生市長は、退避の指示を行う福生市の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章を交付し、着用させる。

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

福生市長は、武力攻撃災害が発生し、又は正に発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地連絡調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

ア 福生市長は、警戒区域の設定に際しては、保護本部に集約された情報のほか、現地連絡調整所における警察、消防、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

イ 福生市長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報及び周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限又は禁止をするか当該区域からの退去を命ずる。

ウ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、警察等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地

連絡調整所等における関係機関との情報共有に基づき、緊急時の連絡体制を確保する。

エ 福生市長は、東京都知事、警察官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について関係機関に周知するなど情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保

福生市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

3 応急公用負担等

(1) 福生市長の事前措置

福生市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

(2) 応急公用負担

福生市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

ア 他人の土地、建物その他の工作物を一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用

イ 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは保管）

4 消防に関する措置等

(1) 福生市が行う措置

福生市長は、東京消防庁による武力攻撃災害への対処措置が適切に行なわれるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行なわれるよう必要な措置を講じる。

(2) 東京消防庁（消防署）の活動

東京消防庁（消防署）は、管轄地域内において発生した武力攻撃災害から住民の生命、身体及び財産を守るため、次のとおり、全庁（署）を挙げて消火並びに救助及び救急活動を実施する旨を、東京都国民保護計画において定めている。

ア 武力攻撃による火災が発生している場合は、全消防力を挙げて消火活動を行う。

イ 武力攻撃災害により要救助者が発生している場合は、消火活動と並行して、救助、救急活動等人命の安全確保を最優先とした活動を行う。

ウ 延焼火災が少ない場合は、救助及び救急活動を主眼に活動する。

エ 武力攻撃災害の状況により、消防力に不足が生じることが見込まれる場合は、緊急消防援助隊等の応援を受けて、消防の任務を遂行する。なお、緊急消防援助隊等の指揮は、

消防総監が行う。

オ 東京消防庁（消防署）は、消防職員及び消防団員の安全を確保するための措置を講じた上で、消火並びに救助及び救急活動を行う。

また、消防団は、消防総監又は消防署長の所轄の下に行動する。

（3） 医療機関との連携

福生市長は、東京都と協力して、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携の取れた活動を行う。

（4） 安全の確保

ア 福生市長は、国対策本部及び東京都対策本部からの情報を保護本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、警察、消防等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。また、必要により福生市職員を派遣し、東京都、警察、消防、医療機関、自衛隊等と共に現地連絡調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整に当たらせるとともに、保護本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。

イ 消防団は、施設、装備及び資機材並びに通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防総監又は消防署長の所轄の下にその活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。

ウ 福生市長は、特に現場で活動する消防団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

第3 生活関連等施設における災害への対処等

福生市は、特殊な対応が必要となる生活関連等施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、東京都その他の関係機関と連携した対処に関して、次のとおり定める。

また、警察、消防等の関係機関と協力し、生活関連等施設の管理者による、主体的な安全確保のための取組を促進する。

1 生活関連等施設の安全確保

（1） 生活関連等施設の状況の把握

福生市は、保護本部を設置した場合には、福生市内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

（2） 福生市が管理する施設の安全の確保

福生市長は、福生市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、福生市長は、必要に応じ、警察、消防その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の福生市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

(1) 危険物質等に関する措置命令

国民保護法施行令第29条の規定に基づき消防本部等所在市町村の長が行うこととされている、消防法第2条第7項の危険物（市町村内に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は市町村内の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うものに限る。）に係る次に掲げる②及び③の措置については、東京消防庁が行うこととなる。

【措置】

- ① 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限
- ② 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限
- ③ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄

※ 消防法第2条第7項の危険物に係る①の措置については、同法に基づき東京消防庁が実施

第4 NBC攻撃による災害への対処等

福生市は、NBC攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、NBC攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、次のとおり定める。

福生市は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

(1) 応急措置の実施

福生市長は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避の指示をし、又は警戒区域を設定する。

福生市は、保有する装備、資機材等により対応可能な範囲内で警察、消防等の関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等のための活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

福生市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、東京都を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(3) 関係機関との連携

福生市長は、NBC攻撃が行われた場合は、保護本部において、警察、消防、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地連絡調整所を設置し（又は職員を参画させ）、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、福生市長は、現地連絡調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、東京都に対して必要な資機材や応援

等の要請を行う。

(4) 汚染原因に応じた措置

福生市は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び東京都との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

ア 核攻撃等の場合

福生市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を東京都に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

イ 生物剤による攻撃の場合

福生市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。また、警察等の関係機関と連携して、消毒等の必要な措置を行う。

福生市は、生物剤を用いた攻撃の特殊性等(※)に留意し、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況との把握の方法は異なる点に鑑み、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベイランス(疾病監視)による感染源及び汚染地域への作業に協力する。

(※) 生物剤を用いた攻撃の特殊性

天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明した時は既に被害が拡大している可能性がある。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性に鑑み、特に留意が必要である。

ウ 化学剤による攻撃の場合

福生市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集を行うとともに、安全に対応可能な範囲での活動を行う。

(5) 福生市長の権限

福生市長は、東京都知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

【国民保護法第108条第1項に基づく措置】

	対象物件等	措置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ○ 移動の制限 ○ 移動の禁止 ○ 廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ○ 使用の制限又は禁止 ○ 給水の制限又は禁止
3号	死体	○ 移動の制限 ○ 移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	○ 廃棄
5号	建物	○ 立入りの制限 ○ 立入りの禁止 ○ 封鎖

6号	場所	○ 交通の制限 ○ 交通の遮断
----	----	--------------------

福生市長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名宛て人（上記表中の占有者、管理者等）に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名宛て人に通知する。

前頁表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。

ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

【国民保護法施行令第31条に基づく通知事項】

1	当該措置を講ずる旨
2	当該措置を講ずる理由
3	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4	当該措置を講ずる時期
5	当該措置の内容

(6) 要員の安全の確保

福生市長は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地連絡調整所や東京都から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

第9章 被災情報の収集及び報告

福生市は、被災情報を収集するとともに、東京都知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、次のとおり定める。

- (1) 福生市は、電話、防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- (2) 福生市は、情報収集に当たっては警視庁（警察署）、東京消防庁（消防署）等との連絡を密にする。
- (3) 福生市は、収集した被災情報の第一報を、東京都（※）に対し次の様式を用いて、電子メール、FAX等により直ちに報告する。
- (4) 福生市は、第一報を東京都に報告した後も、被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報について次の様式を用いて、電子メール、FAX等により東京都が指定する時間に東京都に対し報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、福生市長が必要と判断した場合には、直ちに東京都に報告する。

（※）災害の状況により東京都（対策本部）に報告できない場合は、総務省消防庁へ報告する。

【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した〇〇〇による被害 (第 報)

年 月 日 時 分
福生市

1 武力攻撃災害が発生した日時、場所 (又は地域)

(1) 発生日時 年 月 日

(2) 発生場所 福生市 (北緯 度、東経 度)

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

人的被害				住家被害		その他
死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	
		重傷	軽傷			
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)	

※ 可能な場合、死者について、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

死亡年月日	性別	年齢	概況

第10章 保健衛生の確保その他の措置

福生市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、次のとおり定める。

1 保健衛生の確保

福生市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

福生市は、避難先地域において、巡回健康相談等を行うため、保健師・栄養士その他必要な職種からなる保健活動班を編成して避難所等に派遣する。

また、福生市は、必要に応じて東京都へ支援及び補完の要請を行う。

この場合において、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

(2) 防疫対策

福生市は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、東京都と協力し、感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置及び指導を実施する。

(3) 食品衛生確保対策

福生市は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、東京都（食品衛生指導班）と協力し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

(4) 飲料水衛生確保対策

福生市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、東京都（環境衛生指導班）と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての住民に対する情報提供を実施する。

(5) 栄養指導対策

福生市は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を東京都と協力し実施する。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例

ア 福生市は、国民保護法第124条に基づく環境大臣が指定する特例地域においては、東京都と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。

イ 福生市は、アにより廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に

適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

(2) 廃棄物処理対策

ア 福生市は、「福生市災害廃棄物処理計画」に基づき、廃棄物処理体制を整備する。

イ 福生市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、又は不足すると予想される場合については、東京都に対して他の区市町村との応援等に係る要請を行う。

第11章 国民生活の安定に関する措置

福生市は、武力攻撃事態等においては、生活基盤等を確保することから、国民生活の安定に関する措置について、次のとおり定める。

1 生活関連物資等の価格安定

福生市は、武力攻撃事態等において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（生活関連物資等）の価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために東京都等の関係機関が実施する措置に協力する。

2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

福生市教育委員会は、東京都教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

(2) 市税等の減免等

福生市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付又は納入に関する期限の延期並びに市税(延滞金を含む)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。このため、福生市は、市税の徴収猶予及び減免等納税緩和措置に関する計画を策定する。

3 公共的施設の管理

福生市は道路等の管理者として、当該公共的施設を適切に管理する。

第12章 他の区市町村の避難住民の受入れ

福生市は、国の指示及び東京都の通知により、次のとおり他の区市町村の避難住民を受け入れる。

1 基本的考え方

- (1) 福生市は、国の避難措置の指示及び東京都からの受入地域の通知に基づき、他の区市町村からの避難住民を受け入れる。
- (2) 福生市は、国の救援の指示に基づき、受け入れた他の区市町村の避難住民に対し、受け入れから復帰するまでの期間、東京都と協力して、救援の措置を行う。
- (3) 福生市は、安否情報の収集を、東京都と連携・協力して行う。

2 事態への対処

(1) 役割分担

避難住民の受入れにおける関係機関の役割分担は、次のとおりである。

機関名	主な役割
福生市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 要避難地域の区市町村による避難誘導への協力 ○ 避難所の運営 ○ 安否情報の収集・提供 ○ 避難所における火災予防
東京都	<ul style="list-style-type: none"> ○ 要避難地域の道府県との協議、受入地域の決定・通知 ○ 要避難地域の区市町村による避難誘導への協力 ○ 避難住民への物資・資材の提供等 ○ 安否情報の収集・提供
警視庁	<ul style="list-style-type: none"> ○ 要避難地域の区市町村による避難誘導への協力 ○ 交通規制 ○ 避難所における警戒
東京消防庁 (第九消防方面本部 福生消防署)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 要避難地域の区市町村による避難誘導への協力 ○ 避難所における火災予防
指定行政機関	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難住民の誘導の支援 ○ 避難所における救援の支援
自衛隊	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難住民の誘導・救援の実施
指定地方行政機関	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難住民の誘導の支援 ○ 避難所における救援の支援 ○ 生活関連物資等の価格安定措置
指定公共機関	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難住民の搬送および物資の運送（運送事業者） ○ 医療の提供（医療事業者）等
指定地方公共機関	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難住民の搬送および物資の運送（運送事業者） ○ 医療の提供（医療事業者）等

要避難地域の道府県	<ul style="list-style-type: none">○ 東京都への協議、避難の指示、指示内容の通知○ 要避難地域の区市町村による避難誘導の支援○ 東京都が行う救援への協力○ 安否情報の収集・提供
-----------	--

(2) 受入地域の決定

福生市は、東京都知事が福生市を受入地域に決定した場合、速やかに東京都知事と協議を行い、避難住民を受け入れる態勢を整える。

(3) 避難誘導

福生市は、要避難地域の区市町村が主体となって行う福生市への避難住民の誘導について協力する。

(4) 救援

福生市は、東京都と連携・協力して、他の区市町村からの避難住民を受け入れた避難所等において、食品・飲料水を提供するなど、必要な救援を行う。

(5) 安否情報の収集

福生市は、東京都及び要避難地域の道府県・区市町村と連携・協力して、安否情報の収集に努める。

この場合、都道府県及び区市町村が安否情報の提供ができるよう、安否情報の共有化をはかる。

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

福生市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関して必要な事項について、次のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 福生市が管理する施設及び設備の緊急点検等

福生市は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

福生市は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替え等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもおお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに東京都へその状況を連絡する。

(3) 東京都に対する支援要請

福生市は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、東京都に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

2 公共的施設の応急の復旧

(1) 福生市は、武力攻撃災害が発生した場合には、福生市が管理する下水道施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

(2) 福生市は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路等について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を東京都に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害の復旧

福生市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について、次のとおり定める。

(1) 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、福生市は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針に従って東京都と連携して実施する。

(2) 福生市が管理する施設及び設備の復旧

福生市は、武力攻撃災害により福生市の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、東京都と連携して、当面の復旧の方向を定める。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

福生市が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、次のとおり定める。

1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求方法

福生市は、国民保護措置の実施に要した費用で福生市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管

福生市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償及び損害補償

(1) 損失補償

福生市は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

(2) 損害補償

福生市は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

福生市は、東京都対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、東京都に対して損失の請求を行う。

第5編 大規模テロ等（緊急対処事態）への対処

大規模テロ等（緊急対処事態）への対処については、国民保護対策本部の設置や国民保護措置（住民の避難、救援、武力攻撃災害への対処等）などの武力攻撃事態への対処に準じて行う。本編では、テロ等が突発的に起きることを考慮し、「初動対応力の強化」「平時における警戒」「大規模テロ等の発生時の対処」等に関して特に必要な事項を記載する。

(1) 緊急対処事態

福生市国民保護計画においては、世界の首都や大都市で大規模なテロが多く発生している状況等の危機管理の視点を踏まえ、緊急対処事態への対処を重視していく。

(2) 想定される事態類型

事態類型	事例
① 危険物質を有する施設への攻撃	可燃性ガス貯蔵施設等の爆破、危険物質積載船への攻撃、ダム破壊
② 大規模集客施設等への攻撃	イベント施設、スポーツ施設、ターミナル駅等の爆破、列車等の爆破
③ 大量殺傷物質による攻撃	炭疽菌、サリン等の大量散布、ダーティーボム等の爆発による放射性物質の拡散、水源地に対する毒素等の混入
④ 交通機関を破壊手段とした攻撃	航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ

(3) 共通する特徴

- ア 非国家組織等による攻撃
- イ 突発的な事案発生
- ウ 発生当初は事故との判別が困難
- エ 不特定多数の住民等が日常利用している場所（列車、地下鉄、劇場等）で発生する可能性が高い。

(4) 福生市緊急対処事態対策本部（以下、本編において、「緊急本部」という。）設置指定前における事案発生への対処

突発的にテロ等が発生した場合、政府による事態認定及び緊急本部の設置指定が行われるまでは、福生市は緊急に住民等の安全等を確保するため、福生市地域防災計画第4編第4部第3章「大規模事故に対する応急・復旧対策計画」によって定められており、テロ災害緊急対策会議又は災害対策本部を設置し、災害対策の仕組みを活用して、必要に応じ、避難の指示、警戒区域の設定及び緊急本部の設置要請等、緊急対処保護措置（※）に準じた措置を行う。

（※）国民保護法に基づく緊急対処保護措置は、政府による事態認定前は実施できない。

第1章 初動対応力の強化

テロ等の発生時、住民等の避難や救助等を迅速に行うため、福生市が管理する施設、大規模集客施設（イベント施設、スポーツ施設、駅等）及びライフライン施設等の初動対応力の強化を図る。

平素及びテロ等の発生時、福生市、福生市が管理する施設、大規模集客施設及びライフライン施設等の管理者（以下「施設管理者」という。）、福生市を管轄する警察、消防、自衛隊等関係機関（以下「警察、消防、自衛隊等関係機関」という。）等が連携協力して対処する体制を構築する。

1 危機管理体制の強化

(1) 大規模集客施設等との連携

ア 福生市は、大規模集客施設等において大規模テロ等が発生した場合に迅速に初動対処を行うため、連絡会議を設置するなど、緊急連絡体制の整備、各施設の危機管理の強化、テロ等の危機情報の共有等を図る。

イ 福生市は、大規模テロ等の発生時に迅速かつ的確に対処し、政治、経済及び社会活動に及ぼす影響を局限するため、福生市に所在する本社ビル、大規模集客施設、医療機関、養護施設、専門学校等の概要を把握するとともに、必要に応じて緊急時連絡先の把握及び情報交換等を行う。

(2) 「地域版パートナーシップ」を活用した連携体制

福生市は、警視庁が推進する「地域版パートナーシップ」を活用し、警察、関係行政機関、民間事業者と連携して、テロに対する危機意識の共有や大規模テロ発生時における協働対処体制の強化に取り組む。

(3) 医療機関等との連携

福生市は、大規模テロ等の発生時に迅速かつ的確に医療を提供するため福生市に所在する医療機関等の専科、病床数等を把握するとともに、人的又は物的なネットワーク及び協力関係の構築に努める。

(4) 福生市が管理する施設、大規模集客施設及びライフライン施設等の危機管理の強化

福生市は、東京都及び警察、消防、自衛隊等関係機関等と協力し、施設管理者が行う危機管理体制の強化や訓練に関して指導及び助言を行う。

この際、施設内の人々への正確な情報伝達及び指示、避難誘導等の初動対処を重視する。

2 対処マニュアルの整備

(1) テロ等の類型に応じた対処マニュアルの整備

福生市は、東京都が作成する「東京都大規模テロ等対処要領」及び福生市の特性を踏まえ、各種対処マニュアルを整備する。

(2) 福生市が管理する施設、大規模集客施設及びライフライン施設等における対処マニュアルの整備促進

福生市は、東京都及び警察、消防、自衛隊等関係機関と協力し、施設管理者に対して福生市が作成する各種対処マニュアル及び当該施設の特性を踏まえた対処マニュアルの整備を要請する。

3 発生現場における連携協力のための体制づくり

(1) 大規模集客施設等との連携

福生市は、大規模集客施設等において大規模テロ等が発生した場合に迅速に初動対処を行うため、警察、消防、自衛隊等関係機関及び施設管理者の協力を得て、緊急連絡体制を整備する。

(2) 現地連絡調整所の運営等に関する協議

福生市は、現地において活動する各機関が必要に応じて情報の共有や連携の確保を目的に設置する「現地連絡調整所」の具体的な運営要領（参加機関、各機関の役割、資器材等）について、東京都及び警察、消防、自衛隊等関係機関と協議する。

4 不特定多数の人々への情報伝達手段の確保

福生市は、福生市が管理する施設、大規模集客施設及び繁華街等を往来する不特定多数の人々に警報や避難の指示等を速やかに伝達できるよう、警察、消防、自衛隊等関係機関のほか、放送事業者や電気通信事業者等の協力を依頼するなど、多様な情報伝達手段の確保に努める。

5 装備及び資材の備蓄

福生市は、NBCテロ等の発生時に現地連絡調整所等において活動する職員等の安全確保のために必要となる装備、資材等について、東京都及び警察、消防、自衛隊等関係機関との連携を考慮し、新たに備蓄又は調達するよう努める。

6 訓練等の実施

福生市は、東京都及び警察、消防、自衛隊等関係機関と連携し、実践的な図上訓練及び実動訓練並びにNBCに関する研修等を行う。

7 住民及び昼間市民への啓発

(1) 福生市は、テロ等の兆候を発見した場合の福生市長等への通報義務、不審物等が発見した場合の施設管理者に対する通報の方法等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

- (2) 福生市は、福生市以外からの通勤者、観光客等に対しても、警察、消防、自衛隊等関係機関及び施設管理者等と連携し、普及啓発に努めるとともに、不審物等を発見した場合の施設管理者等に対する通報等について、周知に努める。

第2章 平時における警戒

福生市は、常にテロ等の兆候や危機情報の把握に努め、必要に応じて警戒対応を行う。

1 危機情報等の把握及び活用

- (1) 福生市は、東京都及び警察、消防、自衛隊等関係機関と連携し、常にテロ等の兆候や危機情報の把握に努める。
- (2) 福生市は、テロ等の発生事例（特に首都や大都市）に関する情報についても可能な限り収集及び分析し、初動対応力の強化や警戒対応に活用する。

2 危機情報等の共有

福生市は、福生市災害対策本部等を通じ、テロ等の兆候や危機情報を全庁的に共有する。

3 警戒対応

- (1) 福生市は、テロ等の兆候や危機情報を把握し、テロ等の発生に備える必要があると判断した場合、直ちに福生市が管理する施設における警戒対応を強化するとともに、大規模集客施設、ライフライン施設等に対して警戒対応の強化を要請する。また、テロ災害発生のおそれがある場合は、緊急対策会議を設置する。
- (2) 福生市は、危機情報の緊急性に応じて東京都が整備する「東京都管理施設テロリズム等警戒対応基準」（平成18年決定）に準拠し、福生市が管理する施設における同基準を整備する。

第3章 発生時の対処

福生市は、大規模テロ等が発生した場合、国による緊急本部の設置指定の有無にかかわらず、東京都及び警察、消防、自衛隊等関係機関と緊密に連携協力し、住民等の避難、救援、災害対処等の初動対処に全力を挙げて取り組む。

国による事態認定や緊急本部の設置指定が行われていない段階では、市災害対策本部等を設置し、災害対策の仕組みを活用して対処するなどにより緊急対処保護措置に準じた措置を行う。

1 緊急処理事態対策本部（緊急本部）の設置指定が行われている場合

- (1) 福生市は、政府による緊急処理事態の認定及び緊急本部の設置指定が行われている場合、緊急本部を設置し、緊急対処保護措置を行う。
- (2) 福生市は、警察、消防、自衛隊等関係機関との連携を強化し、緊急対処保護措置を迅速かつ的確に行うため、必要に応じて福生市緊急処理事態現地対策本部等を設置する。
- (3) 国の現地対策本部長が緊急処理事態合同対策協議会（※）を開催する場合には、市緊急対策本部として当該協議会へ参加し、緊急対処保護措置に関する情報の交換や相互協力に努めるものとする。

（※）国の現地対策本部長は、緊急対処保護措置に関する情報を交換し、それぞれの実施する緊急対処保護措置について相互協力するため、必要に応じ、現地対策本部と関係地方公共団体の緊急処理事態対策本部等による緊急処理事態合同対策会議を開催するものとされている。

2 緊急処理事態対策本部（緊急本部）の設置指定が行われていない場合

- (1) 福生市は、災害対策の仕組みを活用して情報収集態勢を確立し、東京都及び警察、消防、自衛隊等関係機関との連携協力の下、危機情報等を把握する。
- (2) 福生市は、多数の人を殺傷する行為等の事案発生を認知した場合、速やかに東京都及び警察、消防、自衛隊等関係機関（必要に応じて福生市に所在する本社ビル、大規模集客施設、医療機関等を含む。）に通報する。
- (3) 福生市は、迅速かつ的確に対処するため、テロ災害緊急対策会議又は災害対策本部（政府による事態認定前において、原因不明の緊急事態が発生し、その被害の態様が災害対策基本法に規定する災害に該当する場合）等を設置し、対策の検討、総合調整、必要に応じて避難の指示、警戒区域の設定及び緊急本部設置要請等、緊急対処保護措置に準じた措置を行う。

3 市災害対策本部等による対応

- (1) 危機情報の収集

福生市は、東京都及び警察、消防、自衛隊等関係機関を通じて危機情報を収集する。

(2) 現地連絡調整所の設置等

福生市は、必要に応じて現地連絡調整所を設置（あるいは、東京都又は各機関が現地連絡調整所等を設置している場合、職員を派遣）し、被害状況や各機関の活動状況を把握するとともに、各機関が有する情報の共有、現地における活動のための調整等を行う。

【福生市が設置する場合の参加要請先】

福生市を管轄する警察、消防、自衛隊、医療機関等、現地において活動している機関

(3) 応急措置

ア 被災者の救援

福生市は、東京都及び必要に応じて派遣される医療救護班等と連携し、現地において必要な支援を行う。

この際、被害状況に応じ、現地に派遣される職員、医師等に防護マスク、防護衣、手袋、ブーツ、ガス検知器及び線量（率）計を携行又は装着させる等、二次災害防止に努める。

イ 被災者等の搬送

福生市は、多数の被災者が発生した場合や医療救護活動に係る人員、機材等の搬送に車両が必要な場合、東京都に対して搬送用車両の支援を求める。

ウ 避難の指示及び誘導

- 福生市長は、災害の規模等から住民等の避難が必要と判断した場合、又は東京都知事から避難の指示を行うよう要請があった場合、福生市民（必要に応じて福生市内に所在する本社ビル、大規模集客施設、医療機関等を含む。）に対して避難の指示を行う。

ただし、移動中に住民等に危害が及ぶおそれがある場合については、一時的に屋内（地下、コンクリート建物等）に避難し、周囲の安全を確認した後、適当な避難場所に移動するよう、適切に指示するものとする。

- 福生市は、避難経路及び避難場所に速やかに職員を派遣し、警察、消防、自衛隊等関係機関との連携の下、自主防災組織、学校、事業所等を単位として住民等の避難誘導を行う。

この際、大規模テロ等の類型に応じて東京都及び自衛隊等関係機関が設置する除染所等において、避難住民等を把握するとともに、所要の支援を行う。

- 派遣する職員には、避難住民等から避難誘導への理解及び協力が得られるよう、防災服、腕章、旗及び夜間照明灯を携行させる。

エ 警戒区域の設定及び周知

- 福生市長は、災害の規模等から警戒区域が必要と判断した場合、又は東京都知事から警戒区域を設定するよう要請があった場合、明瞭な道路、建物等を用いて警戒区域を設定する。

- 福生市は、東京都及び警察、消防、自衛隊等関係機関と連携し、住民等（必要に応じて福生市内に所在する本社ビル、大規模集客施設、医療機関等を含む。）に対して警戒区域の周知を図る。

オ 警戒対応の継続及び強化

福生市は、事態の悪化又はテロ等の再発に備える必要があると判断した場合、福生市が管理する施設における警戒対応を継続するとともに、大規模集客施設、ライフライン

施設等に対して警戒対応の更なる強化を促す。

4 緊急対処事態対策本部（緊急本部）への移行

政府による事態認定及び緊急本部の設置指定が行われた場合、福生市は、直ちに新たな体制に移行し、テロ災害緊急対策会議又は福生市災害対策本部等を廃止する。

【緊急対処事態における警報】

福生市長は、緊急対処事態においては、国の対策本部長が決定する通知及び伝達の対象となる地域の範囲に応じて、当該地域に関する機関等に対し警報を通知及び伝達する。

なお、警報に関するその他の事項は武力攻撃事態等に準じて行う。

第4章 大規模テロ等の類型に応じた対処

福生市は、大規模テロ等の類型に応じ、特に次の事項に留意して対処する。

1 危険物質を有する施設への攻撃

(1) 攻撃による影響

福生市には、大規模な危険物貯蔵所や火薬等を扱う施設は無い。

ただし、福生市域及び近隣自治体において危険物質輸送車両等が攻撃された場合等は、危険物質の拡散、爆発及び火災等により、住民等に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が機能不全に陥り、社会活動等に支障を来すおそれがある。

なお、市内に新たに危険物質を有する施設が設置された場合、「(2) 平素の備え」「(3) 対処上の留意事項」に基づく措置をとる。

(2) 平素の備え

ア 危険物質を保有する施設との緊急連絡体制の整備

福生市は、関連施設の実態を把握するとともに、必要に応じて施設管理者との緊急連絡体制を整備する。

イ 施設管理者による危機管理体制の強化推進

福生市は、施設管理者に対し、対処マニュアルの整備、資器材等の定期検査及び継続的な巡視等、緊急処理事態等を念頭にした安全確保措置を要請する。

(3) 対処上の留意事項

福生市は、事態の悪化又はテロ等の再発に備える必要があると認める場合、施設管理者に対して警察等と連携した施設の警備強化を促す。

なお、国内の原子力施設の破壊が行われた場合、住民は不安を抱き、風評被害等が生じるおそれがある。福生市は、原子力災害対策重点区域（※1）の指定外であるため、国内の原子力施設において、原子力緊急事態（※2）が発生した場合に、住民の避難等の対応を迫られるものではないが、福生市地域防災計画に基づき、モニタリング等の実施と住民への情報提供、保健医療活動等、住民の心理的動揺や混乱を可能な限り低くするような対策を取る。

（※1）原子力災害対策重点区域

原子力災害対策指針（原子力規制委員会）では、緊急時の屋内退避や避難等の対策を重点的に行う原子力災害対策重点区域として、実用発電用原子炉の場合、発電所より概ね5kmを目安とする圏内を「予防的防護措置を準備する区域（PAZ）」、概ね5～30kmを目安とする圏内を「緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）」としている。市内及び都内には原子力施設が存在せず、また、他県にある原子力施設に関しても、原子力災害対策緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）に、福生市及び東京都の地域は含まれていない。

（※2）原子力緊急事態

原子力事業者の原子炉の運転等により放射性物質又は放射線が異常な水準で当該原子力事業者の原子力事業所外（原子力事業所の外における放射性物質の運搬の場合にあっては、当該運搬に使用する容器外）へ放出された事態をさす。原子力災害対策特別措置法第2条に規定されている。

2 大規模集客施設等への攻撃

(1) 攻撃による影響

爆発のみならず、当該施設が崩壊した場合、多数の死傷者が発生するおそれがある。

(2) 平素の備え

ア 大規模集客施設等との緊急連絡体制の整備

福生市は、連絡会議等により、関連施設の実態を把握するとともに、必要に応じて施設管理者との緊急連絡体制を整備する。

イ 施設管理者による危機管理体制の強化推進

福生市は、施設管理者に対し、対処マニュアルの整備、資器材等の定期検査及び継続的な巡視等、緊急対処事態等を念頭にした安全確保措置を要請する。

ウ 不特定多数の人々に対する情報伝達体制の整備

福生市は、福生市が管理する施設、大規模集客施設及び繁華街等を往来する人々に対して速やかに情報伝達を行えるよう、防災行政無線や広報車両等の充実を図る。

(3) 対処上の留意事項

ア 福生市は、事態の悪化又はテロ等の再発に備える必要があると認める場合、施設管理者に対して次の措置を要請する。

- 警察等と連携した施設の警備強化
- 避難誘導や構内放送等が速やかに行えるような態勢の保持
- 警察、消防、自衛隊等関係機関と連携した施設利用者等の避難誘導

イ 福生市は、大規模集客施設等における避難誘導や構内放送等の状況を把握し、必要に応じて支援、助言等を行う。

3 大量殺傷物質による攻撃（ダーティーボム）

(1) 攻撃による影響

ダーティーボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比べて小規模ではあるが、爆発と放射能により甚大な被害をもたらすおそれがある。

ダーティーボムにより放射性物質が拡散した場合、爆発による被害のほか、放射線によって人体の正常な細胞機能がかく乱され（急性放射線障害）、やがてがん等を発症すること（晩発性放射線障害）がある。

住民等は、不安を抱き、パニックや風評被害が生じるおそれがある。

(2) 平素の備え

ア 不特定多数の人々に対する情報伝達体制の整備

福生市は、福生市が管理する施設、大規模集客施設及び繁華街等を往来する人々に対して速やかに情報伝達を行えるよう、防災行政無線や広報車両等の充実を図る。

イ 人心不安への対策

ダーティーボムによる災害が起きた場合、住民が過度に不安を抱くおそれがあるため、福生市は、事案発生時の各人の防護や被ばく線量、放射線による身体への影響等について

て、国の啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

(3) 対処上の留意事項

ア 初動対処

福生市は、内閣総理大臣から派遣される被ばく医療に係る医療チーム及び東京都、警察、消防、自衛隊等関係機関と連携し、速やかに警戒区域を設定するとともに、その域外において住民等の安全確保及びパニック防止のための措置を講じる。

イ 避難の指示

福生市は、住民等に対し、ダーティーボムが使用された場所から直ちに隔離するとともに、風上にある地下施設やコンクリート建物等に一時的に避難するよう指示する。

この際、住民等が過度に不安を抱かないよう、被ばく線量や放射線による身体への影響等に関する情報を速やかに提供する。

ウ 医療活動

福生市は、東京都及び医療機関等と連携し、安全な場所において除染済みの傷病者に対する医療活動を実施する。

この際、医師等に防護衣、手袋、ブーツ等を装着させるとともに、適切な被ばく線量の管理を行う。

エ 汚染への対処

福生市は、東京都及び警察、消防、自衛隊等関係機関と連携し、汚染（予想）区域への立入制限、汚染（予想）区域に所在する住民等の非汚染区域への避難誘導を適切に行う。

この際、現地に派遣される職員等に防護衣、手袋、ブーツ等を装着させるとともに、適切な被ばく線量の管理を行う。

福生市は、東京都と連携して避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退域時検査及び簡易除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するために必要な措置を講じる。

4 大量殺傷物質による攻撃（生物剤）

(1) 攻撃による影響

生物剤の散布を認知することは困難で、かつ潜伏期間があるため、二次感染を引き起こしやすく、多数の感染者が広範囲に発生するおそれがある。

(2) 平素の備え

ア 隣接市町との情報連絡体制の整備

生物剤による攻撃は、被害が極めて広範囲に及ぶおそれがあるため、福生市は、隣接市町との間で情報を共有するための連絡体制を整備する。

イ 普及啓発

福生市は、生物剤テロに使用される可能性の高い病原体や感染症の予防等について、国の啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

(3) 対処上の留意事項

ア 初動対処

福生市は、東京都及び自衛隊等関係機関と連携し、調査監視を実施する。

イ 医療活動

福生市は、東京都及び医療機関等と連携し、安全な場所において除染済みの傷病者に対する医療活動を実施する。

この際、医師等に防護衣、手袋、ブーツ等を装着させるとともに、調査監視を継続する。

ウ 感染への対処

福生市は、東京都及び警察、消防、自衛隊等関係機関と連携し、感染のおそれのある区域及び施設への立入制限、感染のおそれのある区域に所在する住民等の感染のおそれのない区域への避難誘導を適切に行う。

福生市は、感染症の被害拡大防止のため、東京都及び医療機関等と連携して次の措置を講じる。この際、現地に派遣される職員等に防護衣、手袋、ブーツ等を装着させる。

- 感染者又はその疑いのあるものの搬送及び移動制限
- 感染範囲の把握
- 消毒
- ワクチン接種
- 健康監視

5 大量殺傷物質による攻撃（化学剤）

(1) 攻撃による影響

ア 屋内や交通機関内部等、閉鎖的な空間において発生した場合、多数の死傷者が発生するおそれがある。

イ 一般的に、目、口、鼻、皮膚等に著しい症状を示す死傷者が発生するが、当初は、原因物質の特定が困難である。

ウ 気体状の化学剤は、一般的に空気より重いため、地形、気象等の影響を受けながら、地をほうように広がる。

(2) 平素の備え

ア 福生市が管理する施設、大規模集客施設、繁華街等を往来する人々に対して速やかに情報伝達を行えるよう、防災行政無線や広報車両等の充実を図る。

イ サリン等の化学剤テロに使用される可能性が高いと考えられる物質について、盗難等に関する情報を入手したときは、サリン等防止法に基づき、警察官、消防吏員等に報告するとともに、必要な警戒対応を検討する。

(3) 対処上の留意事項

ア 初動対処

福生市は、東京都及び警察、消防、自衛隊等関係機関と連携し、速やかに警戒区域を設定するとともに、原因物質の特定に努める。

イ 避難の指示

福生市は、住民等に対し、化学剤が使用された場所から直ちに隔離するとともに、風上にあり、かつ、外気からの気密性の高い屋内又は汚染のおそれのない区域に避難するよう指示する。

ウ 医療活動

福生市は、東京都及び医療機関等と連携し、安全な場所において除染済みの傷病者に対する医療活動を実施する。

この際、医師等に防護衣、手袋、ブーツ等を装着させる。

エ 汚染への対処

福生市は、東京都及び警察、消防、自衛隊等関係機関と連携し、汚染（予想）区域への立入制限、汚染（予想）区域に所在する住民等の非汚染区域への避難誘導を適切に行う。

この際、現地に派遣される職員等に防護衣、手袋、ブーツ等を装着させる。

また、東京都及び自衛隊等関係機関が実施する除染及び汚水の処理等に協力する。

6 交通機関を破壊手段とした攻撃

（1）攻撃による影響

航空機等によるテロの場合、破壊された施設の規模及びその周辺の状況によっては、多数の死傷者が発生するおそれがある。

爆発又は火災の規模によっては、建物、ライフライン等も甚大な被害を受け、社会活動等に支障を来すおそれがある。

（2）平素の備え

福生市は、福生市が管理する施設、大規模集客施設、繁華街等を往来する人々に対して速やかに情報伝達を行えるよう、防災行政無線や広報車両等の充実を図る。

（3）対処上の留意事項

福生市は、事態の悪化又はテロ等の再発に備える必要があると認める場合、施設管理者に対して次の措置を要請する。

- 避難誘導や構内放送等が速やかに行えるような態勢の保持
- 警察、消防、自衛隊等関係機関と連携した施設利用者等の避難誘導

資料編

- 資料 1 福生市国民保護協議会委員名簿
- 資料 2 福生市国民保護協議会条例
- 資料 3 福生市国民保護協議会運営規程
- 資料 4 福生市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策条例
- 資料 5 赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン
- 資料 6 動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的な考え方
- 資料 7 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準
- 資料 8 武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手續その他の必要な事項を定める省令
- 資料 9 安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答に係る様式

資料 1 福生市国民保護協議会委員名簿

令和 7 年 2 月 1 日現在

	国民保護法の根拠	職名
1	会長(法 40 条 2 項)	福生市長
2	指定行政機関の職員	国土交通省関東地方整備局相武国道事務所長
3	(法第 40 条 4 項 1 号)	国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所長
4	自衛隊に所属する者 (法第 40 条 4 項 2 号)	陸上自衛隊第一施設大隊長
5	都道府県の職員 (法第 40 条 4 項 3 号)	東京都西多摩建設事務所長
6		東京都西多摩保健所長
7		東京都水道局あきる野給水事務所長
8		警視庁福生警察署長
9	副市長 (法第 40 条 4 項 4 号)	福生市副市長
10	教育長及び消防吏員	福生市教育長
11	(法第 40 条 4 項 5 号)	東京消防庁福生消防署長
12	市町村の職員	福生市総務部長
13	(法第 40 条 4 項 6 号)	福生市消防団長
14	指定公共機関又は指定 地法公共機関の役員又 は職員 (法第 40 条 4 項 7 号)	東日本旅客鉄道株式会社拝島駅長
15		東日本電信電話株式会社東京事業部東京西支店長
16		東京電力パワーグリッド株式会社立川支社長
17		日本郵便株式会社あきる野郵便局長
18		武陽ガス株式会社代表取締役社長
19		東京都赤十字血液センター立川事業所長
20		東京都トラック協会多摩支部第三地区長
21	国民の保護のための措 置に関し知識又は経験 を有する者(法第 40 条 4 項 8 号)	福生市医師会会長
22		福生市歯科医師会代表
23		公立福生病院院長
24		福生市町会長協議会代表
25		福生市交通安全推進委員会会長
26		福生警察署管内防犯協会代表
27		多摩ケーブルネットワーク株式会社代表取締役社長
28		立川バス株式会社福生営業所長
29		福生防災女性の会代表

資料2 福生市国民保護協議会条例

平成18年3月29日

条例第18号

(目的)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第40条第8項の規定に基づき、福生市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委員及び専門委員)

第2条 協議会の委員の総数は、30人以内とする。

2 協議会の専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務代理)

第3条 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

資料3 福生市国民保護協議会運営規程

平成18年8月17日 訓令第11号

改正

令和3年4月1日 訓令第3号

(趣旨)

第1条 この規程は、福生市国民保護協議会条例(平成18年条例第18号)第5条の規定に基づき、福生市国民保護協議会(以下「協議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(招集)

第2条 協議会は、必要に応じて会長が協議会を招集するものとする。

2 会長は、協議会を招集するときは、協議会の日時、場所及び議題を定め、委員に通知しなければならない。

3 前項の通知を受けた委員が事故のため出席できないときは、あらかじめ会長に届け出たうえで、代理者を出席させることができる。

4 前項の規定に基づく代理者が出席した場合は、当該代理者を委員とみなす。

(専門委員の出席)

第3条 会長は、必要があると認めるときは、専門委員の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(議事録の作成)

第4条 会長は、議事録を作成しておかなければならない。

2 議事録には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 協議会の日時及び場所
- (2) 出席した委員の職名及び氏名
- (3) 議事の件名及び概要並びに議決事項
- (4) その他必要と認める事項

(会議等の公開)

第5条 協議会の会議及び議事録は公開とする。ただし、協議会の決定により非公開とすることができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、総務部防災危機管理課において処理する。

一部改正〔平成19年訓令第4号・令和3年3号〕

附 則

この訓令は、平成18年8月17日から施行する。

附 則 (平成19年4月1日訓令第4号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年4月1日訓令第3号)

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

資料4 福生市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策条例

平成18年3月29日

条例第17号

(目的)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第31条及び法第183条において準用する法第31条の規定に基づき、福生市国民保護対策本部（以下「保護本部」という。）及び福生市緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(職員)

第2条 保護本部に国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）、国民保護対策副本部長（以下「副本部長」という。）及び国民保護対策本部員（以下「本部員」という。）のほか、必要な職員を置く。

(職務)

第3条 本部長は、保護本部の事務を総括する。

2 副本部長は、本部長を補佐する。

3 本部員その他の職員は、本部長の命を受け、保護本部の事務に従事する。

(会議)

第4条 本部長は、保護本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、保護本部の会議（以下「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第28条第6項の規定により、国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(国民保護現地対策本部)

第5条 国民保護現地対策本部に国民保護現地対策本部長、国民保護現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 国民保護現地対策本部長は、国民保護現地対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、保護本部に関し必要な事項は、市規則で定める。

(福生市緊急対処事態対策本部)

第7条 第2条から前条までの規定は、福生市緊急対処事態対策本部について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

資料5 赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン

1 目的

このガイドラインは、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第157条及び第158条に規定する事務を円滑に実施するため、武力攻撃事態等における赤十字標章等（国民保護法第157条第1項の特殊信号及び身分証明書並びに同条第2項の赤十字標章等をいう。以下同じ。）及び特殊標章等（国民保護法第158条第1項の特殊標章及び身分証明書をいう。以下同じ。）の交付又は使用の許可（以下「交付等」という。）に関する基準、手続等を定めることを目的とする。

2 赤十字標章等の交付等に関する基準、手続等

(1) 交付等の対象者

- ・許可権者（指定行政機関の長及び都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市にあっては、指定都市の長。2（1）（②）（ウ）を除く。）において同じ。）をいう。以下2において同じ。）は、次に定める区分に従い、赤十字標章等の交付等を行うものとする。

① 指定行政機関の長が交付等を行う対象者

(ア) 避難住民等の救援の支援を行う当該指定行政機関の長が所管する医療機関

(イ) 避難住民等の救援の支援を行う当該指定行政機関の職員（その管轄する指定地方行政機関の職員を含む。）である医療関係者（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号）第18条の医療関係者をいう。以下2において同じ。）

(ウ) (ア)及び(イ)に定める対象者以外の当該指定行政機関の長が所管する医療機関である指定公共機関

(エ) (ア)から(ウ)までに定める対象者の委託により医療に係る業務（捜索、収容、輸送等）を行う者

② 都道府県知事が交付等を行う対象者

(ア) 当該都道府県知事から国民保護法第85条第1項の医療の実施の要請、同条第2項の医療の実施の指示等を受けて、当該都道府県知事の管理の下に避難住民等の救援を行う医療機関及び医療関係者

(イ) 当該都道府県知事から国民保護法第80条第1項の救援に必要な援助についての協力の要請等を受けて、当該都道府県知事の管理の下で行われる避難住民等の救援に必要な援助について協力をする医療機関及び医療関係者

(ウ) (ア)及び(イ)に定める対象者以外の当該都道府県知事が指定した医療機関である指定地方公共機関

(エ) ①(ア)から(ウ)まで及び②(ア)から(ウ)までに定める対象者以外の当該都道府県（地方自治法第252条の19第1項の指定都市にあっては、指定都市。（2）(ア)において同じ。）において医療を行う医療機関及び医療関係者

(オ) (ア)から(エ)までに定める対象者の委託により医療に係る業務（捜索、収容、輸送等）を行う者

(2) 交付等の手続、方法等

- ・赤十字標章等の交付等は、次に定める区分に従い行うものとする。

(ア) 指定行政機関又は都道府県の職員並びにこれらの者が行う医療のために使用される場所及び車両、船舶、航空機等（以下「場所等」という。）を識別させるための赤十字標章等については、許可権者が作成して交付するものとする。

(イ) 対象者の委託により医療に係る業務（捜索、収容、輸送等）を行う者（以下(イ)において「受託者」という。）及び受託者が行う医療に係る業務を行う場所等を識別させるための赤十字標章等については、原則として当該対象者が自ら作成して許可権者に対して使用の許可の申請（申請書

の様式の例は、別紙の様式1のとおりとする。)を行い、使用の許可を受けるものとする。

(ウ) (ア) 及び (イ) に定める対象者以外の対象者並びに当該対象者が行う医療のために使用される場所等を識別させるための赤十字標章等については、当該対象者が自ら作成して許可権者に対して使用の許可の申請(申請書の様式の例は、別紙の様式1のとおりとする。)を行い、使用の許可を受けるものとする。

- ・許可権者は、人命の救助等のために特に緊急を要し、対象者からの申請を待ついとまがないと認めるときは、当該申請を待たずに白地に赤十字の標章のみを交付することができる。
- ・許可権者は、武力攻撃事態等において交付等を行う方法と平時において交付等をしておく方法とのいずれを採用するか、対象者の種別、対象者が行うことが想定される医療の内容等に応じて定めるものとする。ただし、赤十字標章等の濫用を防止する必要があることを踏まえ、武力攻撃事態等において医療等を行う蓋然性が少ないと考えられる者に対しては、平時においては赤十字標章等の交付等を行わないものとする。
- ・許可権者は、申請書の保管、赤十字標章等の交付等をした者に関する台帳(当該台帳の様式の例は、別紙の様式2のとおりとする。)の作成など交付等した赤十字標章等の管理を行うものとする。
- ・赤十字標章等の交付等を受けた者は、赤十字標章等を紛失し、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、赤十字標章等の再交付又は再許可を受けることができるものとする。この場合において、汚損又は破損した赤十字標章等を返納しなければならない。

(3) 赤十字標章等の様式等

① 赤十字等の標章

- ・我が国関係者については、すべて白地に赤十字の標章を使用するものとする。なお、白地に赤新月又は赤のライオン及び太陽の標章については、外国から派遣された医療関係者等による使用を想定している。
- ・白地に赤十字、赤新月又は赤のライオン及び太陽の標章(以下(3)及び(7)において「赤十字等の標章」という。)は、状況に応じて適当な大きさとする。なお、赤十字、赤新月並びに赤のライオン及び太陽の形状のひな形は図1のとおりである。
- ・赤十字等の標章の赤色の部分の色は、金赤(CMYK値:C-0,M-100,Y-100,K-0、RGB値:#FF0000)を目安とする。ただし、他の赤色を用いることを妨げるものではない。

[図1]



- ・場所等を識別させるための赤十字等の標章は、できる限り様々な方向から及び遠方から(特に空から)識別されることができるよう、可能な限り、平面若しくは旗に又は地形に応じた他の適当な方法によって表示するものとする。
- ・場所等を識別させるための赤十字等の標章は、夜間又は可視度が減少したときは、点灯し又は照明することができるものとするのが望ましい。
- ・赤十字等の標章の赤色の部分は、特に赤外線機器による識別を容易にするため、黒色の下塗りの上に塗ることができるものとする。
- ・対象者を識別させるために赤十字等の標章を使用する際は、できる限り赤十字等の標章を帽子及び衣服に付けるものとする。

② 特殊信号

- ・対象者が使用することができる特殊信号は、発光信号、無線信号及び電子的な識別とする。
- ・特殊信号の規格等については、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）（以下「第一追加議定書」という。）附属書I第3章の規定によるものとする。

③ 身分証明書

- ・常時の医療関係者等の身分証明書は、第一追加議定書附属書I第2条の規定も踏まえ、次の要件を満たす同一の形式のものとし、その様式は別紙の様式3のとおりとする。

(ア) 赤十字等の標章を付し、かつ、ポケットに入る大きさのものであること。

(イ) できる限り耐久性のあるものであること。

(ウ) 日本語及び英語で書かれていること。

(エ) 氏名及び生年月日が記載されていること。

(オ) 所持者がいかなる資格において1949年8月12日のジュネーヴ諸条約（以下単に「ジュネーヴ諸条約」という。）及び第一追加議定書の保護を受ける権利を有するかが記載されていること。なお、所持者の資格については、〇〇省の職員、救援を行う△△（医療機関）の職員又は医療関係者、指定地方公共機関である××の職員等と記載することとする。

(カ) 所持者の写真及び署名が付されていること。なお、写真の標準的な大きさは縦4センチメートル、横3センチメートルとするが、所持者の識別が可能であれば、これと異なる大きさの写真でも差し支えない。

(キ) 許可権者の印章（公印）が押され、及び当該許可権者の署名が付されていること。（いずれも印刷されたもので差し支えない。）

(ク) 身分証明書の交付等の年月日及び有効期間の満了日が記載されていること。なお、有効期間については、武力攻撃事態等において交付等する場合にあっては対象者が行う医療等の実施が必要と認められる期間等を勘案し、平時において交付等する場合にあっては対象者である職員の在職予定期間等を勘案して、許可権者が決定することとする。

(ケ) 所持者の血液型が判明している場合には、身分証明書の裏面に所持者の血液型（A B O式及びR h式）が記載されていること。

- ・臨時の医療関係者等の身分証明書については、原則として、常時の医療関係者等の身分証明書と同様のものとする。ただし、常時の医療関係者等の身分証明書と同様の身分証明書の交付等を受けることができない場合には、これらの者が臨時の医療関係者等として医療等を行っていることを証明し並びに医療等を行っている期間及び赤十字等の標章を使用する権利を可能な限り記載する証明書であって、許可権者が署名するものを交付等するものとする。この証明書には、所持者の氏名、生年月日及び当該医療関係者等が行う医療等の内容を記載するとともに、所持者の署名を付するものとする。

- ・常時の医療関係者等及び臨時の医療関係者等の区別については、当該医療関係者等が行う医療等の内容、その期間等を勘案し、許可権者が決定することとする。

(4) 赤十字標章等の使用に当たっての留意事項

- ・何人も、武力攻撃事態等において、赤十字標章等をみだりに使用してはならないとされていることを踏まえ、以下のとおり取り扱うものとする。

(ア) 赤十字標章等の交付等を受けた者は、当該赤十字標章等を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。

(イ) 赤十字標章等の交付等を受けた者は、医療を行っていない場合には、赤十字標章等を使用してはならない。

(ウ) 赤十字標章等により識別させることができる場所等については、当該場所等が専ら医療のため

に使用されていなければならない。

(5) 訓練及び啓発

- ・許可権者及び対象者は、国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）についての訓練を実施するに当たって、赤十字標章等を使用するよう努めるものとする。
- ・国〔内閣官房、外務省、厚生労働省、消防庁、文部科学省等〕は、地方公共団体等と協力しつつ、ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書に基づく武力攻撃事態等における赤十字標章等の使用の意義等について教育や学習の場などの様々な機会を通じて国民に対する啓発に努めるものとする。

(6) 体制の整備等

- ・許可権者は、本ガイドラインに基づき、必要に応じて具体的な運用に関する要綱を作成するものとする。なお、許可権者は、ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書並びに国民保護法の規定を踏まえ、それぞれの機関の実情に応じた取扱いを当該要綱で定めることができる。
- ・許可権者又は対象者は、武力攻撃事態等における赤十字標章等の必要量を勘案した上で、武力攻撃事態等において赤十字標章等を速やかに交付等し、又は使用できるようあらかじめ必要な準備を行うよう努めるものとする。
- ・国及び地方公共団体は、必要に応じて、職員の服制に関する規定の見直し等を行うものとする。
- ・国〔内閣官房、外務省、厚生労働省、消防庁〕は、許可権者の間で運用の統一が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

(7) 平時における赤十字等の標章の使用等

- ・平時においては、(5)に定める場合を除いて、赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する法律（昭和22年法律第159号。（7）において「赤十字標章法という。）の規定に基づき、日本赤十字社及び日本赤十字社の許可を受けた者に限って赤十字等の標章を使用することができるものとする。
- ・武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第9条第1項の対処基本方針が定められる前に日本赤十字社から赤十字等の標章の使用の許可を受けた者は、武力攻撃事態等においても、赤十字標章法第3条に規定する傷者又は病者の無料看護を引き続き行う場合に限り、改めて国民保護法に基づく交付等を受けることなく赤十字等の標章を使用することができるものとする。

3 特殊標章等の交付等に関する基準、手続等

(1) 交付等の対象者

- ・許可権者（国民保護法第158条第2項の指定行政機関長等をいう。以下3において同じ。）は、次に定める区分に従い、特殊標章等の交付等を行うものとする。なお、「国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者」とは、国民保護法第70条第1項、第80条第1項、第115条第1項及び第123条第1項に基づいて、許可権者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者等を指すものである。

① 指定行政機関の長が交付等を行う対象者

- (ア) 当該指定行政機関の職員（その管轄する指定地方行政機関の職員を含む。）で国民保護措置に係る職務を行うもの
- (イ) 当該指定行政機関の長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (ウ) 当該指定行政機関の長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
- (エ) 当該指定行政機関の長が所管する指定公共機関

② 都道府県知事が交付等を行う対象者

- (ア) 当該都道府県の職員（③(ア)及び⑤(ア)に定める職員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行

うもの

- (イ) 当該都道府県知事の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (ウ) 当該都道府県知事が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
- (エ) 当該都道府県知事が指定した指定地方公共機関
- ③ 警視総監又は道府県警察本部長が交付等を行う対象者
 - (ア) 当該都道府県警察の職員で国民保護措置に係る職務を行うもの
 - (イ) 当該警視総監又は道府県警察本部長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
 - (ウ) 当該警視総監又は道府県警察本部長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
- ④ 市町村長が交付等を行う対象者
 - (ア) 当該市町村の職員（当該市町村の消防団長及び消防団員を含み、⑤(ア)及び⑥(ア)に定める職員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行うもの
 - (イ) 当該市町村長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
 - (ウ) 当該市町村長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
- ⑤ 消防長が交付等を行う対象者
 - (ア) 当該消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行う者
 - (イ) 当該消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
 - (ウ) 当該消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
- ⑥ 水防管理者が交付等を行う対象者
 - (ア) 当該水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員で国民保護措置に係る職務を行うもの
 - (イ) 当該水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
 - (ウ) 当該水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(2) 交付等の手続、方法等

・特殊標章等の交付等は、次に定める区分に従い行うものとする。

- (ア) 許可権者の所轄の職員で国民保護措置に係る職務を行うもの及び当該国民保護措置に係る当該職員が行う職務のために使用される場所等を識別させるための特殊標章等については、許可権者が作成して交付するものとする。
 - (イ) 許可権者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者又は許可権者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者及び当該国民保護措置に係るこれらの者が行う業務又は協力のために使用される場所等を識別させるための特殊標章等については、原則として当該対象者が許可権者に対して交付の申請（申請書の様式の例は、別紙の様式1のとおりとする。）を行い、許可権者が作成して交付するものとする。
 - (ウ) 指定公共機関若しくは指定地方公共機関が実施する国民保護措置に係る業務を行う者（当該指定公共機関又は指定地方公共機関の委託により国民保護措置に係る業務を行う者を含む。）又は当該指定公共機関若しくは指定地方公共機関が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者及び当該国民保護措置に係るこれらの者が行う業務又は協力のために使用される場所等を識別させるための特殊標章等については、指定公共機関又は指定地方公共機関が自ら作成して許可権者に対して使用の許可の申請（申請書の様式の例は、別紙の様式1のとおりとする。）を行い、使用の許可を受けるものとする。
- ・許可権者は、人命の救助等のために特に緊急を要し、対象者からの申請を待ついとまがないと認めるときは、当該申請を待たずに特殊標章のみを交付することができる。
 - ・許可権者は、武力攻撃事態等において交付等を行う方法と平時において交付等をしておく方法とのいずれを採用するか、対象者の種別、対象者が行うことが想定される国民保護措置に係る職

務、業務又は協力の内容等に応じて定めるものとする。ただし、特殊標章等の濫用を防止する必要があることを踏まえ、武力攻撃事態等において国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行う蓋然性が少ないと考えられる者に対しては、平時においては特殊標章等の交付等を行わないものとする。

- ・許可権者は、申請書の保管、特殊標章等の交付等をした者に関する台帳（当該台帳の様式の例は、別紙の様式2のとおりとする。）の作成など交付等した特殊標章等の管理を行うものとする。
- ・特殊標章等の交付等を受けた者は、特殊標章等を紛失し、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、特殊標章等の再交付又は再許可を受けることができるものとする。この場合において、汚損又は破損した特殊標章等を返納しなければならない。

(3) 特殊標章等の様式等

① 特殊標章

- ・特殊標章は、オレンジ色地に青色の正三角形とし、原則として次の条件を満たすものとする。なお、そのひな形は図2のとおりである。
- (ア) 青色の三角形を旗、腕章又は制服に付する場合には、その三角形の下地の部分は、オレンジ色とすること。
- (イ) 三角形の一の角が垂直に上を向いていること。
- (ウ) 三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していないこと。
- ・特殊標章の大きさは、状況に応じて適当な大きさとする。
- ・特殊標章の色については、オレンジ色地の部分はオレンジ色（CMYK値：C-0, M-36, Y-100, K-0、RGB値：#FFA500）を、青色の正三角形の部分については青色（CMYK値：C-100, M-100, Y-0, K-0、RGB値：#0000FF）を目安とする。ただし、他のオレンジ色及び青色を用いることを妨げるものではない。

[図2]



- ・場所等を識別させるための特殊標章は、できる限り様々な方向から及び遠方から識別されることができるよう、可能な限り、平面又は旗に表示するものとする。
- ・場所等を識別させるための特殊標章は、夜間又は可視度が減少したときは、点灯し又は照明することができるものとするのが望ましい。
- ・対象者を識別させるために特殊標章を使用する際は、できる限り特殊標章を帽子及び衣服に付けるものとする。

② 身分証明書

- ・身分証明書は、第一追加議定書附属書I第15条の規定も踏まえ、次の要件を満たす同一の形式のものとし、その様式は別紙の様式4のとおりとする。
- (ア) 特殊標章を付し、かつ、ポケットに入る大きさのものであること。
- (イ) できる限り耐久性のあるものであること。
- (ウ) 日本語及び英語で書かれていること。
- (エ) 氏名及び生年月日が記載されていること。
- (オ) 所持者がいかなる資格においてジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の保護を受ける権利を

有するかが記載されていること。なお、所持者の資格については、〇〇省の職員、△△県の職員、指定地方公共機関である××の職員等と記載することとする。

(カ)所持者の写真及び署名が付されていること。なお、写真の標準的な大きさは縦4センチメートル、横3センチメートルとするが、所持者の識別が可能であれば、これと異なる大きさの写真でも差し支えない。

(キ)許可権者の印章（公印）が押され、及び当該許可権者の署名が付されていること。（いずれも印刷されたもので差し支えない。）

(ク)身分証明書の交付等の年月日及び有効期間の満了日が記載されていること。なお、有効期間については、武力攻撃事態等において交付等する場合にあっては対象者が行う国民保護措置に係る職務、業務又は協力の実施が必要と認められる期間等を勘案し、平時において交付等する場合にあっては対象者である職員の国民保護措置を担当する部局における在職予定期間等を勘案して、許可権者が決定することとする。

(ケ)所持者の血液型が判明している場合には、身分証明書の裏面に所持者の血液型（ＡＢＯ式及びＲｈ式）が記載されていること。

(4) 特殊標章等の使用に当たっての留意事項

- ・何人も、武力攻撃事態等において、特殊標章等をみだりに使用してはならないとされていることを踏まえ、以下のとおり取り扱うものとする。

(ア)特殊標章等の交付等を受けた者は、当該特殊標章等を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。

(イ)特殊標章等の交付等を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っていない場合には、特殊標章等を使用してはならない。

(ウ)特殊標章等により識別させることができる場所等については、当該場所等が専ら国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用されていなければならない。

(5) 訓練及び啓発

- ・許可権者及び対象者は、国民保護措置についての訓練を実施するに当たって、特殊標章等を使用するよう努めるものとする。

- ・国〔内閣官房、外務省、消防庁、文部科学省等〕は、地方公共団体等と協力しつつ、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に基づく武力攻撃事態等における特殊標章等の使用の意義等について教育や学習の場などの様々な機会を通じて国民に対する啓発に努めるものとする。

(6) 体制の整備等

- ・許可権者は、本ガイドラインに基づき、必要に応じて具体的な運用に関する要綱を作成するものとする。なお、許可権者は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書並びに国民保護法の規定を踏まえ、それぞれの機関の実情に応じた取扱いを当該要綱で定めることができる。

- ・許可権者又は対象者は、武力攻撃事態等における特殊標章等の必要量を勘案した上で、武力攻撃事態等において特殊標章等を速やかに交付等し、又は使用できるようあらかじめ必要な準備を行うよう努めるものとする。

- ・国及び地方公共団体は、必要に応じて、職員の服制に関する規定の見直し等を行うものとする。

- ・国〔内閣官房、外務省、消防庁〕は、許可権者の間で運用の統一が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

(7) 平時における特殊標章の使用

- ・平時におけるいたずらな使用が武力攻撃事態等における混乱をもたらすおそれがあることにかんがみ、平時における特殊標章の使用については、（５）に定める場合を除いて使用しないこととする。

[様式1]

(別紙)

赤十字 交 付 申 請 書
標章等に係る 使用許可
特 殊

平成 年 月 日

(許可権者) 様

私は、国民保護法第157条又は第158条の規定に基づき、赤十字標章等又は特殊標章等の交付又は使用許可を以下のとおり申請します。

氏名：(漢字) (ローマ字)	生年月日(西暦)年.....月.....日
申請者の連絡先 住所：..... 電話番号：..... E-mail：.....	写 真 縦4×横3cm <small>(身分証明書の交付又は 使用許可の場合のみ)</small>
識別のための情報(身分証明書の交付又は使用許可の場合のみ記載) 身長：.....cm 眼の色：..... 頭髪の色：..... 血液型：.....(Rh因子.....)	
標章を使用する衣服、場所、車両、船舶、航空機等の概要及び使用する標章の数等 (標章又は特殊信号の交付又は使用許可の場合のみ記載)	
(許可権者使用欄) 資格：..... 証明書番号：..... 交付等の年月日：..... 有効期間の満了日：..... 返納日：.....	

[様式2]

赤十字標章等 / 特殊標章等の交付 / 使用許可をした者に関する台帳

証明書 番号	氏名(漢字)	氏名(ローマ字)	生年月日	資格	交付等の 年月日	有効期間 の満了日	身長	目の 色	頭髪 の色	血液型	その他の特徴	標章の使用	返納日	備 考

(日本産業規格A列4番)

[様式 3]

表面

<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">+</div> <div style="text-align: center;"> <p>(この証明書を交付等 する許可権者の名を記 載するための余白)</p> </div> <div style="text-align: center;">+</div> </div> <p style="text-align: center;">身分証明書 IDENTITY CARD</p> <p style="text-align: center;">常時の 自衛隊の衛生要員等以外の 医療関係者用 臨時の</p> <p style="text-align: center;">PERMANENT for civilian medical personnel TEMPORARY</p> <p>氏名/Name</p> <p>生年月日/Date of birth</p> <p>この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書 I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as</p> <p>.....</p> <p>交付等の年月日/Date of issue 証明書番号/No. of card</p> <p style="text-align: center;">許可権者の署名/Signature of issuing authority</p> <p>有効期間の満了日/Date of expiry</p>

裏面

身長/Height	眼の色/Eyes	頭髪の色/Hair
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type		
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

(日本産業規格 A 7 (横 74 ミリメートル、縦 105 ミリメートル))

[様式 4]

表面

<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">▲</div> <div style="text-align: center;"> <p>(この証明書を交付等 する許可権者の名を記 載するための余白)</p> </div> <div style="text-align: center;">▲</div> </div> <p style="text-align: center;">身分証明書 IDENTITY CARD</p> <p style="text-align: center;">国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel</p> <p>氏名/Name</p> <p>生年月日/Date of birth</p> <p>この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書 I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as</p> <p>.....</p> <p>交付等の年月日/Date of issue 証明書番号/No. of card</p> <p style="text-align: center;">許可権者の署名/Signature of issuing authority</p> <p>有効期間の満了日/Date of expiry</p>

裏面

身長/Height	眼の色/Eyes	頭髪の色/Hair
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type		
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

(日本産業規格 A 7 (横 74 ミリメートル、縦 105 ミリメートル))

資料6 動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的な考え方

1 平素からの備え

地方公共団体は、平素において、災害時における動物の管理等への備えと併せて、必要に応じ、以下の措置の実施に努めるものとする。

- 危険動物等の逸走対策
 - ・地方公共団体動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第16条の規定等に基づき、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物（以下「危険動物」という。）等の所有者、飼養状況等について、あらかじめ把握すること。
 - ・地方公共団体は、武力攻撃事態等において、危険動物等が逸走した場合の連絡体制並びに関係機関及び関係地方公共団体との役割分担の明確化や協力体制について、あらかじめ整備すること。
- 要避難地域等において飼育又は保管されていた家庭動物等の保護等
 - ・地方公共団体は、武力攻撃事態等において、所有者等が行う要避難地域等において飼育又は保管されていた家庭動物等の適切な飼養又は保管の活動への支援や動物愛護管理センター等の活用等当該地方公共団体が実施する措置に関し、連絡体制の整備や関係機関及び関係地方公共団体との役割分担の明確化や協力体制について、あらかじめ整備すること。
 - ・地方公共団体は、武力攻撃事態等において、要避難地域における家庭動物等の保護等を行うためにケージ（おり）等の必要な資材や飼料等の確保に関する取組（関係する企業等の連絡先の把握その他の供給・調達体制の整備等）を行うこと。

2 武力攻撃事態等における動物の保護等

地方公共団体は、武力攻撃事態等において、以下の措置を実施する者の安全の確保に十分配慮して、可能な範囲で、関係機関及び関係地方公共団体と連携協力を図りながら、当該措置の実施に努めるものとする。

- 危険動物等の逸走対策
 - ・地方公共団体は、武力攻撃事態等において、危険動物等が逸走した場合は、住民及び避難住民への周知並びに避難誘導を図ること。
 - ・地方公共団体は、逸走した危険動物等の迅速な捕獲等の必要な措置を行うこと。
 - ・地方公共団体は、逸走した危険動物等により住民及び避難住民に危害が及んだ場合には、迅速な救援活動等を行うこと。
- 要避難地域等において飼育又は保管されていた家庭動物等の保護等
 - ・地方公共団体は、武力攻撃事態等において、所有者等が行う要避難地域等において飼育又は保管されていた家庭動物等の保護の支援や負傷した家庭動物等の保護収容を行うとともに、家庭動物等についての相談・助言等の必要な措置を実施すること。
 - ・地方公共団体は、武力攻撃事態等において、動物の愛護及び避難住民の精神的安定等を図る観点から、所有者等が要避難地域等において飼育又は保管されていた家庭動物等の飼養又は保管を避難所において行う場合には、その活動を支援するとともに、家庭動物等についての相談・助言等必要な措置を実施すること。

3 緊急対処事態における動物の保護等

緊急対処事態における動物の保護等については、1及び2に準ずるものとする。

資料7 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準

(平成25年内閣府告示第229号)

※費用の限度額は東京都の災害救助法施行細則（令和6年10月17日施行）による武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号）第10条第1項の規定に基づき、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準を次のとおり定め、平成25年10月1日から適用する。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準

(救援の程度及び方法)

第1条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号。以下「令」という。）第10条第1項（令第52条において準用する場合を含む。）の規定による救援の程度及び方法の基準は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第75条第1項各号及び令第9条各号に掲げる救援の種類ごとに、次条から第13条までに定めるところによる。

2 前項の基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、内閣総理大臣が特別の基準（次項において「特別基準」という。）を定める。

3 救援を実施する都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市においては、その長）は、第1項の基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、内閣総理大臣に対し、特別基準の設定について意見を申し出ることができる。

(収容施設の供与)

第2条 法第75条第1項第1号の収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与は、次の各号に掲げる施設ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

1 避難所

イ 避難住民（法第52条第3項に規定する避難住民をいう。）又は武力攻撃災害（法第2条第4項に規定する武力攻撃災害をいう。以下同じ。）により現に被害を受け、若しくは受けるおそれのある者（以下「避難住民等」という。）を収容するものであること。

ロ 原則として、学校、公民館等既存の建物を利用すること。ただし、これら適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に移動可能な施設、車両等を設置し、又はその他の適切な方法により実施すること。

ハ 避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費は、1人1日当たり350円（冬季（10月から3月までの期間をいう。以下同じ。）については、別に定める額を加算した額）の範囲内とすること。ただし、福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを収容する避難所をいう。）を設置した場合は、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができること。

ニ 収容する期間が長期にわたる場合又は長期にわたるおそれがある場合には、長期避難住宅を設置し、これに収容することができることとし、1戸当たりの規模及び避難住民等の収容のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。

(1) 1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを標準とし、その設置のための費用は

6,883,000円以内とすること。

(2) 長期避難住宅の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、器物の使用謝金、借上費又は購入費並びに光熱水費は、1人1日当たり350円（冬季については、別に定める額を加算した額）の範囲内とすること。

ホ 長期避難住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できることとし、1施設当たりの規模及びその設備のため支出できる費用は、別に定めるところによること。

ヘ 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常生活上特別な配慮を要する複数のものを収容する施設を長期避難住宅として設置できること。

ト 長期避難住宅の設置に代えて、賃貸住宅、宿泊施設等の居室の借上げを実施し、これらに収容することができること。

チ 法第89条第3項の規定により準用される建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第1項本文、第3項及び第4項並びに景観法（平成16年法律第110号）第77条第1項、第3項及び第4項並びに法第131条の規定により準用される特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）第2条、第8条及び第9条の規定は、長期避難住宅について適用があるものとする。

2 応急仮設住宅

イ 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものを収容するものであること。

ロ 1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを標準とし、その設置のための費用は、6,883,000円以内とすること。

ハ 前号ホからチまでの規定は、応急仮設住宅について準用する。

（炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給）

第3条 法第75条第1項第2号の炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

1 炊き出しその他による食品の給与

イ 避難所（長期避難住宅を含む。以下同じ。）に収容された者、武力攻撃災害により住家に被害を受けて炊事のできない者及び避難の指示（法第54条第2項に規定する避難の指示をいう。以下同じ。）に基づき又は武力攻撃災害により住家に被害を受け避難する必要がある者に対して行うものであること。

ロ 被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。

ハ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として1人1日当たり1,330円以内とすること。

2 飲料水の供給

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により現に飲料水を得ることができない者に対して行うものであること。

ロ 飲料水の供給を実施するため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域における通常の実費とすること。

（被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与）

第4条 法第75条第1項第3号の被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与（以下「生活必需品の給与等」という。）は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 1 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものであること。
- 2 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。
 - イ 被服、寝具及び身の回り品
 - ロ 日用品
 - ハ 炊事用具及び食器
 - ニ 光熱材料
- 3 生活必需品の給与等のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次に掲げる額の範囲内とすること。この場合においては、季別は、夏季（4月から9月までの期間をいう。以下同じ。）及び冬季とし、生活必需品の給与等を行う日をもって決定すること。

季別	1人世帯の額	2人世帯の額	3人世帯の額	4人世帯の額	5人世帯の額	世帯員数が6人以上1人を増すごとに加算する額
夏季	19,800円	25,400円	37,700円	45,000円	57,000円	8,300円
冬季	32,800円	42,400円	59,000円	69,000円	87,000円	12,000円

- 4 避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は、必要に応じ前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができること。
（医療の提供及び助産）

第5条 第75条第1項第4号の医療の提供及び助産は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 1 医療の提供
 - イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものであること。
 - ロ 救護班において行うこと。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院若しくは診療所又は施術所（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師（以下「施術者」という。）がその業務を行う場所をいう。以下同じ。）において医療（施術者が行うことができる範囲の施術を含む。）を行うことができること
 - ハ 次の範囲内において行うこと。
 - （1）診療
 - （2）薬剤又は治療材料の支給
 - （3）処置、手術その他の治療及び施術
 - （4）病院又は診療所への収容
 - （5）看護
 - ニ 医療の提供のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療

報酬の額以内とし、施術所による場合は協定料金の額以内とすること。

2 助産

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により助産の途を失った者に対して行うものであること。

ロ 次の範囲内において行うこと。

(1) 分べんの介助

(2) 分べん前及び分べん後の処置

(3) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

ハ 助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の100分の80以内の額とすること。

(被災者の捜索及び救出)

第6条 第75条第1項第5号の被災者の捜索及び救出は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

1 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するものであること。

2 被災者の捜索及び救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

(埋葬及び火葬)

第7条 法第75条第1項第6号の埋葬及び火葬は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

1 武力攻撃災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものであること。

2 原則として、棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行うこと。

イ 棺（附属品を含む。）

ロ 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）

ハ 骨つぼ及び骨箱

3 埋葬のため支出できる費用は、一体当たり大人219,100円以内、小人175,200円以内とすること。

(電話その他の通信設備の提供)

第8条 法第75条第1項第7号の電話その他の通信設備の提供は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

1 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、通信手段を失った者に対して行うものであること。

2 電話、インターネットの利用を可能とする通信端末機器その他必要な通信設備を第2条第1号に規定する避難所に設置し、これらの設備を避難住民等に利用させることにより行うものであること。

3 電話その他の通信設備の提供のため支出できる費用は、消耗器材費、器物の使用謝金、借上費又は購入費、必要な通信設備の設備費及び通信費として当該地域における通常の実費とすること。

(武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理)

第9条 法第75条第1項第8号の規定に基づく令第9条第1号の武力攻撃災害を受けた住宅の

応急修理は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 1 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住家が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものであること。
- 2 居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、1世帯当たり706,000円以内とすること。

(学用品の給与)

第10条 法第75条第1項第8号の規定に基づく令第9条第2号の学用品の給与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 1 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童（特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うものであること。
- 2 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

イ 教科書

ロ 文房具

ハ 通学用品

- 3 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額の範囲内とすること。

イ 教科書代

(1) 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費

(2) 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費

ロ 文房具費及び通学用品費

(1) 小学校児童 1人当たり 5,200円

(2) 中学校生徒 1人当たり 5,500円

(3) 高等学校等生徒 1人当たり 6,000円

- 4 避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は、必要に応じ前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができること。

(死体の捜索及び処理)

第11条 法第75条第1項第8号の規定に基づく令第9条第3号の死体の捜索及び処理は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

- 1 死体の捜索

イ 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者に対して行うものであること。

ロ 死体の捜索のため支出できる費用は、舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

- 2 死体の処理

イ 武力攻撃災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものであること。

ロ 次の範囲内において行うこと。

- (1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置
- (2) 死体の一時保存
- (3) 検案

ハ 検案は、原則として救護班において行うこと。

ニ 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。

- (1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、1体当たり3,600円以内とすること。
- (2) 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は1体当たり5,700円以内とすること。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費を加算することができること
- (3) 救護班において検案をすることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とすること。

(武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去)

第12条 法第75条第1項第8号の規定に基づく令第9条第4号の武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という）の除去は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

- 1 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では、当該障害物を除去することができない者に対して行うものであること。
- 2 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、1世帯当たり140,000円以内とすること。

(救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費)

第13条 法第75条第1項各号に掲げる救援を実施するに当たり必要な場合は、救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費を支給することができる。

- 1 救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とすること。
 - イ 飲料水の供給
 - ロ 医療の提供及び助産
 - ハ 被災者の捜索及び救出
 - ニ 死体の捜索及び処理
 - ホ 救済用物資の整理配分

- 2 救援のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とすること。

資料 8 武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令

(平成 17 年総務省令第 44 号)

(最終改正：令和 6 年 11 月 29 日総務省令第 102 号)

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）第二十五条第二項及び第二十六条第四項（これらの規定を同令第五十二条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令を次のように定める。

（安否情報の収集方法）

第一条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第一百十二号。以下「法」という。）第九十四条第一項及び第二項（法第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による安否情報の収集は、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については様式第一号を、武力攻撃災害により死亡した住民については様式第二号を用いて行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。

（安否情報の報告方法）

第二条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号。以下「令」という。）第二十五条第二項（令第五十二条において準用する場合を含む。）の総務省令で定める方法は、法第九十四条第一項及び第二項（法第八十三条において準用する場合を含む。）に規定する安否情報を様式第三号により記載した書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下同じ。）の送付とする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

（安否情報の照会方法）

第三条 法第九十五条第一項（法第八十三条において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による安否情報の照会は、令第二十六条第一項（令第五十二条において準用する場合を含む。）に規定する事項を様式第四号により記載した書面を総務大臣又は地方公共団体の長に提出することにより行うものとする。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合、安否情報について照会をしようとする者が遠隔の地に居住している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

2 法第九十五条第一項（法第八十三条において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定により安否情報の照会をする者は、前項により提出した書面に記載されている氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の資格確認書、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するに足りるものを提示し、又は提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により、当該書

類を提示し、若しくは提出することができない場合又は前項ただし書きの場合にあっては、当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するために総務大臣又は地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。

- 3 前項ただし書の場合において、総務大臣及び地方公共団体の長が安否情報を照会する者が本人であることを確認するために必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の提出を求めることができる。

(安否情報の回答方法)

第四条 法第九十五条第一項の規定による安否情報の回答は、安否情報の照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別その他必要な事項を様式第五号により記載した書面を交付することにより行うものとする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

(安否情報の提供)

第五条 総務大臣は、全ての都道府県知事又は市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長が法第九十五条第一項の規定に基づく安否情報の回答を行うことができるようにするため、法第九十四条第二項の規定により報告を受けた安否情報のうち当該回答に必要な情報を、都道府県知事及び市町村の長に対し、書面により提供することとする。

附則（平成十七年三月二十八日総務省令第四十四号）（抄）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

附則（平成十八年三月三十一日総務省令第五十号）（抄）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、本則に一条を加える改正規定及び附則第二条の別表の改正規定のうち第五条に係る部分については、平成十九年四月一日から施行する。

附則（平成二十七年九月十六日総務省令第七十六号）（抄）

（施行期日）

第一条 この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下この条及び次条第一項において「番号利用法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年一月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条 略

- 2 次に掲げる省令の規定の適用については、住民基本台帳カード（第五条の規定による改正前の住民基本台帳法施行規則別記様式第二の様式によるものに限る。）は、番号利用法整備法第二十条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた旧住民基本台帳法第三十条の四十四第九項の規定によりその効力を失う時までの間は、個人番号カードとみなす。

一及び二略

- 三 第十一条の規定による改正後の武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令第三条第二項

附則（令和六年十一月二十九日総務省令第百二号）（抄）

この省令中「外国人登録証明書」を「出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百

十九号) 第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書」に改める規定は公布の日から、「被保険証」を「資格確認書」に改める規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和六年十二月二日）から施行する。

資料9 安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答に係る様式

様式第1号（第1条関係）

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 負傷（疾病）の該当	負傷 非該当
⑨ 負傷又は疾病の状況	
⑩ 現在の居所	
⑪ 連絡先その他必要情報	
⑫ 親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んでください。	回答を希望しない
⑬ 知人からの照会があれば、①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○を囲んでください。	回答を希望しない
⑭ ①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んでください。	同意する 同意しない
※ 備考	

(注1) 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

(注3) 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

(注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

様式第2号（第1条関係）

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 死亡の日時、場所及び状況	
⑨ 遺体が安置されている場所	
⑩ 連絡先その他必要情報	
⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意	同意する 同意しない
※ 備考	

(注1) 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により、形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

(注3) 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

(注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄に御記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

(注5) ⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

様式第3号 (第2条関係)

安 否 情 報 報 告 書

報告日時： _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分

市町村名： _____ 担当者名： _____

①氏名	②フリガナ	③出生の年月日	④男女の別	⑤住所	⑥国籍	⑦その他個人を識別するための情報	⑧負傷(疾病)の該当	⑨負傷又は疾病の状況	⑩現在の居所	⑪連絡先、その他必要情報	⑫親族・同居者への回答の希望	⑬知人への回答の希望	⑭親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意	備考

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 「③出生の年月日」欄は、元号表記により記入すること。
3 「⑥国籍」欄は日本国籍を有しない者に限り記入すること。
4 武力攻撃災害により死亡した住民にあつては、「③負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「⑩現在の居所」欄に「遺体の安置されている場所」を記入すること。
5 ⑫～⑭の希望又は同意欄には、安否情報の提供に係る希望又は同意について「有」又は「無」と記入願います。この場合において、当該希望又は同意について特段の条件がある場合は、当該条件を「備考」に記入すること。

様式第4号（第3条関係）

安 否 情 報 照 会 書

年 月 日		
総務大臣 （都道府県知事） 殿 （市町村長）		
申請者 住所(居所) _____ 氏名 _____		
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照会をする理由 （○を付けてください。③の場合、理由を記入願います。）	① 被照会者の親族又は同居者であるため。 ② 被照会者の知人（友人、職場関係者及び近隣住民）であるため。 ③ その他	
備 考		
被照会者を特定するために必要な事項	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 （日本国籍を有しない者に限る。）	日本 その他（ ）
	その他個人を識別するための情報	
※ 申請者の確認		
※ 備 考		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とします。
- 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
- 4 ※の欄には記入しないで下さい。

様式第5号（第4条関係）

安 否 情 報 回 答 書

年 月 日		
殿		
総務大臣 （都道府県知事） （市町村長）		
年 月 日付で照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 （日本国籍を有しない者に限る。）	日本 その他（ ）
	その他個人を識別するための情報	
	現在の居所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要情報	

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
 - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 - 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
 - 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。